

表紙

大田市こども計画

令和 7 年度～令和 11 年度

概要版に合わせたイラストが入ります

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
(1) 計画策定の社会的背景	1
(2) 国の取り組み	1
(3) 本市における計画策定趣旨	2
2. 計画の根拠と位置づけ	3
3. 計画の期間	5
4. 策定体制	5
5. 進行管理	6
6. 本計画が踏まえる法律・大綱・ビジョン	6
7. 第2期大田市子ども・子育て支援事業計画の評価	7
第2章 大田市のこども・子育てを取り巻く現状	8
1. 統計から見た大田市の現状	8
(1) 人口・世帯数等の状況	8
(2) 人口動態の状況	12
(3) 婚姻と出生率の状況	13
(4) 人口の将来推計	16
(5) 就業の状況	17
第3章 計画の基本理念	18
1. 計画の基本理念	18
2. 施策体系	19
第4章 施策の展開	20
(1) 未来を担うこどもの育成	20
①こども・若者の権利が尊重され、活躍できる環境づくり	20
②若者の社会的自立に向けた支援	22
③こども・若者の自死対策、犯罪などからこども・若者を守る取り組み	25
(2) こどもを育む家庭への支援	29
①安心して妊娠・出産できる環境の整備	29
②幼児期までのこどもの育ちの支援	32
③安心して子育てや仕事に取り組むことができる環境づくり	35
④全てのこどもの学びの機会の確保と心身の健康づくり	38
⑤子育てや教育に関する経済的負担の軽減	41
(3) サポートが必要なこどもと家庭への支援	44
①障がい児支援・医療的ケア児等への支援	44
②児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	48
③こどもの貧困対策	50
④ひとり親家庭への支援	52
(4) こども・子育てをみんなで支える地域づくり	54
①地域における子育て支援	54

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の目標事業量と提供体制	60
（1）提供区域の設定	62
（2）教育・保育施設等の目標事業量と提供体制	63
（3）地域こども・子育て支援事業の目標事業量と提供体制	68
1）①利用者支援事業（基本型、特定型、こどもセンター型）	68
②利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業）（新規）	69
2）延長保育事業	70
3）放課後児童クラブ	71
4）子育て短期支援事業	73
5）こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）	73
6）養育支援訪問事業	74
7）子育て世帯訪問支援事業（新規）	75
8）児童育成支援拠点事業（新規）	75
9）親子関係形成支援事業（新規）	75
10）地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	76
11）①一時預かり事業（幼稚園等在園者対象）	77
②一時預かり事業（在園児対応型以外）	78
12）病児・病後児保育事業	79
13）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	80
14）妊婦一般健康診査	81
15）乳幼児等通園支援事業（新規）	82
16）産後ケア事業（新規）	83
17）子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業（要保護児童対策地域協議会機能強化事業）	84
18）実費徴収に係る補足給付を行う事業	84
19）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	84
資料編	85
1 用語集	85
2 アンケート結果概要	89
就学前児童保護者アンケート結果	89
小学生保護者アンケート結果	103
こども（小中学生）アンケート結果	116
高校生への意見聴取	123
3 大田市子ども・子育て支援推進会議条例	125
4 大田市子ども・子育て支援推進会議委員名簿	126
5 計画策定の経過	127
6 法令集	128

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の社会的背景

1989年（平成元年）、国連総会において「児童の権利に関する条約」が採択され、「子ども」が「権利の全面的主体であること」や「守られるべき保護の対象」であるとされました。これを受けて我が国では、子どもの権利擁護のために児童虐待防止の強化や養育環境の支援、いじめ防止などの取り組みが行われてきました。

令和3年に、国が実施した国民生活基礎調査で、貧困状態にある子どもの割合は11.5%であり、その内ひとり親家庭の割合は44.5%と半数近くを占めており、依然として高い状況にあります。また、児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果においては、小中学生における不登校やいじめの件数の増加、福祉行政報告では、児童虐待の相談対応件数も増加傾向にあると示されています。さらに、コロナ禍による人とのつながりの希薄化、団体活動や自然体験の減少も大きな課題になっています。

少子化も加速しており、令和5年人口動態統計によると、我が国の出生数は727,288人で前年の770,759人より43,471人減少し、統計開始以来最少となりました。その背景には未婚化と晩婚化があると言われており、若い世代の低所得、不安定な雇用環境、出会いの場の減少が指摘されています。子育て当事者にとっては、子育てしやすい社会環境が整備されているとはいえず、子育てと仕事との両立が困難な職場環境であるため、経済的・精神的負担感が大きくなっている状況にあります。

我が国のこども・若者の自己肯定感は諸外国と比較しても低い状況にあるため、こども・若者のウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）向上が求められています。こども・若者や子育てをめぐる深刻な状況において、若い世代が将来に明るい希望を持ち、全てのこどもが健やかに成長できる取り組みが喫緊の課題となっています。

(2) 国の取り組み

国においては、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取り組みや政策を日本社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」を掲げ、こどもの視点でこどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず健やかな成長を社会全体で後押しする機関として、令和5年4月1日、こども家庭庁が設立されました。

同日、こども基本法が施行され、全てのこどもが個人として尊重されること、適切な養育や生活の保障、意見を表明する機会の確保、こどもの意見の尊重や最善の利益の考慮、子育て環境の整備などが基本理念として掲げられました。

そして、この基本理念にのっとり、こども施策を総合的に推進するために「こども大綱」が定められました。こども大綱は、従来の少子化対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね一元的に定めています。国は、「こどもまんなか社会」の実現を使命とする「こども大綱」のもと、施策の推進に取り組んでいます。

(3) 本市における計画策定趣旨

本市においては、市の現状と課題等を踏まえながら、子どもたちの健やかな成長と子育てを社会全体で応援するまちづくりを目指して、大田市次世代育成支援行動計画（前期計画：平成 16 年～20 年度、後期計画：平成 21 年～26 年度）、大田市子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年～平成 31 年度/令和元年度）、第 2 期大田市子ども・子育て支援事業計画（令和 2 年～令和 6 年度）を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、子ども・子育て支援施策を推進してきました。

新たな計画を策定するにあたり、これまで「おおだで生まれ育った“誇り”をみんなが抱けるまちへ」という基本理念のもとで、進めてきた取り組みを継承するとともに、さらに誕生前からこどもの成長にあたっての切れ目ない支援や貧困対策、成長過程にある全てのこども・若者の健やかな成長と自立支援などを包含し、子育てを一体的に支援するため、「大田市こども計画」を策定するものとします。

2. 計画の根拠と位置づけ

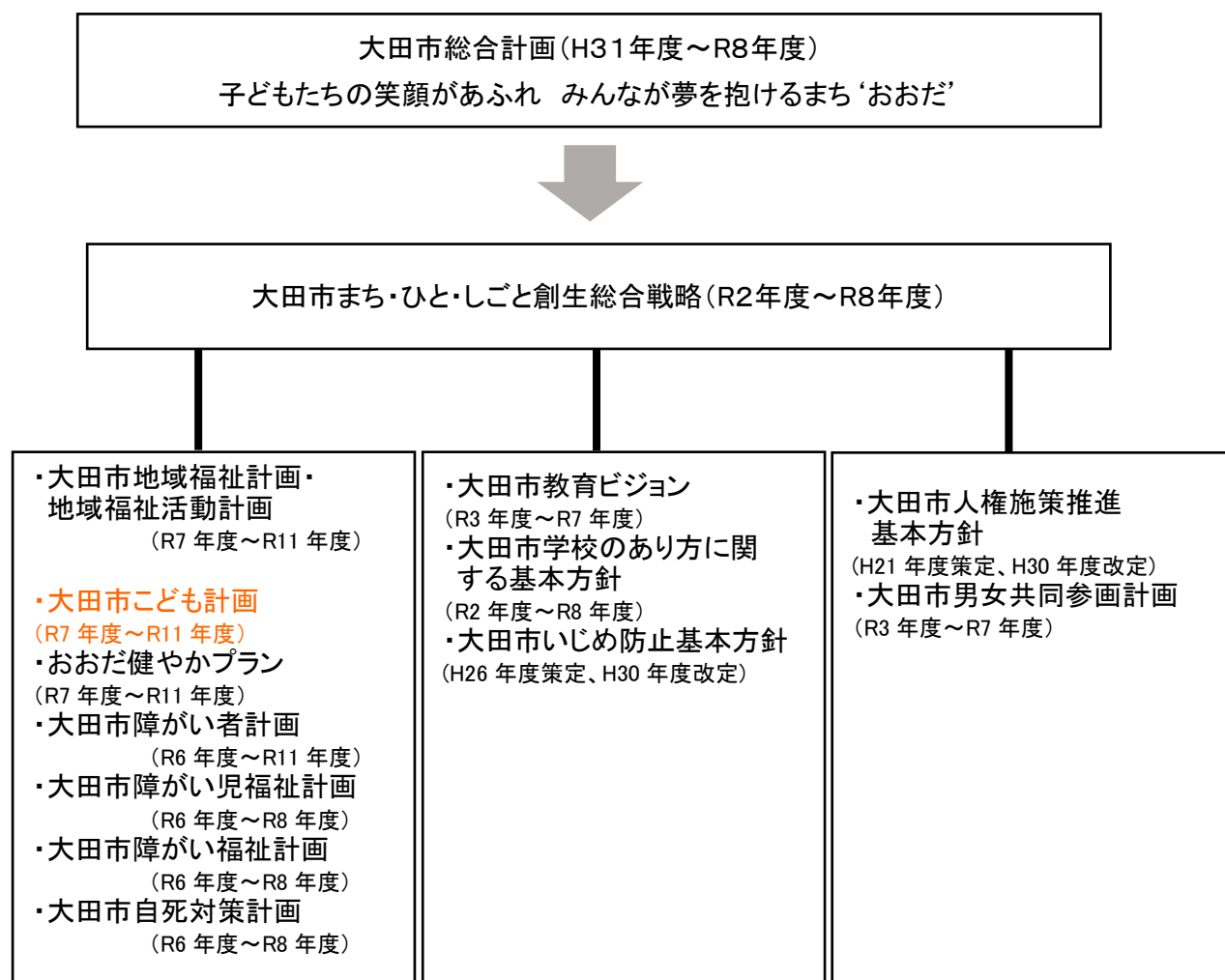
本計画は、こども基本法第10条第2項における「市町村におけるこども施策についての計画」として策定します。

本計画については、「こども大綱」を勘案し、少子化対策基本法における長期的な少子化に対処するための施策、子ども・若者育成支援推進法第8条第2項に掲げる事項、子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項を含むものとします。

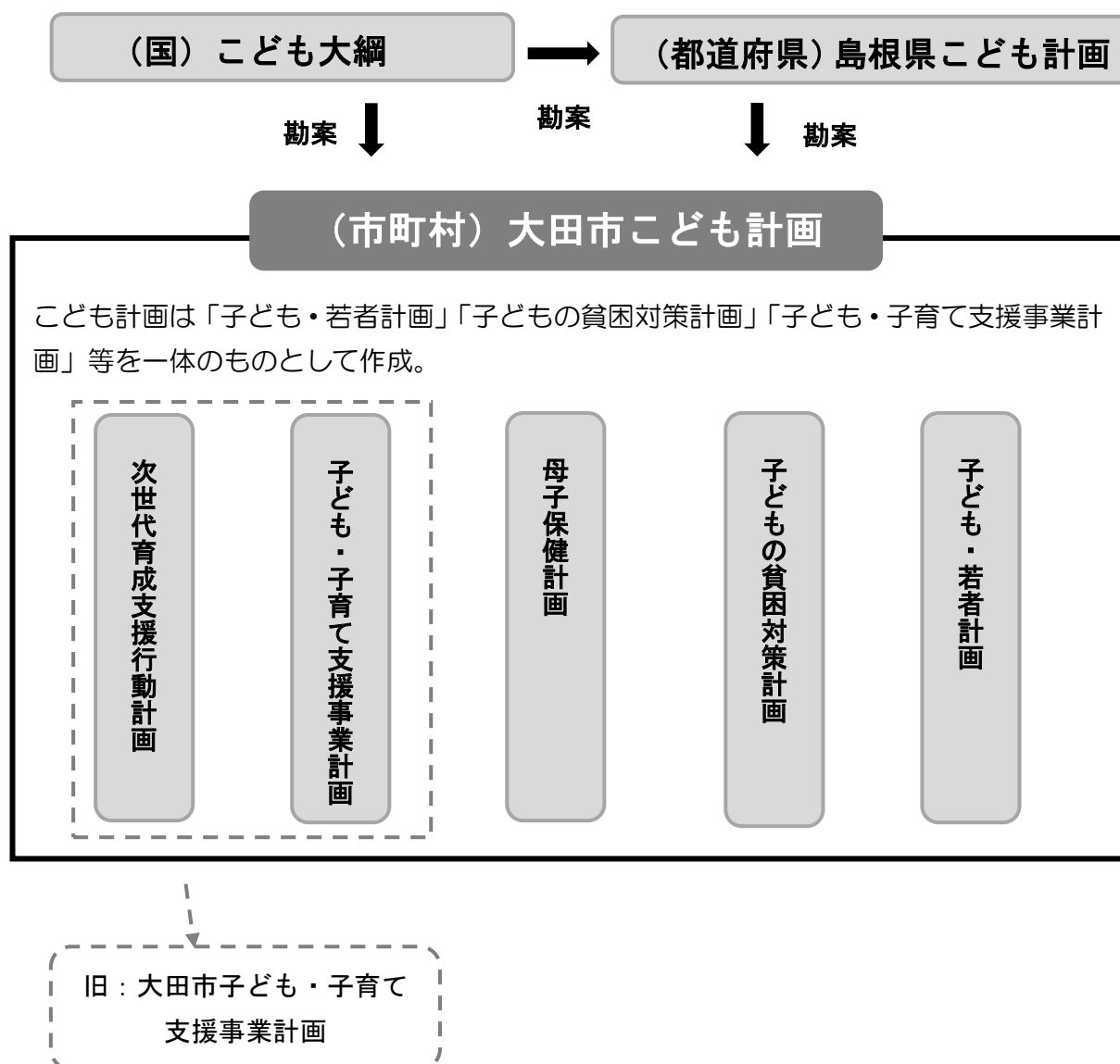
これらを踏まえ、本市におけるこども・若者や子育てを総合的に支援するため、「子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援行動計画」「母子保健計画」「子どもの貧困対策計画」「子ども・若者計画」を一体のものとし、島根県における「しまねっ子すくすくプラン（島根県こども計画）」も踏まえて本計画を策定します。

さらに、本市の最上位計画である「大田市総合計画」や、関連計画である「大田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」、「おおだ健やかプラン」等と整合・連携を図るものとします。

■他計画との関連イメージ図



■こども計画の位置づけ



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。中間年度である令和9年度に、施策の方向性に基づき進捗状況の確認と評価を行い、計画最終年度である令和11年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

H27～H31/R1	R2～R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
大田市子ども・子育て支援事業計画	第2期大田市子ども・子育て支援事業計画						
		大田市こども計画（本計画）					
		中間見直し 評価・次期計画策定					次期以降

4. 策定体制

（1）大田市子ども・子育て支援推進会議

本計画の策定にあたっては、大田市子ども・子育て支援推進会議により検討を行いました。学識経験者をはじめ、こどもの保護者や保育所等事業所の代表者、こども・子育て支援、こども・若者支援に係る事業の代表者等から構成される委員の、施策に対するご意見を踏まえ、策定しています。

（2）大田市子ども・子育てに関する市民アンケート調査の実施

本計画を策定するにあたっての基礎資料として、就学前のお子さんや小学生のお子さんをもつ保護者の保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況、利用意向、市の施策への意見等を把握するために、令和5年度に「大田市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査」を実施しました。

（3）小学生・中学生・高校生等へのアンケートの実施

こどもの権利や居場所などについて、小中学生及び高校生等への意識や認知度を把握するため、令和6年度に市内の小学5年生及び中学2年生、高校2年生及び子ども家庭支援課等で相談対応している高校生世代を対象にアンケート調査を実施しました。またアンケートで、こどもたちから多く意見のあった「相談の場」や「居場所」については、高校に出向き、付箋紙に思いを書いて模造紙に貼ってもらうことや、それぞれのテーマごとにワークショップを行い、さらに詳しくこどもたちの意見を聴きました。

（4）施設等アンケートの実施

子育て支援の実態を把握するために、令和5年度に子育て支援施設等に対してアンケートを送り回答していただきました。（送付先：地域子育て支援センター、子育てサロン・サークル、保育所（園）等、放課後児童クラブ、放課後子ども教室）

（5）保健事業によるアンケートの実施

妊娠8か月頃アンケート、乳幼児健診時の問診、高校生の性のアンケート、育児教室参加者へのアンケートの、令和5年度の調査結果をもとに実態把握を行いました。

（６）庁内関係部署との連携会議及びヒアリング調査の実施

こどもへの意見聴取の方法や計画案については、健康福祉部及び教育委員会の関係課で連携会議を開催し、協議をすすめました。また庁内の関係各課には、令和６年度に関係するこども施策に関するヒアリングを実施しました。

（７）県及び市における関連資料の参照

島根県のこども計画「しまねっ子すくすくプラン」を勘案し、大田市こども計画を策定するとともに、こどもの意識や生活、貧困に関する調査資料として「島根県こどもの生活に関する実態調査結果」を参考としました。また、少子化対策については「第２次大田市総合計画（後期計画）」策定に係る高校生アンケート調査結果を参考としました。

（８）パブリックコメントの実施

策定した本計画（案）について、令和７年２月にパブリックコメントを実施しております。

5. 進行管理

本計画の進捗状況については、PDCA サイクル（Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善））に基づいて、各事業の取組状況・利用実績を把握し、毎年度「大田市子ども・子育て支援推進会議」にて実施状況を調査審議します。

また、評価の結果「目標事業量」や「確保方策」が需要に対して不足が生じている場合やニーズが増加した場合は、「大田市子ども・子育て支援推進会議」において改めて調査審議を行い、必要な見直しについて検討します。

なお、計画の進捗状況については、毎年度、ホームページ等において公開します。

6. 本計画が踏まえる法律・大綱・ビジョン

本計画策定にあたっては、「こども基本法」を根拠とし、その施策が定められた「こども大綱」にのっとり、また「幼児期までのこどもの育ちにかかる基本的なビジョン」を踏まえ、本市の状況やまちづくりに応じて作成します。

〈誰一人取り残さない持続可能な社会へ〉

SDGs は、平成 27 年（2015）9 月の国連サミットで採択された「国際社会における 2030 年までの開発目標」です。持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットで構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを誓っています。本市のこども施策も、この SDGs（持続可能な開発目標）を十分に踏まえ、取り組んでいきます。

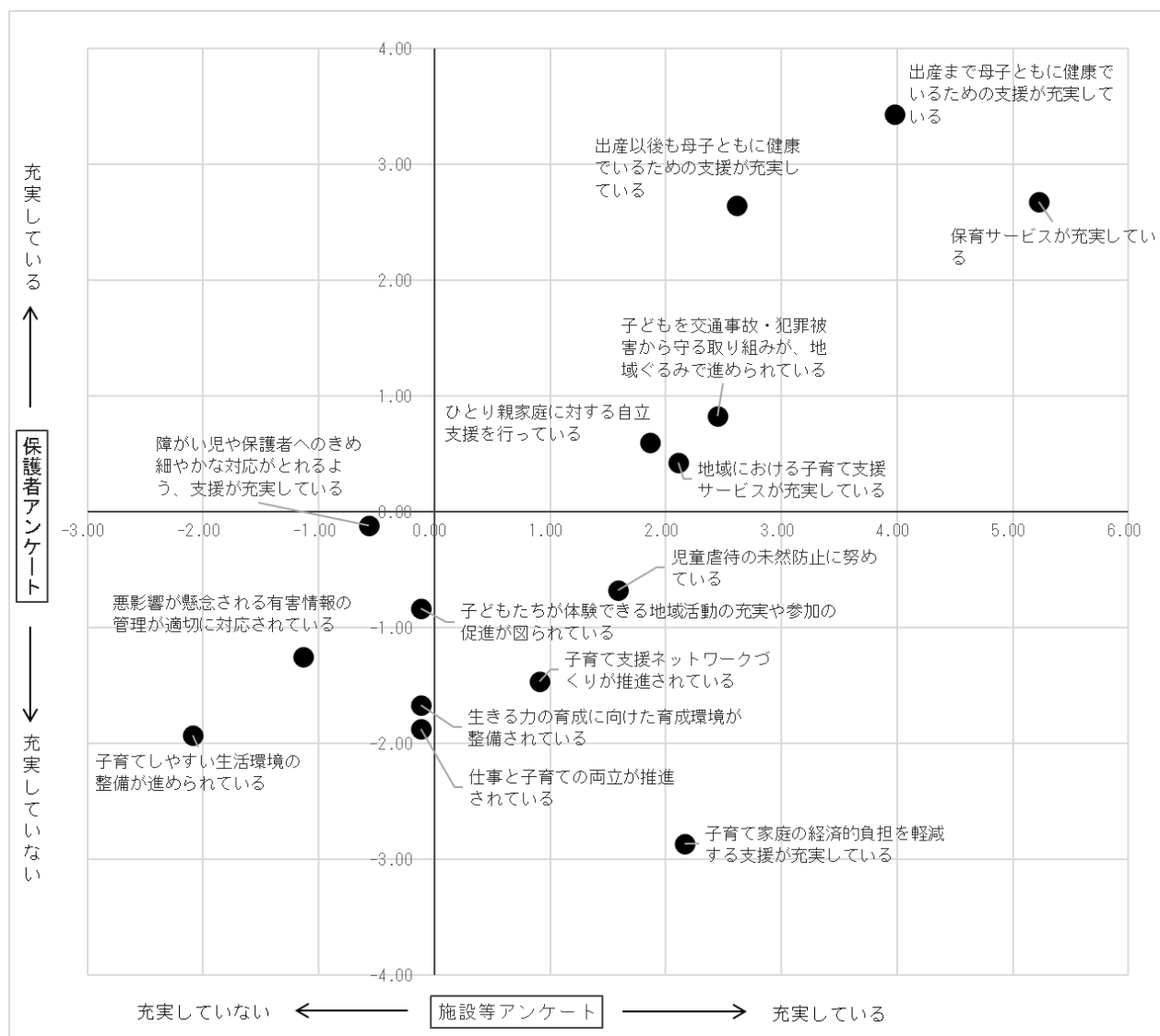


7. 第2期大田市子ども・子育て支援事業計画の評価

本計画の策定にあたり、第2期計画において進めてきた取り組みの評価を行うために、令和5年度の市民アンケート（就学前児童及び小学生保護者アンケート）及び施設等アンケートにおいて、第2期計画においての施策の方向ごとの充実度について調査を行い、評価点を算出しました。

市民アンケートの評価の結果としては、評価が「充実している」に傾いている施策より、「充実していない」に傾いている施策がやや多い結果となっています。仕事との両立や生活環境の整備に関する評価が低い傾向にあります。

また、市民アンケートと施設等アンケートを比較すると、市民アンケートでは、評価が「充実していない」に傾いている項目でも、施設等アンケートでは「充実している」に傾いている施策が見られます。評価が低い施策については、より一層子ども・子育て支援施策の充実が求められています。限られた財源のなかで、子育て支援サービスの充実を工夫するとともに、支援について適切な情報発信も重要です。



※保護者アンケートは、就学前児童保護者及び小学生児童保護者アンケートの平均値となっています。

■（アンケート調査結果による）施策の方向ごとの評価点

項目	No.	施策の方向	就学前児童保護者アンケート	小学生保護者アンケート	施設等アンケート
母子保健に関すること	1	出産まで母子ともに健康であるための支援が充実している	3.55	3.31	3.98
	2	出産以後も母子ともに健康であるための支援が充実している	2.83	2.46	2.61
子育て支援の推進	3	地域における子育て支援サービスが充実している	0.52	0.33	2.11
	4	保育サービスが充実している	3.07	2.29	5.23
	5	仕事と子育ての両立が推進されている	▲ 1.88	▲ 1.87	▲ 0.11
	6	子育て支援ネットワークづくりが推進されている	▲ 1.35	▲ 1.58	0.91
	7	子育て家庭の経済的負担を軽減する支援が充実している	▲ 3.16	▲ 2.57	2.16
子どもの心身の健やかな成長に関する教育環境の整備	8	生きる力の育成に向けた育成環境が整備されている	▲ 1.78	▲ 1.56	▲ 0.11
	9	子どもたちが体験できる地域活動の充実や参加の促進が図られている	▲ 1.10	▲ 0.57	▲ 0.11
	10	悪影響が懸念される有害情報の管理が適切に対応されている	▲ 1.26	▲ 1.25	▲ 1.14
要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進	11	児童虐待の未然防止に努めている	▲ 0.56	▲ 0.80	1.59
	12	ひとり親家庭に対する自立支援を行っている	0.61	0.60	1.86
	13	障がい児や保護者へのきめ細やかな対応がとれるよう、支援が充実している	▲ 0.11	▲ 0.12	▲ 0.57
子どもの安全を確保し、子育てを支援する環境の整備	14	子どもを交通事故・犯罪被害から守る取り組みが、地域ぐるみで進められている	0.72	0.94	2.44
	15	子育てしやすい生活環境の整備が進められている	▲ 2.11	▲ 1.76	▲ 2.09

【評価点の算出方法】

加重平均により算出。アンケートにおいて、施策が「充実していると思いますか」という設問に対して、「そう思う：10点」「ややそう思う：5点」「どちらともいえない：0点」「あまりそう思わない：▲5点」「そう思わない：▲10点」とし、各評価点に回答者数を掛けた値に全体の回答数（無回答を除く）で割り算出しました。

第2章 大田市のこども・子育てを取り巻く現状

1. 統計から見た大田市の現状

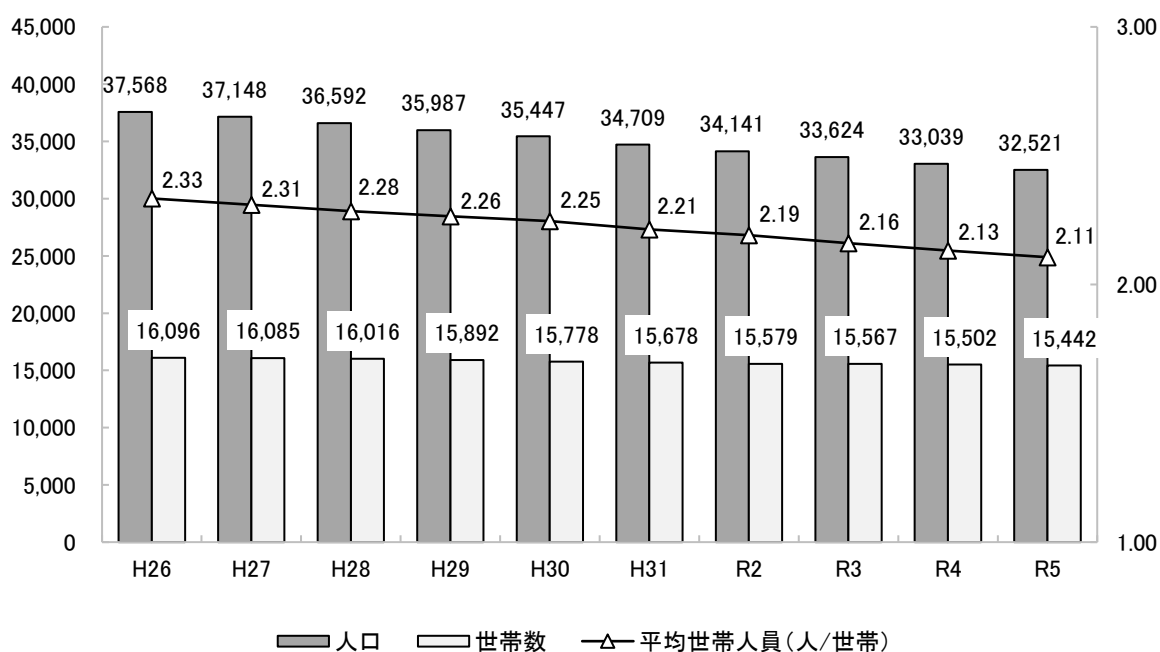
(1) 人口・世帯数等の状況

■ 総人口と世帯数

本市の人口は、令和5年では、32,521人、世帯数は15,442世帯となっており、平成31年と比較すると人口は2,188人、世帯数は236世帯の減少となっています。また、平均世帯人員についても減少傾向であり、令和5年では2.11人となっています。

■ 総人口と世帯数

(人・世帯)

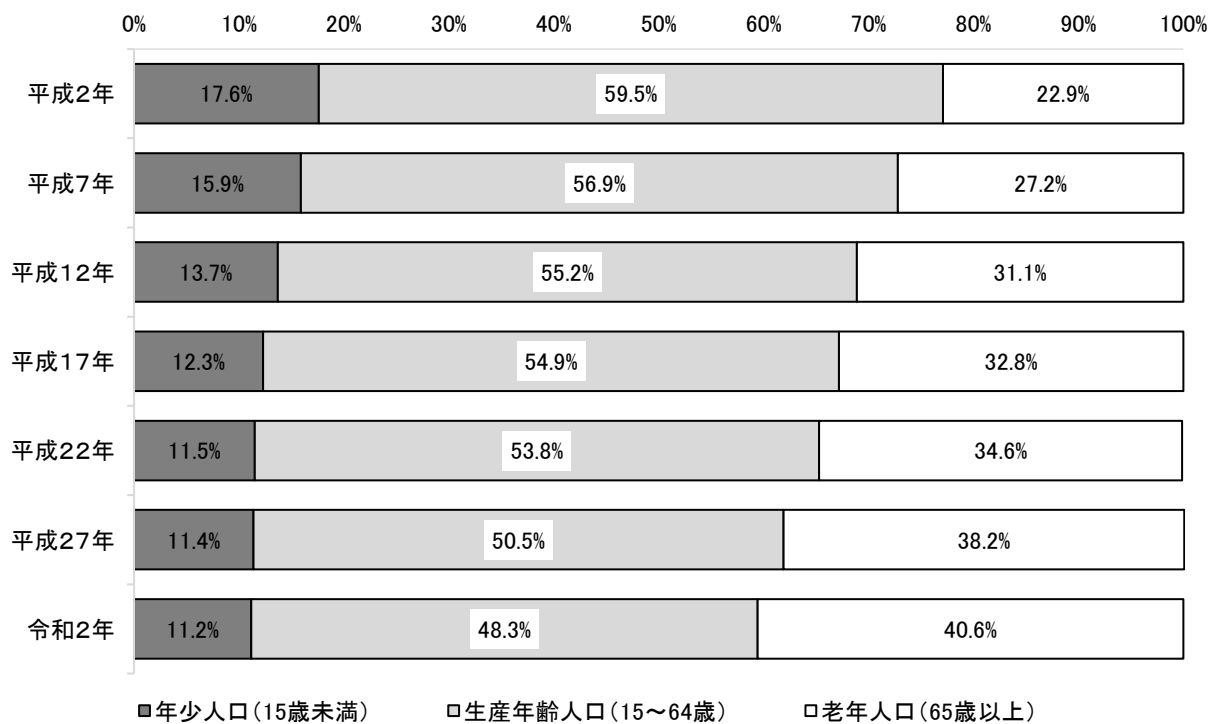


資料:住民基本台帳(各年3月末)

■ 年齢3区分別人口

本市の年齢 3 区分別人口比を見ると、年少人口（15 歳未満）、生産年齢人口（15～64 歳）は減少傾向にあります。その一方、老年人口（65 歳以上）の割合は増加傾向にあり、少子高齢化が進んでいます。

■ 年齢 3 区分別人口比の推移

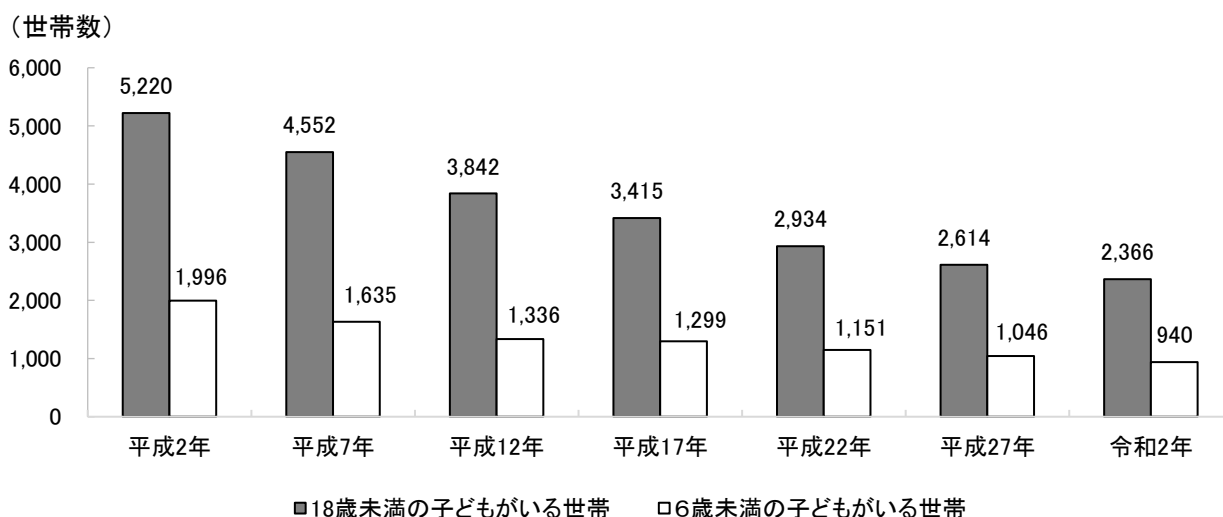


資料：国勢調査

■ こどものいる世帯の状況

本市の 18 歳未満のこどもがいる世帯、6 歳未満のこどもがいる世帯数をみると、ともに平成 2 年以降減少傾向で推移しており、平成 2 年と令和 2 年とを比較すると 18 歳未満のこどもがいる世帯が 2,854 世帯、6 歳未満のこどもがいる世帯が 1,056 世帯の減少となっています。なお、18 歳未満のこどもがいる世帯数は、6 歳未満のこどもがいる世帯を含みます。

■ 子どものいる世帯数の推移



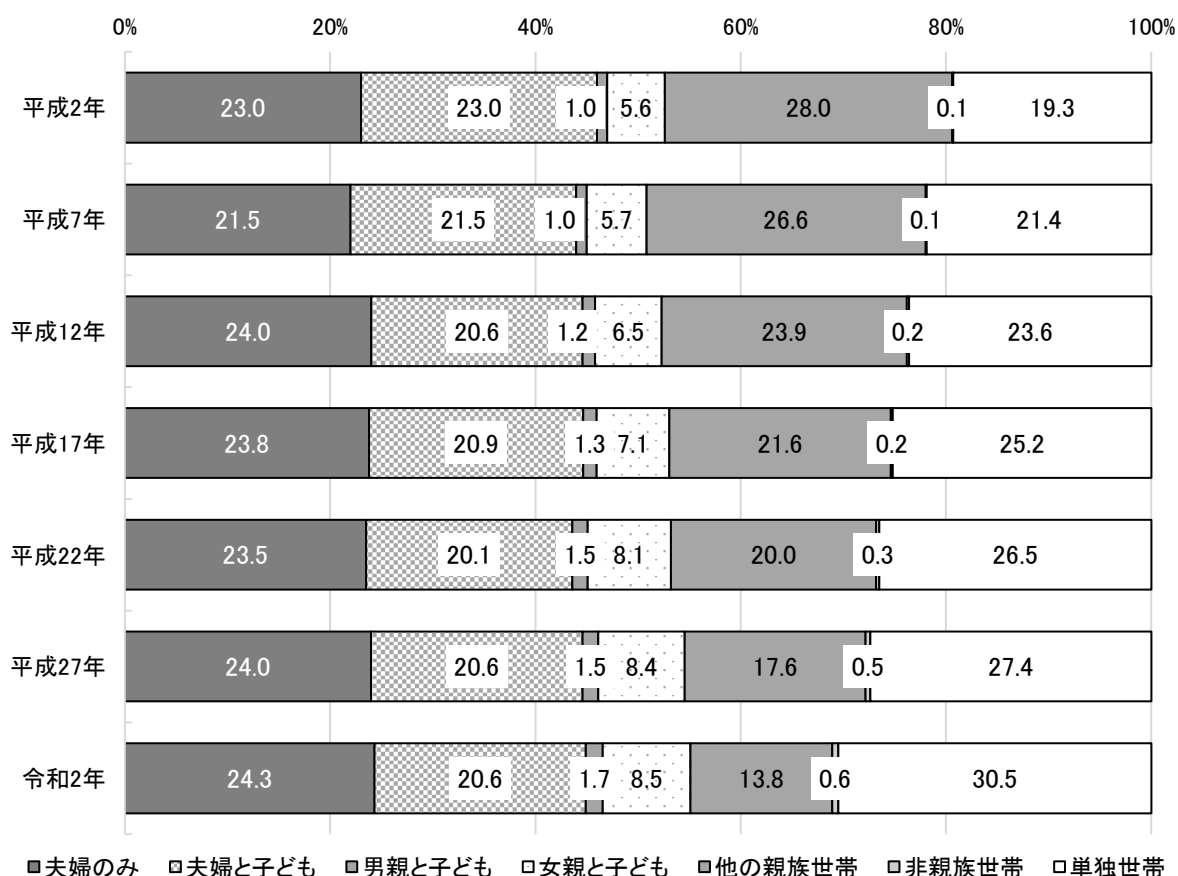
資料：国勢調査

■ 家族構成の状況

本市の家族構成比を見ると、核家族世帯（「夫婦のみ」「夫婦と子ども」「男親と子ども」「女親と子ども」）は微増の傾向があり、単独世帯はそれよりも大きく増えています。三世帯世帯を含む核家族でない「他の親族世帯」は、減少傾向となっています。

ひとり親世帯数の推移を見ると、平成 27 年と比較し、令和 2 年では母子世帯は同数で 145 世帯、父子世帯は増加し 24 世帯となっています。

■ 家族構成比の推移



資料: 国勢調査

■ ひとり親世帯の推移

単位(世帯)	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
母子世帯	100	109	133	148	160	145	145
父子世帯	28	29	30	30	19	17	24

家族世帯のうち未婚、死別又は離別の女親又は男親とその未婚の 20 歳未満のこどものみから成る一般世帯を母子世帯又は父子世帯とする。

資料: 国勢調査

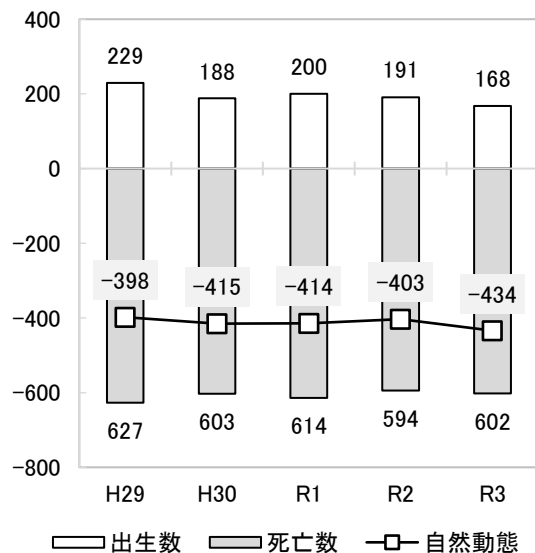
(2) 人口動態の状況

■ 自然動態と社会動態

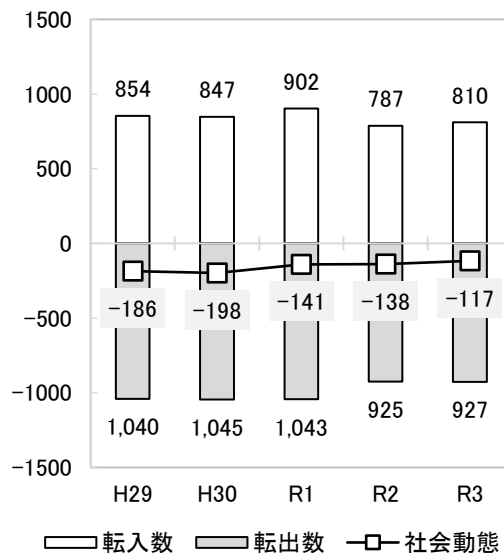
自然動態については、死亡数は横ばいですが、出生数が減少しています。

転入・転出から見る社会動態は、平成 29 年から令和 3 年まで転出が転入よりも上回っています。人口減少に伴い、転入・転出とも移動数は縮小の傾向にあります。

■ 自然動態の推移



■ 社会動態の推移

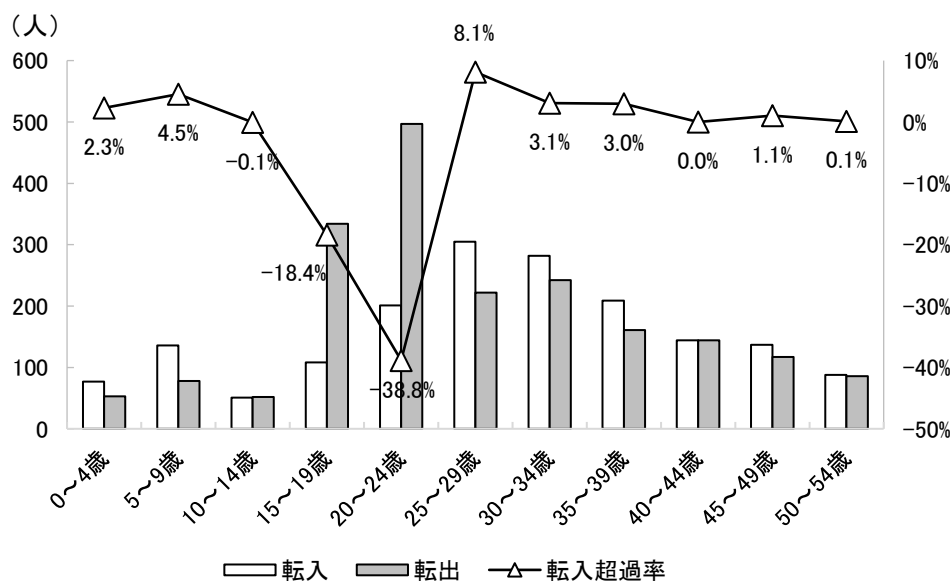


資料：島根県保健統計書

■ 年齢別社会動態

年齢別に平成 27 年から令和 2 年の転出・転入の状況をみると、15～24 歳で転出が転入を大きく上回っており、進学や就職による影響が伺えます。25～29 歳では転入が転出をやや上回っています。

■ 年齢別社会動態（平成 27 年から令和 2 年の転入・転出）



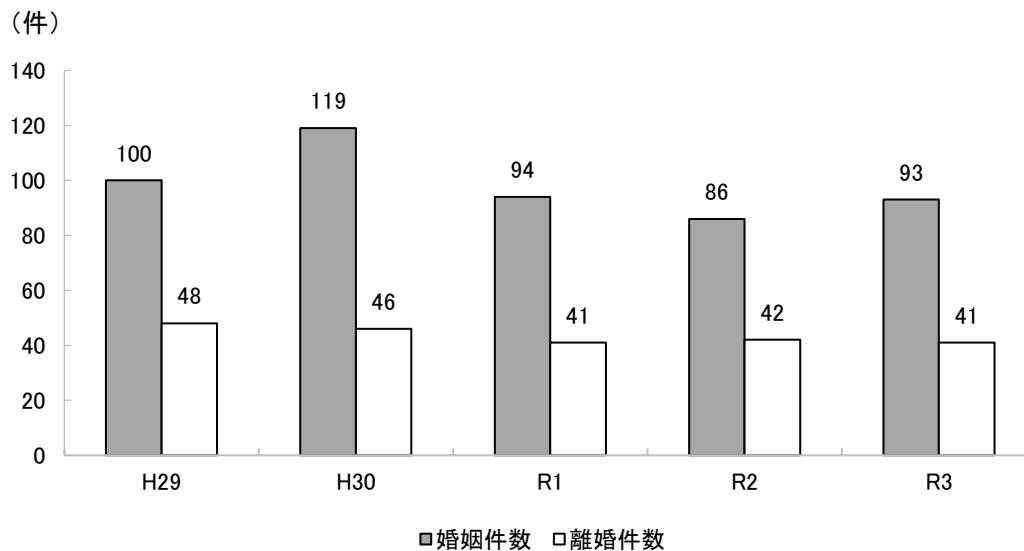
資料：国勢調査

(3) 婚姻と出生率の状況

■ 婚姻数・離婚数

婚姻件数は、平成 30 年に一時増加していますが、令和元年以降は 100 件を下回っています。婚姻件数の減少に伴い、離婚件数も減少傾向になっています。

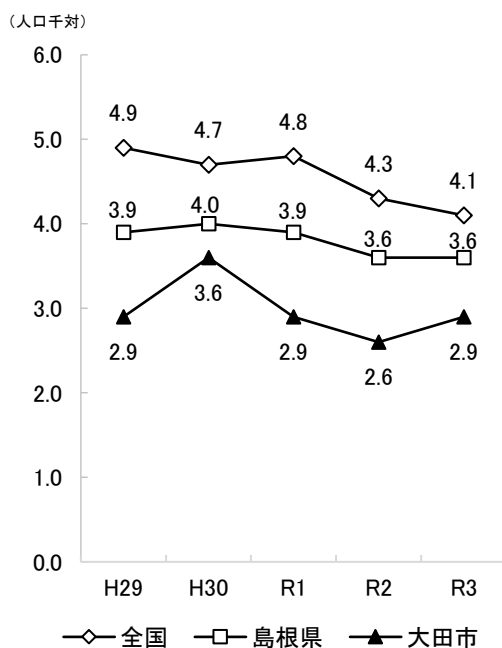
■ 婚姻数と離婚数



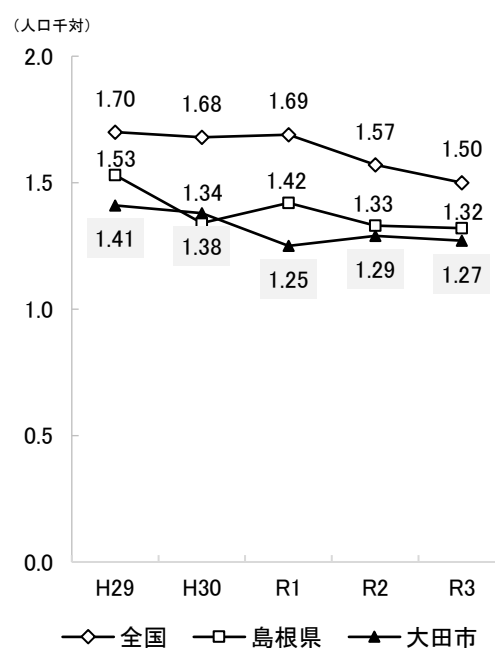
資料: 島根県保健統計書

大田市の婚姻率は、全国、島根県と比較して大きく下回っており、令和 3 年には、人口千人に対する婚姻件数の割合が全国 4.1 件、島根県 3.6 件に対して大田市は 2.9 件となっています。

■ 婚姻率の推移



■ 離婚率の推移



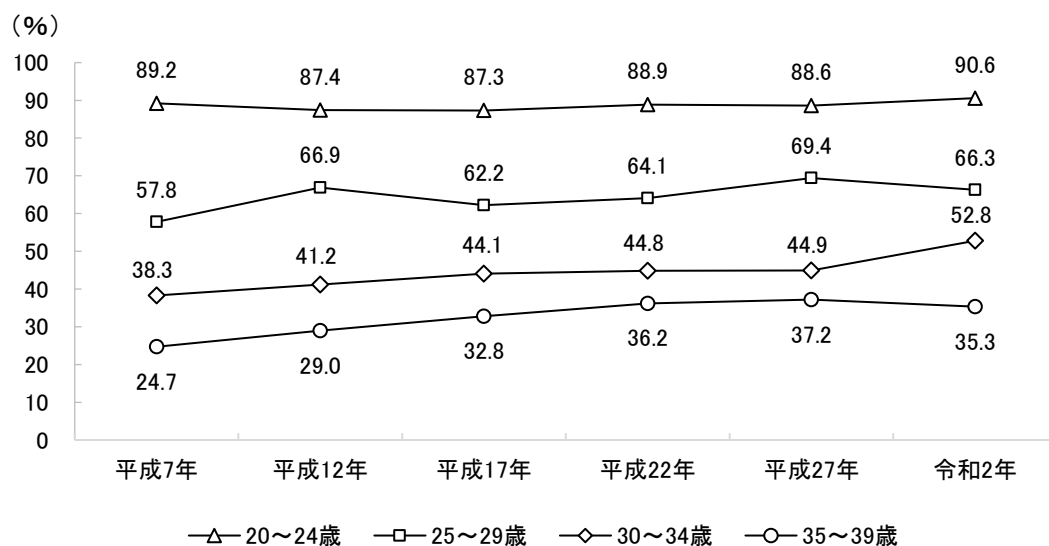
資料: 島根県保健統計書

■ 男女別未婚率

男性の未婚率、女性の未婚率ともに、各年代とも増加傾向となっています。男性の未婚率と女性の未婚率を比べると、全年齢において男性の方が高い傾向が見られます。

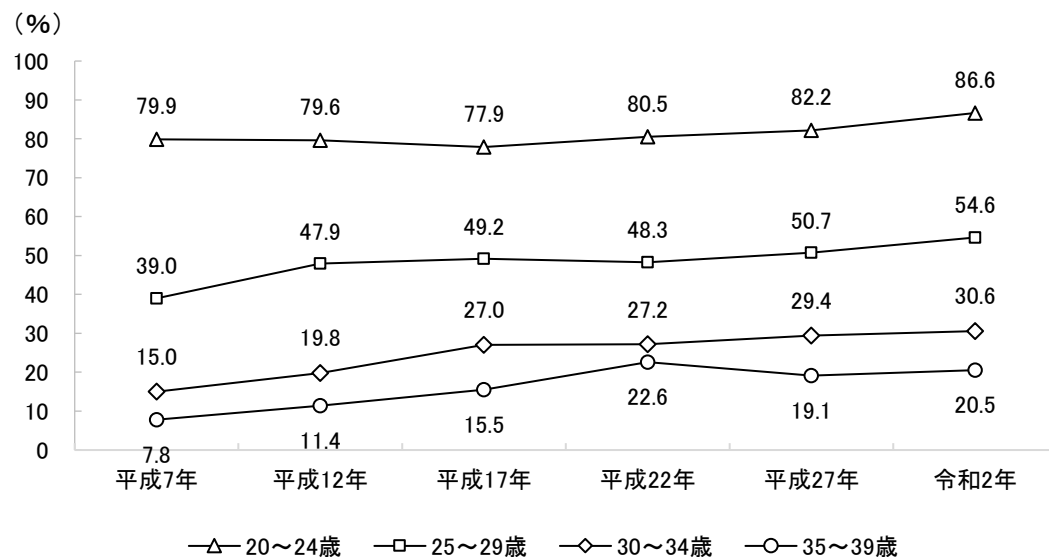
平成7年から令和2年の経年変化を見ると、特に男性の30～34歳、女性の25～29歳、30～34歳、35～39歳において、未婚率が12～15%上昇しています。

■ 年齢別未婚率の推移（男性）



資料：国勢調査

■ 年齢別未婚率の推移（女性）



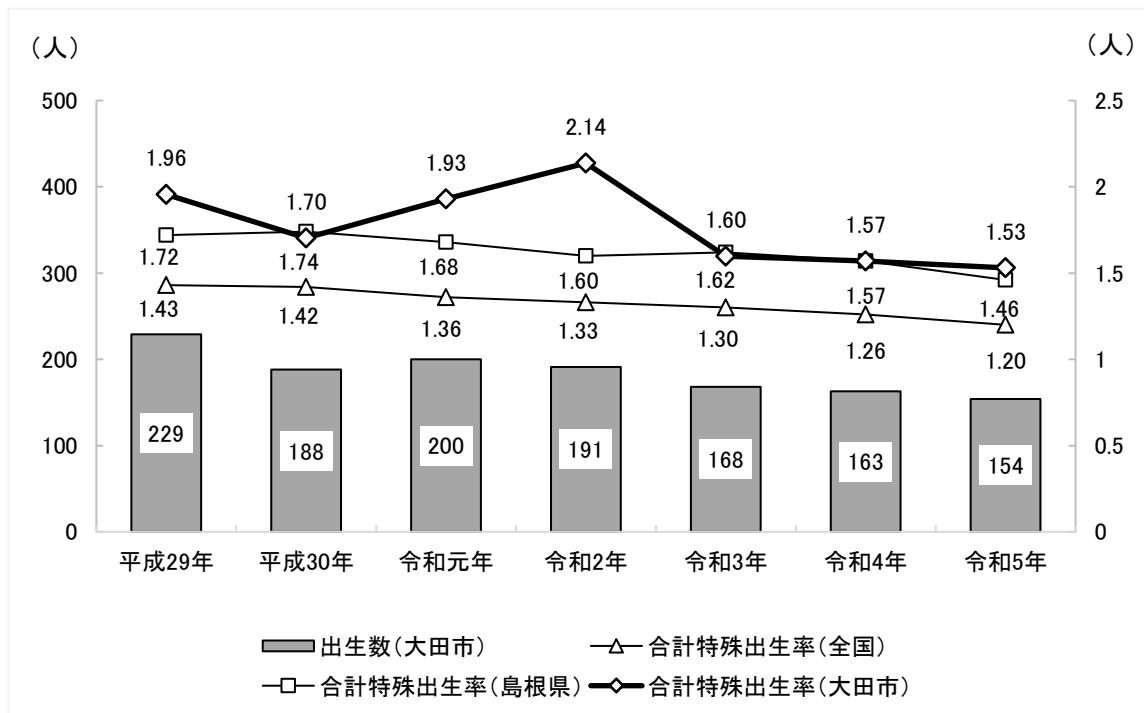
資料：国勢調査

■ 出生数と合計特殊出生率¹

出生数は平成 30 年から令和 2 年まではほぼ横ばいで推移しています。

合計特殊出生率は、令和 2 年までは島根県よりも高い値でしたが、近年は、同程度の出生率で推移しています。

■ 出生数と合計特殊出生率



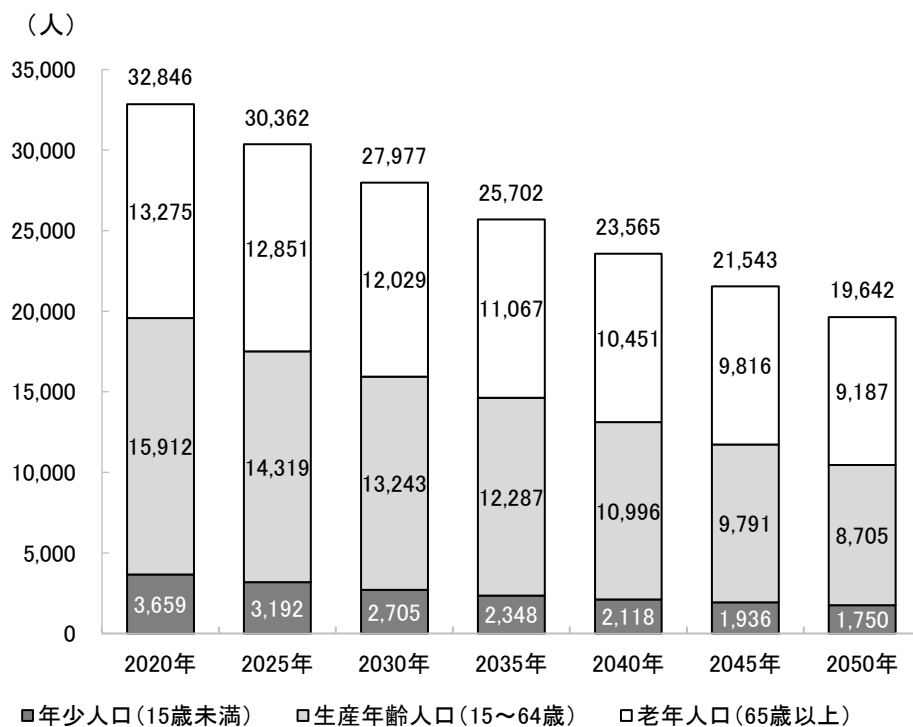
資料：人口動態統計

¹ 合計特殊出生率とは、1 人の女性が生涯に産むとされる子どもの人数のこと。人口維持には 2.07 人が必要。

(4) 人口の将来推計

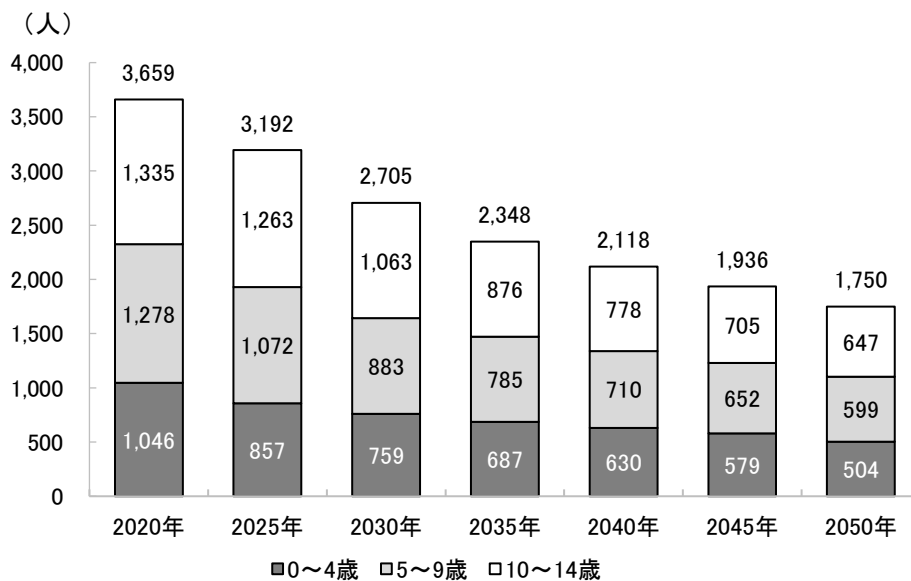
国立社会保障・人口問題研究所によると、大田市の総人口の将来推計は減少傾向で推移し、2050年には19,642人になると見込まれています。また、年少人口は2050年には、1,750人になると推計され、2020年と比べて大幅に減少すると見込まれています。

■総人口の将来推計



資料: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」

■年少人口の将来推計の内訳



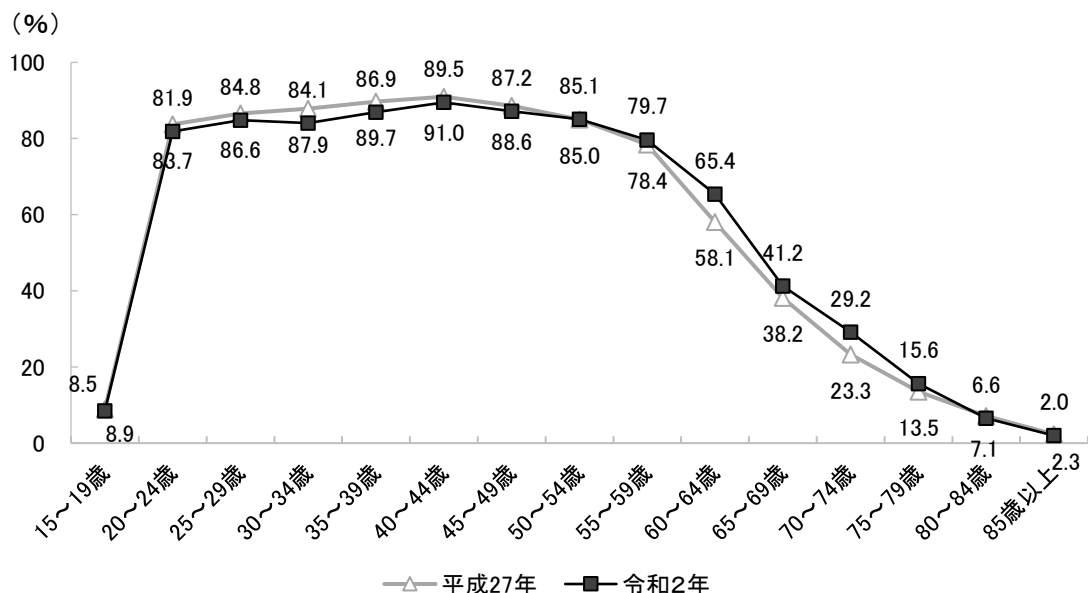
資料: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」

(5) 就業の状況

■ 女性の就業率

女性の年齢別就業率をみると、平成 27 年と令和 2 年ではほぼ同様の就業率になっています。全国や島根県と比べて見ると、20 歳から 59 歳までの就業率が高くなっています。これは前回の計画時と同様の傾向です。

■ 女性の年齢別就業率



単位 (%)	大田市		島根県	全国
基準年	平成 27 年	令和2年	令和2年	令和2年
15～19 歳	8.9	8.5	10.7	14.2
20～24 歳	83.7	81.9	70.8	59.7
25～29 歳	86.6	84.8	80.8	68.9
30～34 歳	87.9	84.1	79.7	64.5
35～39 歳	89.7	86.9	81.3	64.9
40～44 歳	91.0	89.5	84.0	68.5
45～49 歳	88.6	87.2	84.1	70.6
50～54 歳	85.0	85.1	82.5	70.2
55～59 歳	78.4	79.7	79.2	68.0
60～64 歳	58.1	65.4	66.4	57.3
65～69 歳	38.2	41.2	45.6	38.5
70～74 歳	23.3	29.2	30.8	24.8
75～79 歳	13.5	15.6	16.9	13.3
80～84 歳	7.1	6.6	8.9	7.0
85 歳以上	2.3	2.0	3.1	2.6

資料: 国勢調査

第3章 計画の基本理念

1. 計画の基本理念

基本理念

おおだで育ち “誇り”を みんなが抱けるまちへ

～地域の力を活かし、こども・子育て家庭をささえます～

こども基本法では、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、以下の項目を基本理念として掲げています。

- 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉にかかる権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会活動に参画する機会が確保されること
- 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重・最善の利益が優先して考慮されること
- こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保がされること
- 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備がされること

こどもは、生まれながらにして大きな可能性を持ったかけがえのない存在であり、まちを一緒につくっていく大切な一員です。大田のこどもたちが、歴史ある文化と豊かな自然環境がある、この大田市で生まれ成長できたことを誇りとし、夢と希望を持って自分らしく成長できるまちをつくるのが、こどもの幸せはもとより、全ての市民の幸せな未来へとつながっていきます。

大田市においても、国の基本理念にのっとり、このような社会を実現するために行政をはじめ、家庭、地域がそれぞれの役割をもちながら、連携・協力し、社会全体で、こどもの成長や子育てを支援する取り組みを継続していくため、大田市こども計画の基本理念は、第2期大田市子ども・子育て支援事業計画を継承し、「おおだで育ち“誇り”をみんなが抱けるまちへ～地域の力を活かし、こども・子育て家庭をささえます～」と定めます。

2. 施策体系

基本理念	基本施策	施策の方向
おおだで育ち“誇り”をみんなが抱けるまちへ 地域の力を活かし、こども・子育て家庭をささえます	(1) 未来を担うこどもの育成 こどもの権利が尊重され、心豊かに育つことができる	こども・若者の権利が尊重され、活躍できる環境づくり 次 子 母 貧 若
		若者の社会的自立に向けた支援 若
		こども・若者の自死対策、犯罪などからこども・若者を守る取り組み 次 若
	(2) こどもを育む家庭への支援	安心して妊娠・出産できる環境の整備 次 子 母 貧 若
		幼児期までのこどもの育ちの支援 次 子 母 若
		安心して子育てや仕事に取り組むことができる環境づくり 次 子 母 若
		全てのこどもの学びの機会の確保と心身の健康づくり 次 子 母 貧 若
	(3) サポートが必要なこどもと家族への支援	子育てや教育に関する経済的負担の軽減 次 子 母 貧 若
		障がい児支援・医療的ケア児等への支援 子 母 若
		児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 次 子 母 貧 若
		こどもの貧困対策 貧 若
	(4) こども・子育てをみんなで支える地域づくり	ひとり親家庭への支援 次 貧 若
		地域における子育て支援 次 子 母 貧 若

次＝次世代育成支援行動計画
母＝母子保健計画

子＝子ども・子育て支援事業計画
貧＝子どもの貧困対策計画

若＝こども・若者計画

第4章 施策の展開

(1)未来を担うこどもの育成

①子ども・若者の権利が尊重され、活躍できる環境づくり

●現状と課題

令和 5 年 4 月、「こども基本法」が施行され、全てのこどもが自立した個人として尊重されることや適切に養育されること、意見を表明する機会が確保されることなどを理念として、こどもの権利擁護と将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざすことが定められました。

大田市においても、こどもの権利に関する学習や人権について、学ぶ研修会などの取り組みが行われています。今後さらに、将来を担う子ども・若者の権利や社会の責務について、こどもも大人も学ぶ機会をもち、その理解を深め、地域社会へ広げていくことが求められます。また、発達過程に沿った、こどもの意見を聴く機会を様々な場面で設けていくことが必要です。

《国の施策》

- ・ こども基本法に基づき、その施策を展開するため「こども大綱」が定められています。この大綱は、こどもを権利の主体として、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を社会の真中に据えていく「こどもまんなか社会」の実現を目指しており、これまでの価値観を大きく転換するものです。
- ・ 「こども大綱」は、こどもが権利の主体であることやこどもの意見を取り入れること、切れ目ない支援、貧困の解消、若い世代の生活の安定などを基本方針としています。
- ・ 「はじめの 100 か月」として、妊娠期から幼保小接続の時期は、生涯にわたるウェルビーイング向上のため、重要な時期として支援の充実を図ることとしています。

《市民アンケートより》

R5 年度に、就学前児童及び小学生児童保護者を対象に実施した「子ども・子育てに関する市民アンケート」の結果より抜粋

- ・ 市民や保護者、こどもたちの声が届き、形になって住みやすくなると良いという意見がありました。
- ・ 不満ばかりがあふれる社会ではなく、こどもたちの未来が明るくなるよう市民として、大人としてできることを考えていきたいという意見がありました。
- ・ こどもたちに対する大人の言動を振り返り、こどもの人権を尊重したり関わりができるよう正しい知識の普及に努めて欲しいという意見がありました。

《小中学生・高校生等アンケートより》

R6 年度に、大田市内小中学生、高校生(小学 5 年生、中学 2 年生、高校 2 年生等)に実施した「こどもの権利や居場所について」の調査結果より抜粋

- ・ 「こどもの権利」については、「聞いたことがあるがどんなものかわからない」という回答が多く、小学 5 年生では 44.5%、中学 2 年生では 51.8%でした。高校生等では、「聞いたことがある、そしてどんなものかを知っている」という回答が 57.9%にのぼり、「聞いたことがない」は 20.0%でした。
- ・ 「大人はこどもの意見を大切にしている」について、「すごくそう思う」と、小学 5 年生で 41.6%が回答していますが、中学 2 年生では 24.3%、高校生等では 25.5%と下がっています。「少しそう思う」は、小学 5 年生では 34.4%、中学 2 年生では 46.3%、高校生等では 49.0%が回答しており、

「すごくそう思う」「少しそう思う」を合計すると、どの年代でも7割が大人との関わりからこどもの意見を大切にされていると感じています。

- ・ 大人に対して、こどもの意見の受入れや、こどもからの意見の尊重を求める声もあります。

●施策の方向性

- 価値観や生き方が多様化する社会において、こどもの権利をはじめとする人権について地域社会における理解を深めるため、学びや相互理解の機会づくりを推進し、関係機関の連携により啓発を図ります。
- こどもが自分の意見を持ち、それを言えるようになるためには、幼少期から、家庭や学校、地域等において日常的に意見をきかれ、その意見が尊重される経験を積み重ねていくことが必要であることの啓発を図ります。
- こどもが主体となって自分の意見を表明でき、活動できる機会をつくっていきます。
- 青少年における貧困や児童虐待、いじめ、非行、暴力、犯罪などの課題に対し、関係団体と連携し、児童虐待防止や青少年の育成に向けた普及・啓発を図ります。

●事業実施

事業名	事業の内容	取り組みの方向性
人権啓発推進事業 【人権推進課】	大田市人権施策推進基本方針に掲げる人権課題について、あらゆる場を通じて人権教育・啓発を推進する。地域・学校等において、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」の内容が広く理解されるよう教育・啓発を行い、子どもの人権が尊重される環境づくりを推進する。	市内全小中学校で人権の花運動を実施し、児童が生命の尊さを実感し、豊かな心を育む機会とする。法務省の事業であるこどもの人権110番を周知し、相談できる環境づくりを促す。市民のつどいにおいて「こどもの人権」を定期的にテーマとして取り上げ、市民への啓発を図る。
(新規) 隣保館管理運営事業 【人権推進課】	「おおだふれあい会館(大田市隣保館)」を、人権課題の解決や福祉向上のための拠点施設として位置づけ、生活上の様々な相談に応じる。	移動隣保館において、地域や学校で人権研修会を行う。人権問題をはじめ、日常生活における様々な課題を抱える人が気軽に相談できる窓口としての周知を図るとともに、関係機関と連携して課題解決に取り組む。
こども家庭センター 「おおだっこ」 【子ども家庭支援課】	すべての妊産婦、こどもとその家庭を継続的・包括的に把握し、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、切れ目のない支援および相談を行う。また、こどもの権利についての啓発を行う。	すべての妊産婦、こどもとその家庭への切れ目ない支援及び相談を行うとともに、必要に応じてサポートプランを作成し、地域資源を活用しながら、継続的に支援を展開する。妊娠・出産・子育てに関するワンストップ相談窓口を担う。
子ども・若者支援体制等整備事業 (青少年育成市民会議助成) 【子ども家庭支援課】	市民総ぐるみで次代の郷土を担う青少年の育成を図ることを目的に、青少年育成市民会議を開催し、児童虐待防止や青少年育成についての啓発活動等を行う。	青少年育成に資する活動の支援、挨拶運動等の推進、広報活動、講演会等の開催を関係団体と推進する。

②若者の社会的自立に向けた支援

●現状と課題

少子化の原因となる未婚率の上昇や晩婚化の背景には、若い世代が安心して働くことが困難な雇用環境や出会いの機会の減少が指摘されています。価値観が多様化する社会において、若者が将来に見通しを持つことが出来、仕事と生活を調和させながら希望と意欲に応じて活躍することが出来る環境の整備が求められます。

大田市では、社会生活を円滑に営む上での困難を有することも・若者に対し、関係機関等が連携して、支援を実施する子ども・若者支援体制等整備事業を行っています。

進路や人間関係などについての悩みや不安を抱えている、不登校やひきこもりの若者やその家族からの相談は多くあり、相談体制の充実が求められています。

《市民アンケートによる施策評価》（再掲）

「生きる力の育成に向けた育成環境が整備されている」という施策評価について、「そう思わない」という評価に傾いています。また、施設等アンケートにおいても、わずかに「そう思わない」という評価であり、取り組み内容の充実や拡充が求められています。

生きる力の育成に向けた育成環境が整備されている	就学前児童保護者アンケート	小学生保護者アンケート	施設等アンケート
	▲1.78	▲1.56	▲0.11

第1章 P8.「アンケート調査結果による施策の方向ごとの評価点」より該当部分を転記（以下、同様）

《市民アンケートより》

- ・子育てについて、市役所とかもっと入りやすい（聞きに行きやすい）場所や相談しやすい所があると嬉しい。

《小中学生・高校生等アンケートより》

- ・ものがとうまくいかず落ち込んだときに相談する相手として、多い順に、小学5年生では77.5%が「家族」、63.2%が「学校の友だち」と回答しています。中学2年生では73.9%が「学校の友だち」、62.4%が「家族」と回答しています。高校生等では、72.0%が「学校の友だち」、58.7%が「家族」と回答しています。
- ・高校生の将来の結婚希望として、60.9%が「結婚したい」、23.5%が「結婚してもよい」、12.2%が「結婚したいと思わない」という回答でした。
- ・高校生で将来「こどもを持ちたい」と64.8%が回答する一方、8.3%が「こどもを持ちたくない」、24.1%が「わからない」と回答しています。こどもを持ちたくない理由として「子育てと仕事の両立が難しそうだから」が41.2%と最も多くなっています。
- ・高校生が将来、大田市で子育てを行う場合の安心面としては「自然が豊か・自然とふれあえる」が多く挙げられています。一方の不安面としては「公園やこどもが遊べる場所が少ない」が挙げられています。

《高校生を対象とした居場所についての意見聴取より》

- ・ 自分が望む居場所としては、個室など一人で過ごせる場所が欲しいという意見と、お茶をしながら相談ができたり、趣味を共有したり、友だちや地域の人と交流できる場所が欲しいという意見の両方がありました。

●施策の方向性

- 一人ひとりの児童・生徒が置かれている社会環境、成長の段階や個性に寄り添い、経済的困難、不登校やいじめ、発達の問題に対して、専門家や関係機関と連携し、きめ細やかな支援を行います。
- 学童期・思春期を過ごす小中学校での学習において、将来に希望を抱き、主体的に進路を選択できるよう、職場体験などの取り組みを行います。また市内高校では、キャリア教育の推進を行います。
- ICT 活用を推進し児童・生徒の学びの充実を図ります。
- 全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、自己肯定感、自己有用感を高め、将来にわたって、幸せな状態（ウェルビーイング）で成長していけるよう、地域、民間団体や住民グループ等と連携し、こどもたちが気兼ねなく立ち寄ったり、相談できる居場所づくりを促進します。
- 若い世代が出会いの機会を得られるよう、結婚相談や交流の機会について関係機関と連携して情報提供など支援します。

●実施事業

事業名	事業の内容	取り組みの方向性
子ども・若者支援体制等整備事業 【子ども家庭支援課】	0 歳から 39 歳までの若者で、社会生活を円滑に営む上での困難を有することも・若者に対し、関係機関等が連携して、効果的かつ円滑な支援を実施することにより、その健やかな成長や社会参加を促す。	社会生活を円滑に営む上での困難を有することも・若者が健やかに成長し、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるよう支援体制を整備する。
(新規) 中学校職場体験事業 【学事・魅力化推進室】	生徒が望ましい職業観、勤労観及び職業に関する知識や知能を身に付けるとともに自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力、態度をはぐくみ、学校と地域が連携して将来の生き方や進路を視野に入れた体験的な学習に取り組む。	生徒が直接働く人と接すること、また、実際に知識や技術・技能に触れることを通して、学ぶことの意義や働くことの意義を理解し、主体的に進路を選択決定する態度や意思、意欲などを培うことができるよう学校、地域と連携し支援する。
(新規) 産業人財育成・確保促進事業 【産業企画課】	早期から市内企業の魅力を認知してもらう取り組みとして、小中学生やその保護者を対象とした職業体験等を実施するとともに、市内高校のキャリア教育の推進を行う。 また、大学生・社会人を対象とした就職イベントの開催、地元企業紹介サイトや SNS での情報発信等を行い、地元就職を促進する。	こどもたちが、市内の仕事の実態や企業が求める人材像等の仕事に関する知識を身につけ、幅広い職業選択ができるよう、行政・産業団体・学校・企業等で構成される「大田地域人材確保促進協議会」と連携し、キャリア形成の支援や就職支援対策に取り組み、若年層の将来的な地元企業への就職促進を図る。

事業名	事業の内容	取り組みの方向性
(新規) 大田市無料職業紹介所 【産業企画課】	無料職業紹介所において、市内事業所の求人情報を発掘するとともに、求職者への求人情報の提供や職業紹介、職業相談等に取り組み、きめ細かな雇用と就労のマッチングを行う。	市内事業所の人材確保と求職者の早期就職の支援に向け、人手不足に悩む市内事業者と市内での就職・転職を希望する求職者双方のニーズを把握しながら、求人者と求職者のマッチングを図る。
(新規) おおだ縁結びサポート事業 【まちづくり定住課】	少子化の進行が大田市の将来に与える社会的影響の大きさを鑑み、その進行に歯止めをかけ、活力ある社会を創ることを目的に、結婚を望む独身男女の出会いや結婚の支援を行う。	結婚支援相談員を配置し、独身男女の出会いのきっかけづくりをするボランティア「はぴこ」や市内の団体が実施する婚活イベントなどを支援し、連携による機運醸成に向けた活動の促進を図る。

③子ども・若者の自死対策、犯罪などから子ども・若者を守る取り組み

●現状と課題

全国的に、子どもたちが心身に傷を負う事件や事故等、子ども・若者を取り巻く社会環境は深刻さを増しています。子ども・若者の自死や犯罪、事故、災害等から守ることができるよう、発達過程に応じた安全教育や、相談支援・自立支援、関係団体との連携等、社会での支援がより一層求められています。

大田市では、登下校時の児童・生徒の見守りや声掛け、お互いのあいさつが広く行われており、地域社会全体で子どもたちを守り育てる市民の安心感につながっています。子どもや若者の自死や犯罪の防止につなげるためにも、地域社会での緩やかなつながりは重要な地域資源です。

大田市では現在のところ、自死の増加の傾向はみられませんが、全国的には子ども・若者の自死が増加している状況がみられます。また、人口減少や高齢化により、地域の見守りや声掛けの活動の担い手が減少しており、人材の確保が求められます。

安全面では、空き家や空き地、手入れの行き届かない山林が増加し、安全確保や防犯面において課題となっています。

《市民アンケートによる施策評価》

「子どもを交通事故・犯罪被害から守る取り組みが、地域ぐるみで進められている」という施策評価について、保護者の意見は「そう思う」という評価に傾いています。さらに、施設等アンケートにおいても高いポイントとなっており、高く評価されています。

子どもを交通事故・犯罪被害から守る取り組みが、地域ぐるみで進められている	就学前児童保護者アンケート	小学生保護者アンケート	施設等アンケート
	0.72	0.94	2.44

「悪影響が懸念される有害情報の管理が適切に対応されている」という施策評価について、保護者の意見は「そう思わない」という評価に傾いています。同様に、施設等アンケートにおいても、「そう思わない」という評価であり、取り組みが求められます。

悪影響が懸念される有害情報の管理が適切に対応されている	就学前児童保護者アンケート	小学生保護者アンケート	施設等アンケート
	▲1.26	▲1.25	▲0.11

《市民アンケートより》

- ・ 「子どもの健やかな育ちや子育てのために特に地域に求めるもの」として、「あいさつなどの声掛けや子どもをほめたり、しかったりできる地域」に 43.5%、「登下校の見守りや声掛けなど、子どもの安全確保に取り組める地域」に 39.2%の小学生保護者が回答しており、地域での声掛けが重視されています。
- ・ 登下校の見守りや地域住民の子どもたちへの対応が、子どもたちの安心感につながっているとの意見があります。

《小中学生・高校生等アンケートより》

- ・ 「家や学校以外で、悩みや困りごとなどを相談できる場所があることを知っていますか」に対し、小学5年生で 39.2%、中学2年生で 52.3%、高校生等で 64.8%が「知っている」と回答しています。

- ・ こどもの意見として、次のようなものが上がっています。「大人の人に、登下校するとき見守っていて欲しい。」、「崩れそうな家などを撤去して、安全に怪我無く登下校できるようにして欲しい。」、「地域の人々との関わりを増やし、いろいろな年齢の人と喋れるようにしたい。」、「ちゃんとした大人が周りにいるから、安心して暮らしていける。」

《高校生を対象としたワークショップより》

- ・ 気軽に相談できる場としては、SNS 等での匿名の相談がよいときもあれば、1 対 1 の対面で、文字ではなく声で話せる相談がよいときもあるという結果でした。
- ・ また話を否定せずに聞いてくれる人に相談したいという意見もありました。
- ・ 相談の場の周知としては、チラシ等をつくる場合は、「文字は少なく、内容はわかりやすく簡潔が良い、優しい問いかけが良い」「親しみやすいキャラクターが載っていると良い」「学校や商業施設のトイレに置いてあると良い」などの意見がありました。

●施策の方向性

- 大田市自死対策計画に基づき、大田市自死対策専門部会及び大田市自死総合対策庁内連絡会議により、庁内外の機関と連携し自死対策を推進します。
- 児童生徒が命の大切さを実感できる教育に加え、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけるための教育（SOS の出し方に関する教育）、心の健康の保持にかかる教育を推進し、自死対策に資する教育の実施に向けた環境づくりを進めます。
また、児童生徒の SOS を受け止めることが出来るよう、校内外の相談体制を充実させ、関係機関が連携して取り組みます。
- 市内の各学校におけるいじめ防止基本方針に沿って、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組みます。
- 身近に相談できる場を確保するとともに、国、県とも連携し、SNS や対面など、各種の相談方法、相談の場について、周知を徹底します。また周知を行う際には、できるだけわかりやすく、親しみやすい媒体の工夫に努めます。
- 交通安全教室の開催や通学路・学校への巡回などを推進し、日常的な声掛けや見守りを行う活動を支援します。
- 児童生徒が通学する際の安全確保をはじめ、道路や関連施設の点検と適切な維持管理、周辺環境の保全に努めます。

●実施事業

事業名	事業の内容	取り組みの方向性
（再掲） 子ども・若者支援体制 等整備事業 【子ども家庭支援課】	0 歳から 39 歳までの若者で、社会生活を円滑に営む上での困難を有することも・若者に対し、関係機関等が連携して、効果的かつ円滑な支援を実施することにより、その健やかな成長や社会参加を促す。	社会生活を円滑に営む上での困難を有することも・若者が健やかに成長し、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるよう支援体制を整備する。市内 NPO 法人に委託実施している居場所づくりを継続する。NPO 法人・市に設置している相談窓口の周知を図る。

事業名	事業の内容	取り組みの方向性
(再掲) 子ども・若者支援体制等整備事業 (青少年育成市民会議助成) 【子ども家庭支援課】	市民総ぐるみで次代の郷土を担う青少年の育成を図ることを目的に、青少年育成市民会議を開催し、児童虐待防止や青少年育成についての啓発活動等を行う。	青少年育成に資する活動の支援、挨拶運動等の推進、広報活動、講演会等の開催を関係団体と推進する。
児童生徒支援事業 【学校教育課】	不登校児童・生徒に学習支援、自然体験、社会体験等を通して心のケアや居場所づくり、仲間づくりを行う。	不登校児童・生徒の支援、学力保障の場として教育支援センターを開設し指導にあたる。また、不登校等児童生徒支援委員会を開催し、支援内容や指導の方針について検討する。 スクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関との連携や調整を図り、専門性の高い支援体制を確立する。
教育相談事業 【学校教育課】	学校や日常生活において、いじめ、不登校で悩んでいる児童・生徒やその保護者の相談活動、子どもたちにとって安心できる集団づくりの支援等を行う。問題解決に関わるなど、関係機関と連携し教育に関するさまざまな問題に応じる。	不登校児童・生徒の支援、学力保障の場として教育支援センターを開設し指導にあたる。また、不登校等児童生徒支援委員会を開催し、支援内容や指導の方針について検討する。 スクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関との連携や調整を図り、専門性の高い支援体制を確立する。
(新規) いじめ防止対策推進事業 【学校教育課】	いじめの認知の確認や事例研修を行うことで、各校のいじめ防止の取り組みに活かす。また、WEBQU(※)などの活用等により早期発見に努める。 (※タブレットを使用し、楽しい学校生活を送るためのアンケート)	各校でいじめ防止基本方針をもとに、関係機関とも連携して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。
子ども安全体制の推進 【教育部総務課】	警察・地域等の関係機関と連携して、交通安全教室の開催や登下校時における通学路・学校への巡回を市内全小・中学校に対して実施し、地域の見守り活動の充実を図る。また、通学路の安全点検を行い、危険箇所に対する安全対策を推進する。	交通安全教室の開催や安全マップの作成等により、児童生徒・保護者・地域住民の安全意識の高揚を図るとともに、警察等の関係機関と連携して通学路・学校への巡回を市内全小・中学校に対して実施していく。また、児童生徒の通学時の安全確保のため、通学路の安全点検を行い、危険箇所について関係機関に働きかけを行っていく。
交通安全教室の開催 【危機管理課】	交通対策協議会において、交通安全教室を実施する。より多くの地区での開催を推進する。	交通対策協議会の主体的な取り組みとして、交通安全教室を開催し、今後はより多くの地区での開催を推進する。

事業名	事業の内容	取り組みの方向性
登下校時の交通安全対策 【危機管理課】	小学校新 1 年生に夜行反射タスキを配布する。	小学校新 1 年生に夜行反射タスキを配布し、登下校時に着用し安全性を高める。
緊急時の防犯対策 【危機管理課】	大田市防犯協力会（事務局：大田警察署）において、年度ごとに地域の実情にあった事業、防犯対策を推進する。	大田市防犯協力会（事務局：大田警察署）において、年度ごとに地域の実情にあった事業、防犯対策を推進し、犯罪のない安全で安心なまちづくりに努める。
防犯灯の整備推進 【危機管理課】	自治会が新設する防犯灯に対する補助の実施や市の新設により、防犯灯の設置を推進する。	自治会が新設する防犯灯に対する補助の実施により、防犯灯の設置を推進する。

(2)こどもを育む家庭への支援

①安心して妊娠・出産できる環境の整備

●現状と課題

大田市では、すべての妊産婦、こどもとその家庭を継続的・包括的に把握し、切れ目のない支援及び相談を行うため、令和6年4月から、こども家庭センターを設置し、総合的な支援を行っています。妊娠前から妊娠・出産を通して、妊産婦と信頼関係を築き、各関係機関との連携を図りつつ丁寧なサポートを行っています。

不妊に悩む夫婦は増えており、こどもを産み育てたいと望む人への支援が求められています。また、低出生体重児の出生リスクや産後うつなどのリスクなど専門的な支援の必要な妊産婦が増加していることや、核家族化や地域社会との関わりの希薄化等により周囲に子育てを支援してくれる人がいない状態で、育児不安を抱えながら子育てをしている家庭もあります。家庭によって子育ての環境や抱えている課題はさまざま、複雑化・多様化している傾向もあることから、個々の状況に応じて温かく見守りながら、柔軟に対応していく必要があります。

《市民アンケートによる施策評価》

「出産まで母子ともに健康でいるための支援が充実している」という施策評価について、保護者の意見は「そう思う」と高く評価されています。同様に、施設等アンケートにおいても、「そう思う」という評価であり、高い評価となっています。

出産まで母子ともに健康でいるための支援が充実している	就学前児童保護者アンケート	小学生保護者アンケート	施設等アンケート
	3.55	3.31	3.98

また、「出産以後も母子ともに健康でいるための支援が充実している」という施策評価についても、保護者、施設等アンケートの双方において、出産前の施策と比較するとやや下がるものの、「そう思う」と高く評価されています。

出産以後も母子ともに健康でいるための支援が充実している	就学前児童保護者アンケート	小学生保護者アンケート	施設等アンケート
	2.83	2.46	2.61

《市民アンケートより》

- ・ 産後のサポートが充実しているとの声がある一方、産後に相談する場が少なく、産後ケア施設を求める声も見られます。
- ・ 出産後の悩みを相談できない親が増えているとの声もありました。

《妊娠 8 か月頃アンケートより》

- ・ 「出産に向けて、知りたいこと、気になることが何かありますか」に対し、「育児のこと」と回答した妊婦が 23.5%と最も多くなっています。

《乳児(生後 3～4 か月児)健診時間診結果より》

- ・ 「産後、気分がイライラしたり、落ち込んだり、気持ちが不安定になることがありましたか」に対し、51.3%の保護者が「はい」と回答しています。また「(産後 3～4 か月後の) 最近、気持ちが不安定になることがありますか」に対しては、「はい」と回答した保護者が 15.6%となっており、産後うつに対しては、産後すぐから 3～4 か月頃までの早期支援が特に必要という現状があります。

《高校生 性に関するアンケートより》

- ・ 「子育ての技術や知識でどのようなことが必要だと思いますか」に対し、71.2%が「子どもの成長や発達についての知識」と回答しています。

●施策の方向性

- 基本的な生活習慣、体力づくり等、健康づくりについて、保護者への情報提供や学校等での取り組みを推進します。
- 将来の子育てに安心して向かうことができるよう、成年年齢を迎える前に、性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取り組みを推進します。
- 全ての妊産婦が安心して出産・育児ができるよう、切れ目ない相談支援、妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及、産後ケア事業の提供体制の確保など、産前産後の支援の充実と体制強化を図っていきます。
- こどもを欲しながら不妊・不育症のためにこどもを持つことが困難な夫婦への支援や、妊娠期・出産・子育てまで一貫した支援を充実します。
- 育児不安を抱える家庭など支援が必要な家庭に対し、多職種、他機関と連携を図りながら、包括的に支援できるよう、こども家庭センターの機能の強化を図ります。

●実施事業

事業名	事業の内容	取り組みの方向性
(新規) 母子保健活動推進事業 【子ども家庭支援課】	母子保健法に基づき、保健指導の実施、知識の普及等を行う。	相談、教室、訪問等を通して、こどもの生活習慣や、発達、メディアとの付き合い方、「アタッチメント(愛着)」の形成や豊かな「遊びと体験」等の必要性について、啓発を図ります。
(新規) エイズ予防・性教育事業 【子ども家庭支援課】	正しい性の知識の普及に努め、性感染症の予防や望まない妊娠の予防を図る。	保健所や学校等と連携し、高校生などを対象に、性感染症、デートDV、プレコンセプションケアなど、性に関する正しい知識を普及する。また思春期の性について気軽に相談ができるよう、専門相談の周知も併せて行う。

事業名	事業の内容	取り組みの方向性
(新規) 出産・子育て応援事業 【子ども家庭支援課】	すべての妊婦・子育て世帯が安心して 出産・子育てできるように、妊娠期から出 産・子育てまで一貫して身近で相談に応 じ、さまざまなニーズに即した必要な支援 につなぐ伴走型相談支援と、出産・子育て 応援金を支給する経済的支援を一体的に 実施する。	妊娠届出時、新生児訪問等にて全妊産 婦にアンケート及び面談を実施し、出産・ 子育て応援金を支給する。また妊娠8か月 頃アンケートを実施し、希望者に面談を実 施する。
妊婦一般健康診査 【子ども家庭支援課】	妊娠中の異常の早期発見、早期治療の ため、医療機関に委託をして妊婦の健康 診査を行い、14 回まで無料で健康診査を 行えるようにするため、妊婦一般健康診査 の公費負担を行う。	全ての妊婦が必要な時期に必要な健診 を受診できる体制を維持し、健診を通じた 妊婦の健康維持・増進、育児不安の軽減 を図る。
子育てアプリ「おおだっ こ」 【子ども家庭支援課】	スマートフォンやパソコン等から閲覧が 可能なアプリケーションソフトを利用して子 育て関連情報をタイムリーに提供すること で、必要な情報を見たい時に見ることがで きる環境を整える。	アプリ登録者の増加を図るとともに、子 育て世帯の求める情報をタイムリーに発信 していく。 またアプリを通して、保健事業の参加予 約が 24 時間可能な体制を継続し、事業を 利用しやすい環境づくりを行う。
産後ケア事業 【子ども家庭支援課】	母親の身体的回復と心理的な安定を図 り、健やかな育児ができるよう支援を行う。 産後 2 週間健診を行い、産後うつ等を早期 発見し、産後ケアで母体の回復、授乳支 援、育児支援を行う。	医療機関とも連携を図り、母体の回復や 育児不安等の心理的負担への支援を行 う。利用申請に基づく支援計画のもと、通 所型と訪問型の 2 種類を行う。 また、産後ケアではスタッフのスキルア ップを図る。
こんにちは赤ちゃん訪 問事業 【子ども家庭支援課】	訪問担当者(保健師・助産師、大田市母 子保健推進員等)が生後 4 か月までの乳 児がいる家庭を対象に全戸訪問をし、子育 てについての相談や情報提供を行う。	保健師・助産師、各町に配置される訪問 担当者(母子保健推進員)が連携し、生後 4 か月までの家庭への全戸訪問を行う。
(新規) 不妊・不育症治療バッ クアップ事業 【子ども家庭支援課】	こどもを欲しながら、不妊・不育症のため にこどもを持つことが困難な夫婦に対し て、不妊・不育症治療に要する費用の一部 を助成することにより、その経済的負担を 軽減し、不妊・不育症治療の機会の拡大を 図る。	不妊治療である一般不妊治療及び生殖 補助医療と、不育症治療に要する費用の 一部を助成する。
(再掲) こども家庭センター「お おだっこ」 【子ども家庭支援課】	すべての妊産婦、こどもとその家庭を継 続的・包括的に把握し、必要な支援の調整 や関係機関と連絡調整するなどして、切れ 目のない支援および相談を行う。またこど もの権利についての啓発を行う。	すべての妊産婦、こどもとその家庭への 切れ目ない支援及び相談を行うとともに、 必要に応じてサポートプランを作成し、地 域資源を活用しながら、継続的に支援を展 開する。妊娠・出産・子育てに関するワン ストップ相談窓口を担う。

②幼児期までのこどもの育ちの支援

●現状と課題

こどもの育ちをめぐる環境として、インターネットメディアがますます普及し、乳幼児期からこどもがメディアに触れる機会も増加しており、その接触機会と接触時間の増加により、生活習慣や発達への影響も懸念されます。

「はじめの100か月の育ちビジョン」には、乳幼児の育ちには、アタッチメント（愛着）による「安心」と、様々な人や自然・絵本などの環境と出会い、興味・関心に応じた遊びと体験をする「挑戦」の繰り返しが大切だと記載されています。

大田市では、親子とのふれあいや身近な人たちの支えによる育ちの支援の一環として、絵本の読み聞かせや読書活動を推進しています。

また、一人ひとりに適した心身の発達を促すため、乳幼児の早い段階からの適切な対応が重要です。

《市民アンケートによる施策評価》

「地域における子育て支援サービスが充実している」という施策評価について、保護者の意見は「そう思う」という評価に傾いています。さらに、施設等アンケートにおいては、「そう思う」と高い評価になっています。

地域における子育て支援サービスが充実している	就学前児童保護者アンケート	小学生保護者アンケート	施設等アンケート
	0.52	0.33	2.11

《市民アンケートより》

（就学前児童保護者）

- ・ 図書館の「おはなし会」を利用したことがあると回答したのは21.6%ですが、今後利用したいという回答は53.8%であり、利用希望が高くなっています。
- ・ 幼稚園や保育所（園）の園庭等開放については、利用したことがあるという回答は19.6%であり、今後利用したいという回答は33.7%あります。自宅で過ごす時間が長いと、インターネットメディアに頼ってしまいがちになることから、屋内外で気軽にこどもと遊べる場所や施設の希望が多くみられます。

《育児教室参加者アンケートより》

- ・ 「育児教室でもっと知りたいと思うことがありますか」に対し、「遊び方、関わり方」との回答が79.3%、「発達、発育について」との回答が37.9%ありました。

《3歳児健診問診結果より》

- ・ 「ゲーム機、スマートフォンなどで遊びますか」に対しては、22.2%が「ほぼ毎日」と回答しています。

●施策の方向性

- おおだ健やかプラン（大田市健康増進計画、大田市食育推進計画）に基づき、庁内外の機関と連携して生活習慣病対策等をはじめとした健康づくりを推進します。
- 「はじめの100か月の育ちのビジョン」に基づく、「アタッチメント（愛着）」の形成や豊かな「遊びと体験」等の必要性を保護者、関係機関で共有し、乳幼児のウェルビーイング向上を目指した取り組みを推進します。
- 絵本の読み聞かせなど、親子が触れ合い、こどもの安心感や集中力といった心の育ちを支える取り組みを推進します。
- 図書館やボランティア、地域の事業者などと連携し、読書活動等を通じたこどもたちの学びの機会や環境づくりに取り組みます。
- 日常的な幼児教育の現場や医療機関との連携を図り、一人ひとりの発達や個性に応じた育ちを支援します。

●実施事業

事業名	事業の内容	取り組みの方向性
（再掲） 母子保健活動推進事業 【子ども家庭支援課】	母子保健法に基づき、保健指導の実施、知識の普及等を行う。	相談、教室、訪問等を通して、こどもの生活習慣や、発達、メディアとの付き合い方、「アタッチメント（愛着）」の形成や豊かな「遊びと体験」等の必要性について、啓発を図ります。
乳幼児健康診査事業 【子ども家庭支援課】	母子保健法に基づき、乳幼児の健診を実施し、疾病及び発達上の問題を確認し、早期支援に結びつける。	疾病及び発達上の確認を行うとともに、健診の場を、子育てについての相談の場、及び情報提供の機会としてとらえ、こどもの発達や関わり、育児支援サービスの情報提供を行う。
地域子育て支援センター事業 【子ども保育課】	育児不安等に対する相談指導、子育てサークル等への支援、子育て情報の提供など、子育て家庭に対する育児支援を市内3か所で実施する。	在宅の親子の交流、ふれあい活動、子育て情報の発信、育児不安等に対する相談指導、リサイクル事業など養育に必要な支援を行う。 また、居場所機能については関係者、利用者の意見を踏まえ検討を行う。
こんにちは赤ちゃん絵本事業 【子ども家庭支援課】	乳児健診（4 か月）時に保育士から絵本を手渡し、読み聞かせの推進を行うほか、育児の相談の受け付けや子育て情報の提供を行う。	乳児健診の待ち時間を活かし、絵本のプレゼントとともに読み聞かせの効果と正しい方法について周知する。
就学前教育推進事業 【学校教育課】	乳幼児期の教育について「子どもの学びと育ちのめやす」の普及啓発を行うとともに、教育的効果の高い読書活動を推進する。	子ども読書活動推進員を配置し、訪問による情報提供や指導助言を行う。 また、親子読書用図書の選書等、家庭への啓発支援に努める。

事業名	事業の内容	取り組みの方向性
通常保育事業（幼稚園） 【子ども保育課】	幼児を保育し、適切な環境を与えて、その心身の発達を助長する。	適切な環境を整え、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ、個々に応じた質の高い幼児教育・保育を提供し、心身の発達を助長する。

③安心して子育てや仕事に取り組むことができる環境づくり

●現状と課題

少子化の進行と同時に、様々な場面でこどもを巡る社会課題が顕在化するなか、国では令和 5 年度にこども家庭庁を設置し、こどもの利益の最善を第一とする社会を目指す取り組みを加速化しています。核家族化が進むなか、共働きやひとり親世帯が増加しており、地域社会においてのつながりもかつてより希薄化しています。そうした中、子育て当事者の不安や孤立感、負担を軽減し、ゆとりをもってこどもに向き合える環境づくりが求められます。

大田市においても様々な保育サービスの充実を図り、こどもの育ちと、保護者の暮らしを支えています。今後、こうした保育サービスが必要とされる人に届けられるよう、情報発信の強化が重要です。

また、乳幼児を中心に児童数は急速に減少しており、子育てしやすいまちづくりに取り組むとともに、社会状況に応じて保育サービスのあり方を検討していくことも求められます。

一方で、令和 5 年 12 月に島根労働局と大田市で「大田市雇用対策協定」を締結し、地域の雇用面の課題に対して一体的・総合的に対応していくため、毎年度、事業計画の策定・見直しを行うこととしています。誰もが活躍し、家庭との両立ができる職場環境づくりに向け、引き続き、関係機関等と連携しながら取り組みを進める必要があります。

《市民アンケートによる施策評価》

「保育サービスが充実している」という施策評価について、保護者の意見は「そう思う」と高く評価されています。さらに、施設等アンケートにおいては、「そう思う」とさらに高い評価になっています。

保育サービスが充実している	就学前児童保護者 アンケート	小学生保護者 アンケート	施設等アンケート
	3.07	2.29	5.23

「仕事と子育ての両立が推進されている」という施策評価について、保護者の意見は「そう思わない」という評価に傾いています。施設等アンケートにおいても、やや「そう思わない」という評価に傾いています。

仕事と子育ての両立が推進されている	就学前児童保護者 アンケート	小学生保護者 アンケート	施設等アンケート
	▲1.88	▲1.87	▲0.11

《市民アンケートより》

（就学前児童保護者）

- ・ 一時預かり希望について、土曜日の保育所（園）等の利用希望は、5 割以上が月に 1 回以上の利用を希望しています。
- ・ この 1 年間で、こどもが病気やケガで保育所（園）や幼稚園などを休んだことが「あった」のは 94.6% に上っており、その対応としては、「母親が仕事を休んだ」が 9 割近くを占めました。病後児保育の利用は、0.6%にとどまっています。
- ・ 「保護者が仕事を休んだとき」の病児保育や病後児保育の利用について、それぞれ該当の 2 割強が希望しています。一方で、多くの保護者が「仕事を休んで看たい」と回答しています。
- ・ 就学前児童保護者のアンケートでは、小学校入学後、低学年の時に平日の放課後に時間を過ごさせたい場所は、「放課後児童クラブ」が 63.9%であり、希望は高くなる傾向にあります。（小学生保護者）

- ・ この１年間で、こどもが病気やケガで保育所（園）や幼稚園などを休んだことが「あった」のは 72.5% であり、その対応として「母親が仕事を休んだ」が 81.5%、「父親が仕事を休んだ」が 38.2%、「親戚・知人に子どもを看てもらった」が 39.3%でした。
- ・ こどもが病気やケガの時、支援サービスを利用した保護者が「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」という希望が約 7 割あります。実際に休みがとれる日数は、希望の日数より少ない傾向にあります。
- ・ 小学生保護者アンケートでは、放課後児童クラブの利用希望について、低学年の保護者では 55.8%、高学年の保護者では 8.9%の利用希望でした。

《第2次大田市総合計画(後期計画)策定に係る高校生アンケートより》

- ・ 高校生で将来「こどもを持ちたい」と 64.8%が回答する一方、8.3%が「こどもを持ちたくない」、24.1%が「わからない」と回答しています。こどもを持ちたくない理由として「子育てと仕事の両立が難しそうだから」が 41.2%と最も多くなっています。（再掲）

●施策の方向性

- 乳幼児期から学童期まで、各種保育事業の充実を図り、保護者や施設、サービス提供スタッフ等が連携してこどもの健やかな育ちを支援するとともに、保護者が安心して働ける環境づくりを推進します。
- 通常保育をはじめ一時預かりや休日保育、病児・病後児保育等、保護者のニーズを見極めながら適切に対応し、子育てを支援します。
- 各種子育て支援サービスの情報が、適切に届けられるよう情報発信を強化し、相談及び連携体制を充実します。

●実施事業

事業名	事業の内容	取り組みの方向性
ファミリー・サポート・センター事業 【子ども保育課】	育児の援助を行いたい人（まかせて会員）と育児の援助を受けたい人（お願い会員）からなる会員組織としておおだファミリー・サポート・センターを設置し、会員が育児の相互援助活動を行い、安心とゆとりを持って子育てが出来るようにこどもを持つ家庭を地域で支援する。	育児の援助を行いたい人（まかせて会員）と育児の援助を受けたい人（お願い会員）で育児に関する相互援助活動を行っており、今後も養育に役立つスキルアップの研修等を行い、より安全で安心して預けられる体制の構築を目指していく。
一時預かり事業 【子ども保育課】	育児疲れの解消や急病、または冠婚葬祭などにより一時的に家庭での保育が困難となる場合に、日中に市内の認可保育所において一時預かりを実施する。	一時的に家庭での保育が困難となる場合に、今後も保護者の希望に沿った受け入れの実施ができるように体制を整える。
島根県子ども医療電話相談（＃8000） 【医療政策課】	休日・夜間のこどもの急な病気やけがで困ったときに、短縮電話番号（＃8000）をプッシュすると、相談窓口につながり、小児科医師・看護師などに相談ができる。	「かかりつけ医」への相談及び救急医療に関する啓発と併せたホームページによる周知、「広報おおだ」への記事掲載、音声告知放送などにより利用促進に向けた啓発を実施する。

事業名	事業の内容	取り組みの方向性
通常保育事業（保育所） 【子ども保育課】	保護者が仕事や病気のために、日中家庭で十分に保育をすることができない乳幼児の保育を保護者に代わって行う。	今後も保護者の希望に応じた受け入れ先の確保に努めるとともに、保育士の資質や保育技術の向上のための研修参加など、保育士の専門性の向上を図る。
延長保育事業 【子ども保育課】	保育所が通常開所している時間（7:30～18:30）の前後に、30分～1時間程度延長して保育を行う。	保護者の勤務体系の多様化等による保育ニーズに対応するため、受入体制を整える。
休日保育事業 【子ども保育課】	保護者の就労等により日曜・祝日の日中に保育ができない児童を対象に、保育所において保育を行う。	保護者の勤務体系の多様化等による保育ニーズに対応するため、受入体制を整える。
病児・病後児保育事業 【子ども保育課】	病気回復期にある児童を一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する。 また、保育所で体調不良になった児童に対し、看護師の対応の元、保護者が迎えに来るまでの間の保育も行う。	市内の認可保育所等に入所する児童を対象とする病後児保育と自園の児童を対象とした体調不良児対応型の実施園に対して支援する。
地域型保育事業 【子ども保育課】	地域型保育事業（家庭的保育事業、事業所内保育事業）について、地域における子育て支援機能の充実を図る。	就労等による保育を必要とする子育て家庭の需要に応じ、3歳未満児を中心に保育サービスを実施する。
幼稚園における一時預かり事業 【学事・魅力化推進室】	公立幼稚園において降園後の預かり保育を実施する。	地域の実態や保護者のニーズに対応し、継続して実施するため、受入体制を整える。
放課後児童クラブ（放課後児童育成健全事業） 【子ども保育課】	昼間、仕事などで保護者のいない家庭の小学生に対し、学校の空き教室などを活用して適切な生活の場を提供し、放課後に遊びなどを通じて児童の健全育成を図る。	昼間、保護者のいない家庭の小学生に対し、学校の空き教室などを活用して、放課後に遊びなどを通じて児童の健全育成活動を行う。 小学校再編と連携し、定員の確保やあり方について、クラブと協議を進めていく。
（再掲） 子育てアプリ「おおだっこ」 【子ども家庭支援課】	スマートフォンやパソコン等から閲覧が可能なアプリケーションソフトを利用して子育て関連情報をタイムリーに提供することで、必要な情報を見たい時に見ることができる環境を整える。	アプリ登録者の増加を図るとともに、子育て世帯の求める情報をタイムリーに発信していく。 またアプリを通して、保健事業の参加予約が24時間可能な体制を継続し、事業を利用しやすい環境づくりを行う。

④全てのこどもの学びの機会の確保と心身の健康づくり

●現状と課題

不登校などさまざまな理由で十分な義務教育を受けられなかったこどもたちに、教育機会を確保するため「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が平成 29 年に施行されました。本法律では、「全ての子どもが安心して教育を受けられる環境の確保」や「不登校の子どもに対して、学校以外にも居場所を広げること」などを理念としています。

こどもの身体や心が大きく成長する学童期は、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期です。安全・安心が確保された場で、失敗も経験しつつ成功体験を重ね、自己肯定感を高める環境整備が求められます。また、思春期は、性的な成熟が始まり、心身の変化とともに自分の存在の意味や価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期でもあり、葛藤し悩む繊細な場面もあります。

そうした重要な時期に、成育環境を理由に自らの進路選択の制約や学びの場の制限がないように支えていくことが重要です。

大田市では、日常生活での悩みを抱えるこどもや不登校への支援、学力や社会性の発達を保障する取り組みを進めています。取り組みの認知が広がる一方で、相談や対応件数の増加や支援担当者の負担の増加等があり、体制の充実が望まれます。

《市民アンケートによる施策評価》（再掲）

「生きる力の育成に向けた育成環境が整備されている」という施策評価について、「そう思わない」という評価に傾いています。また、施設等アンケートにおいても、わずかに「そう思わない」という評価であり、取り組みが求められます。

生きる力の育成に向けた育成環境 が整備されている	就学前児童保護者 アンケート	小学生保護者 アンケート	施設等アンケート
	▲1.78	▲1.56	▲0.11

《市民アンケートより》

- ・ 最近のこどもの行動や取り巻く環境について不安や問題だと思うこととして、「TV やネットなどで情報があふれすぎている」「戸外で遊ぶことが少なくなった」「ものがあふれすぎている」という回答が多くみられました。
- ・ こどもたちの「基本的な生活習慣」「社会的ルールや礼儀作法」「自己肯定感」「健康管理や体力づくり」を育む担い手として、「家庭」が重要であると 8～9 割が回答しています。
- ・ 屋内外に、こどもたちが自宅以外で過ごせる場所を求める声が多くみられます。
- ・ 学習面や発達で不安のあるこどもに関して、相談を求める意見があります。
- ・ 学校に行きにくいこどもが安心して行くことのできる場所を増やしてほしいという声があります。

《小中学生・高校生等アンケートより》

- ・ ものがとうまくいかず落ち込んだときに相談する相手として、多い順に、小学 5 年生では 77.5%が「家族」、63.2%が「学校の友だち」と回答しています。中学 2 年生では 73.9%が「学校の友だち」、62.4%が「家族」と回答しています。高校生等では、72.0%が「学校の友だち」、58.7%が「家族」と回答しています。（再掲）
- ・ 居場所や悩みを気軽に相談できる場所、落ち着ける場所、安心できる場所を家や学校以外に求める声が多く見られます。（再掲）

- ・ 学校以外で悩みや困りごとを相談できる場所の認知については、小学生の 57.4%、中学生の 44.0% が「知らない」と回答しており、周知が求められます。
- ・ 安心して相談できる場所を求める声が多くみられました。また、差別やいじめをなくすことを望む意見や、喧嘩をしてほしくないといった意見も多くあります。

●施策の方向性

- 学校と行政、専門機関、民間団体とがそれぞれ連携し、学校に行きにくい児童・生徒や、発達への不安やいじめについての悩みを抱える児童・生徒の発見や相談、支援を充実し、こども一人ひとりの成長を支えます。
- スクールソーシャルワーカーによる相談を継続するとともに、学校以外でも相談したり立ち寄りたりできる居場所づくりを行う、民間団体や市民活動を促進します。
- 思春期に、乳児やその保護者とのふれあいを通じて、命の尊さ、家庭の絆の大切さを学ぶ機会を学校・地域・行政が協働してつくることを継続します。
- 学校図書館への司書配置を継続して行い、読書活動・図書を通じた学びの充実を図ります。
- 教育現場における ICT 活用を推進し、児童・生徒の学びの充実と、教員等の負担軽減を推進します。

●実施事業

事業名	事業の内容	取り組みの方向性
(再掲) 児童生徒支援事業 【学校教育課】	不登校児童・生徒に学習支援、自然体験、社会体験等を通して心のケアや居場所づくり、仲間づくりを行う。	不登校児童・生徒の支援、学力保障の場として教育支援センターを開設し指導にあたる。また、不登校等児童生徒支援委員会を開催し、支援内容や指導の方針について検討する。 スクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関との連携や調整を図り、専門性の高い支援体制を確立する。
(再掲) 教育相談事業 【学校教育課】	学校や日常生活において、いじめ、不登校で悩んでいる児童・生徒やその保護者の相談活動、子どもたちにとって安心できる集団づくりの支援等を行う。問題解決に関わるなど、関係機関と連携し教育に関するさまざまな問題に応じる。	不登校児童・生徒の支援、学力保障の場として教育支援センターを開設し指導にあたる。また、不登校等児童生徒支援委員会を開催し、支援内容や指導の方針について検討する。 スクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関との連携や調整を図り、専門性の高い支援体制を確立する。
「読み調べ学ぶ力漲る 学校図書館」事業 【学事・魅力化推進室】	各校への学校司書の配置、読書活動推進員の配置等により、市立図書館と学校図書館との連携、読書活動と調べ学習を推進する。	10 校で兼務配置の上、全校に学校司書配置を行う。司書と教員との連携を深め、学校図書館を活用した授業数や貸出冊数の増加に繋がるよう、学校における図書館活用教育の推進を図る。また兼務校においては、各々の利点等を共有、有効活用し相互活性を図るよう努める。

事業名	事業の内容	取り組みの方向性
子ども読書活動ボランティアの養成 【社会教育課】	子どもの読書活動の推進を図るため、しまね子どもの読書等推進の会大田支部とも連携しながら、各種情報の提供やイベントを行う。また、ストーリーテリングを図書館で実施する。	子ども読書活動についての情報発信を強化し、しまね子ども読書推進の会大田支部の会員やボランティア活動の充実に努める。
思春期・赤ちゃん交流学習事業 【子ども家庭支援課】	乳児とのふれあいを通じて、命の尊さ、家庭の絆の大切さを理解すると共に、社会的スキルの向上を図る。思春期に乳幼児とのふれあいを通じて、子育ての予備体験をすることにより、将来の育児不安解消や虐待防止につなげる。	学校・地域住民・行政が協働し、小中学校の児童・生徒が命の大切さ、子育ての喜びを体験できるよう取り組む。また取組を通して、地域で子どもを見守り育むネットワークの体制づくりを行う。
(新規) こどもと大人の交流の場づくり事業 【地域福祉課】	生活困窮世帯のこどもをはじめ希望する全てのこどもを対象に、地域の大人等と交流することによって、学習や将来への意欲を高めることができるような場をつくり、夢と希望を持って成長していけるような環境を整える。	個別のニーズにきめ細かに対応した居場所をつくり、こどもへの包括的な支援を行うため、個別の支援会議を開催し支援の充実を図る。

⑤子育てや教育に関する経済的負担の軽減

●現状と課題

子育てにかかる経済的負担は大きく、少子化の要因の一つと言われています。乳幼児から青年期まで、切れ目なくこどもの心身の育ちを支え、良質な学びの場を提供するためにも、子育て当事者への直接的・間接的な経済支援は重要です。

大田市においても、保育料や医療費、予防接種等の無償化や負担軽減を行い、子育て家庭支援の充実を進めてきました。合わせて、経済支援にかかる不公平感の解消や、よりきめ細やかな支援につなげるための周知や理解促進、改善に努めていくことが求められます。

《市民アンケートによる施策評価》

「子育て家庭の経済的負担を軽減する支援が充実している」という施策評価について、「そう思わない」という評価に傾いています。一方、施設等アンケートにおいては、「そう思う」と比較的高い評価になっています。

子育て家庭の経済的負担を軽減する支援が充実している	就学前児童保護者アンケート	小学生保護者アンケート	施設等アンケート
	▲3.16	▲2.57	2.16

《市民アンケートより》

- ・ こどもの医療費について中学生まで無償であることについては高く評価されています。高校生まで無償化を望む声が多くあります。
- ・ オムツやミルク等、乳幼児にかかる経費負担の軽減を求める声が多くみられます。
- ・ 自営業やフリーランス等、多様な働き方を行う保護者に対応する経済支援を求める声があります。
- ・ 子育てについての職場の理解が不十分なための離職等、保護者・養育者の生活を支える支援を求める声もあります。

《第2次大田市総合計画(後期計画)策定に係る高校生アンケートより》

- ・ 高校生が、将来子どもを持ちたくないという理由において、「子育てや教育にお金がかかりそうだから」と33.3%が回答しています。また、「子育てと仕事の両立が難しそうだから」という回答も41.2%あり、経済的負担軽減と子育てと仕事との両立が重要であることがうかがえます。

《島根県子どもの生活に関する実態調査より》

- ・ 保護者への「子どもに関する取組で、県や市町村に力を入れてほしいと思うことはなんですか」に対し、最も多かった回答は「子育ての経済的負担を軽くする」が72.1%という結果でした。

●施策の方向性

- 国や県の制度にのっとり、大田市独自の施策も加えながら子育てにかかる保育料の負担軽減を図ります。
- こどもの医療費助成の充実を図るとともに、保護者への理解促進にも努め、適切な経済支援に努めます。
- 子育て家庭にかかる経済的負担軽減のため、国や県の制度活用も併せて、地域社会での子育て支援を充実します。

●実施事業

事業名	事業の内容	取り組みの方向性
しまね子育て応援パスポート事業 【子ども保育課】	妊婦及び子育て家庭(18 歳以下の児童のいる家庭)に交付されたパスポートを架け橋に、協賛店が独自の子育て支援サービスを提供することで、地域社会で子育てを応援する。	全ての妊婦及び子育て家庭が利用できるよう窓口等での周知を図っていく。
保育所保育料の負担の軽減 【子ども保育課】	国の基準以下での保育料の設定、保育料階層区分の細分化のほか、兄弟、姉妹同時に保育所に入所している場合、2 人目は半額、3 人目以降は無料とする制度と第 3 子以降の 3 歳未満の児童は、全額助成する。また、低所得ひとり親世帯等の出生第 1 子は半額、第 2 子は無料とする制度、低所得世帯の出生第 2 子は半額、第 3 子は無料とする制度を実施している。	令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化により 3 歳以上児については無償となった。無償化後保護者負担となった副食費については、大田市の独自制度により多子世帯への支援拡充として、全ての第 3 子以降の児童の副食費を免除する。 また、3 歳未満の保育料については、これまで通り軽減制度を継続する。
児童手当 【子ども保育課】	高校生年代までの児童を養育しているかたに手当を支給する。	高校生年代までの児童を養育しているかたに手当を支給し、子育て世代へ経済的支援を行う。
子ども医療費助成制度(拡充) 【市民課】	出生後から 18 歳到達年度末までの子どもの医療費(保険適用分の自己負担額)を無料化する。 19 歳到達年度から 20 歳未満までのかたの慢性呼吸器疾病等 16 疾患群にかかる入院費及び小児慢性特定疾病医療支援対象者の医療費(自己負担額)を無料化する。	こどもに係る医療費について、自己負担が軽減されるよう助成を行う。 その一方で、年々増加する医療費に伴う給付費の増加を抑制するため、市ホームページや制度周知チラシへの「子どもの健康づくりと適正受診を啓発する」記事掲載と併せて、新小学 1 年生の保護者を対象に、子ども医療証の送付時啓発チラシを同封する。
予防接種の無料化 【健康増進課】	乳幼児が受ける定期予防接種(BCG、五種混合、四種混合、麻しん風しん、ヒブ、小児用肺炎球菌、ロタウイルス、水痘、B 型肝炎、日本脳炎)、児童・生徒が受ける定期予防接種(二種混合、日本脳炎、子宮頸がん)を市が全額負担。	乳幼児及び児童・生徒が受ける定期予防接種は、市が全額負担し、市民の負担軽減を図る。
(新規) がん治療後等の予防接種再接種費用助成事業 【健康増進課】	がん治療等により、過去に受けた定期予防接種の免疫効果が期待できないと医師に診断され、再接種を行う 20 歳未満のかたを対象に、予防接種の再接種費用の助成を行う。	がん患者等の感染症を予防するとともに、経済的負担の軽減を図る。

事業名	事業の内容	取り組みの方向性
(新規)(再掲) 出産・子育て応援事業 【子ども家庭支援課】	安心して出産・子育てできるように、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、さまざまなニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援と、出産・子育て応援金を支給する経済的支援を一体的に実施する。	妊娠届出時、新生児訪問等にて全妊産婦にアンケート及び面談を実施し、出産・子育て応援金を支給する。また妊婦 8 か月頃アンケートを実施し、希望者に面談を実施する。
就学援助事業 【学事・魅力化推進室】	経済的理由により、小・中学校へ児童・生徒を就学させることが困難な家庭に対し、学校でかかる費用の一部を援助する。	教育の機会確保及び義務教育の円滑な実施のため、経済的理由により就学困難な家庭に、引き続き学校でかかる費用の一部を援助していく。

(3)サポートが必要なこどもと家庭への支援

①障がい児支援・医療的ケア児等への支援

●現状と課題

障がいや発達に特性のあるこども、医療的ケア児については、その発達や将来の自立、社会参加の支援が重要です。また、こども本人だけでなく、保護者やきょうだいなどを支援し、地域社会での育ちを支える取り組みが求められます。

大田市においても、心身障がいや発達に心配のあるこどもについて、乳幼児期から学童期・青年期まで関係機関と連携し支援を行っています。また、発達障がい等に対して、相談支援チーム等の相談体制をとり対応していますが、家庭や地域社会、保育・教育現場において理解を深め、本人・家族が孤立することなく、地域全体で支えることが望まれます。

《市民アンケートによる施策評価》

「障がい児や保護者へのきめ細やかな対応がとれるよう、支援が充実している」という施策評価について、「そう思わない」という評価にやや傾いています。施設等アンケートにおいても、「そう思わない」という評価になっています。

障がい児や保護者へのきめ細やかな対応がとれるよう、支援が充実している	就学前児童保護者 アンケート	小学生保護者 アンケート	施設等アンケート
	▲0.11	▲0.12	▲0.57

《市民アンケートより》

- ・ こどもの発達についての不安や悩みが「ある」という保護者は、就学前児童保護者で 18.5%、小学生保護者で 28.7%あります。
- ・ 不安や悩みの内容としては、就学前児童保護者では、「身体的なこと(29.7%)」、「言葉の遅れ(29.1%)」、「遊び方などの行動面(27.2%)」が多くなっています。小学生保護者では、「学習面(47.3%)」、「友達関係(38.6%)」が多くなっています。
- ・ こどもの発達について悩みや心配ごとの相談先としては、「親族・知人・友人(就学前児童保護者 61.4%、小学生保護者 57.7%)」、「幼稚園・保育所(園)・小学校(就学前児童保護者 53.2%、小学生保護者 57.7%)」が多く挙げられています。
- ・ こどもの発達について早期から支援を受けるために必要だと思うこととしては、「健診・相談の充実(就学前児童保護者 70.9%、小学生保護者 54.4%)」、「幼稚園・保育所(園)・小学校等での支援の充実(就学前児童保護者 58.2%、小学生保護者 56.4%)」、「発達に関する相談窓口の明確化(就学前児童保護者 48.7%、小学生保護者 49.0%)」が多く挙げられています。
- ・ 難病等、同じ病気をもつ家族との情報交換や交流機会を求める声があります。
- ・ 障がいのあるこどもを育てる際に各支援を受けるにあたっての手続きの煩雑さや制度理解等、寄り添ったサポートを求める意見があります。
- ・ 障がいのあるこどもを持つ家庭において、精神的ストレスや経済的負担、きょうだいへの影響等の不安も見られます。

●施策の方向性

- 心身の障がい、医療的ケア、発達に課題を持つこども等、各段階や分野での制度に沿った支援を充実するとともに、こども本人だけでなく、保護者をはじめとする家族に寄り添い、各関係機関と連携を図りながら切れ目ない支援に努めます。
- 発達に課題を持つこどもについても、早期の発見と早期の支援に努めます。また、保護者の不安にも寄り添い、専門家や地域での相談員等、地域での身近な支援を推進します。
- 障がい、医療的ケア、発達に課題を持つこども等が安心して共に暮らすことができるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。

●実施事業

事業名	事業の内容	取り組みの方向性
(再掲) 乳幼児健康診査事業 【子ども家庭支援課】	母子保健法に基づき、乳幼児の健診を実施し、疾病及び発達上の問題を確認し、早期支援に結びつける。	疾病及び発達上の確認を行うとともに、健診の場を、子育てについての相談の場、及び情報提供の機会としてとらえ、こどもの発達や関わり、育児支援サービスの情報提供を行う。
発達クリニック 【子ども家庭支援課】	ことばや発達等に心配のある保護者に対して、専門の医師が相談や助言、療育機関の紹介等を行う。特別支援連携協議会や関係機関との連携を密にし、切れ目のない支援を行う。	乳幼児を育てていくうえで感じられる様々な心配事について、専門医による健康診査と相談を行う。特別支援連携協議会や関係機関との連携を密にし、切れ目のない支援を行う。
めだか教室 【子ども保育課】	心身障がいや発達に心配のある幼児とその保護者を対象に、地域において毎月1回専門分野のスタッフと一緒に、さまざまな活動や個別の支援、交流会や相談会等を行う中で、発達を促し社会性の向上を図る。	心身障がいや発達に心配のある幼児とその保護者を対象に、専門スタッフとさまざまな活動を通じて、幼児の活動の向上に努める。また、保護者同士の交流、個別相談や情報交換を通じて保護者の不安の軽減に努める。
大田市相談支援チーム会議 【学校教育課】	市内の幼児教育施設、小・中学校からの要請に応じて、発達障がいを含む全ての障がいのある子ども等への相談支援を行う。また、事業内容として、定例の「相談支援チーム会議」の開催やチーム委員の協力による保護者、学校の要請に基づく「個別の相談」、「4歳児計画訪問」「小・中学校特別支援学級訪問」を実施する。	大田市内の幼児教育施設・小学校・中学校に在籍する「発達障がいを含む全ての障がいのある子ども等」について、保護者の希望に応じて、それぞれの所属所と連携を図り、相談支援を行う。 相談支援チーム定例会において、連携や相談体制について検討し、切れ目ない支援を目指す。

事業名	事業の内容	取り組みの方向性
幼児期通級による指導事業 【学校教育課】	市内の保育所(園)・認定こども園・幼稚園に在籍、又は在宅の、発達に個別の課題等のある就学前児童が、生活上の困難の改善・克服することをめざして、個別の指導・支援を早期から実施する。	小学校入学に向けた保護者の不安軽減や、課題等がある子どものよりよい発達の支援のため、就学前児童の個々の状態に応じた指導・支援体制をより充実させていく。幼児通級の充実のため、担当者の研修の場を拡充する。また、保育所(園)・認定こども園・幼稚園との連携体制を図っていく。
障がい児保育事業 【子ども保育課】	認可保育所において、保育の必要がある心身に障がいを有する児童に必要な保育事業を行うことにより、障がい児の健全な発達を促進し児童福祉の増進を図る。	認可保育所において、心身に障がいのある就学前の児童を対象に保育を行い、必要に応じ障がい児の個別指導を行う。 また、障がい児を受け入れる私立保育所等に職員配置の経費を一部助成し、障がい児の保育の促進を図る。
障がい児通所支援事業 【地域福祉課】	療育の必要があるこどもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識の付与、集団生活への適応訓練、生活能力の向上のための訓練、保育所等へ訪問して専門的な支援等を行う。	身近な地域において専門的な療育支援や発達支援を受けるために必要なサービスとして、市内外の事業所と連携し、ニーズに応じたサービスの提供量の確保に努める。
障がい児者日中一時支援事業 【地域福祉課】	社会福祉法人等の地域社会資源を有効に活用して、日中の障がい児者の一時預かりを実施し、活動の場の提供と日常的な訓練等の支援を行うとともに障がい児者及びその家族の負担を軽減し、福祉の増進を図る。	「活動の場の提供」「日常的な訓練等の支援」「家族の負担軽減」に資するよう、様々な事情や状況を考慮した事業実施に努める。
(新規) 切れ目ない支援体制整備充実事業(医療的ケア看護職員配置事業) 【学校教育課】	大田市特別支援連携協議会に医療的ケア運営部会を設置し、市内小中学校の体制整備に関する必要な事項について協議し整える。	受け入れに関するガイドラインの作成を進めている。
福祉医療費助成制度 【市民課】	重度障がいのあるかた、ひとり親家庭のかたが暮らしやすい環境をつくるため、医療費の助成を行う。自己負担額を医療費の1割として、また、所得等に応じて自己負担上限額を設け助成する。 なお、福祉医療費助成対象者(こども)の自己負担額を子ども医療費助成事業で無料化している。	現在、県制度に沿って医療費の助成を行っている。疾病が重症化、長期化しやすい重度障がい者や、経済的支援の必要なひとり親家庭の医療費助成について、引き続き、現行制度を実施していく。

事業名	事業の内容	取り組みの方向性
小児慢性特定疾病児 日常生活用具給付事業 【子ども家庭支援課】	在宅の小児慢性特定疾病児に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図る。	関係機関と連携を図り、対象児の把握に努める。申請に基づき、特殊寝台等の日常生活用具を給付する。

②児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

●現状と課題

こどもの心身に深い傷を残す児童虐待は、人権侵害であり決して許されるものではありません。しかし、虐待に至る保護者も貧困や夫婦不和、育児負担などによって生活にストレスを抱えていたり、社会的に孤立し援助者がいないという場合も多くあり、保護者自身が抱えている困難に対する支援を社会全体で行うことにより、どのような困難があっても、こどもの虐待につながらないようにしていく必要があります。

大田市では要保護児童対策地域協議会を中心とする地域のネットワークと一体となって、児童虐待防止についての啓発及び要保護児童の早期発見、支援に取り組んでいます。

また、ヤングケアラーについては、こども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、関係者が情報交換し早期発見・把握の上でこどもの意向に寄り添った支援が求められます。

《市民アンケートによる施策評価》

「児童虐待の未然防止に努めている」という施策評価について、「そう思わない」という評価にやや傾いています。施設等アンケートにおいては、「そう思う」という評価に傾いています。

児童虐待の未然防止に努めている	就学前児童保護者 アンケート	小学生保護者 アンケート	施設等アンケート
	▲0.56	▲0.80	1.59

《市民アンケートより》

- ・ 子育てをするうえでの不安や負担について、「非常に感じる」「なんとなく感じる」を合わせて57.2%の保護者が「感じる」と回答しています。
- ・ 「食事を与えない、風呂に入れないなどこどもの世話をしなかった」に0.8%、「お尻、背中、頭など、体をひどく叩いた」に16.3%、「こどもが傷つくようなひどい言葉を言った」に39.6%、「こどもを無視したり、否定的な態度をとったりした」に35.9%の保護者が経験があると回答しています。
- ・ 「こどもとゆったりとした時間を持てている」保護者は、平日は33.1%ですが、休日には56.8%となっています。

《小中学生・高校生アンケートより》

- ・ 「大人はこどもの意見を大切にしている」について、「すごくそう思う」と、小学5年生で41.6%が回答していますが、中学2年生では24.3%、高校生等では25.5%と下がっています。「少しそう思う」は、小学5年生では34.4%、中学2年生では46.3%、高校生等では49.0%が回答しており、「すごくそう思う」「少しそう思う」を合計すると、どの年代でも7割が大人との関わりからこどもの意見を大切にされていると感じています。（再掲）
- ・ 大人に対してこどもの意見を取り入れたり、こどもへの尊重を求める声もあります。（再掲）
- ・ 「ヤングケアラー」という言葉について、小学5年生では70.8%、中学2年生では46.8%が「聞いたことはない」と回答しています。しかし、高校生では65.5%が「聞いたことがあり、内容も知っている」と回答しています。
- ・ 自分がヤングケアラーに「あてはまる」「少しあてはまる」と回答しているのは、小学5年生で12.4%、中学2年生で6.8%、高校生等では2.1%となっています。

●施策の方向性

- こども家庭センター「おおだっこ」において、すべての妊産婦、こどもとその家庭を継続的・包括的に把握し、切れ目のない支援及び相談を行います。必要なケースには、サポートプランを作成し、関係機関と連携して子育てを支援します。
- こどもの権利や児童虐待の理解や対応について啓発を継続し、保護者が社会的に孤立せず、こどもの権利が守られる環境づくりを推進します。
- 児童虐待については、要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関と情報共有、連携を図り、早期発見・早期対応に努めます。
- ヤングケアラーについては、相談窓口を設置するとともに、学校やケアマネージャー等の関係者・関係機関とが情報共有し、こどもの意向に寄り添った支援につながる体制づくりを行います。

●実施事業

事業名	事業の内容	取り組みの方向性
(再掲) こども家庭センター「おおだっこ」 【子ども家庭支援課】	すべての妊産婦、こどもとその家庭を継続的・包括的に把握し、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、切れ目のない支援および相談を行う。またこどもの権利についての啓発を行う。	すべての妊産婦、こどもとその家庭への切れ目ない支援及び相談を行うとともに、必要に応じてサポートプランを作成し、地域資源を活用しながら、継続的に支援を展開する。妊娠・出産・子育てに関するワンストップ相談窓口を担う。
大田市要保護児童対策地域協議会 【子ども家庭支援課】	要保護児童の早期発見、支援・保護のために関係者、関係機関が情報を共有し適切な連携の下で対応する。協議会は、「代表者会議」「庁内会議」「実務者会議」「個別ケース検討会議」で構成され、支援の協議、啓発等の事業を行う。	児童虐待(疑い含む)の早期発見、対応のために関係機関との情報交換、協議、対応に努める。関係者への研修実施、市民向け講演会、広報による周知等により発生に努める。また、養育支援や妊娠期からの支援などの幅広い対応を強化するため、関係機関や子育て支援施策との連携について検討する。
子育て世帯訪問支援事業 【子ども家庭支援課】	不安や負担を抱える家庭を支援員が訪問し、養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。	在宅における養育支援が必要な家庭に対して、適切なアセスメントのもと、家庭の自立支援を尊重したプランを策定し、質の良いサービス提供に努める。
(再掲) 子ども・若者支援体制等整備事業 【子ども家庭支援課】	0歳から39歳までの若者で、社会生活を円滑に営む上での困難を有するこども・若者に対し、関係機関等が連携して、効果的かつ円滑な支援を実施することにより、その健やかな成長や社会参加を促す。	社会生活を円滑に営む上での困難を有するこども・若者が健やかに成長し、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるよう支援体制を整備する。

③こどもの貧困対策

●現状と課題

こどもの貧困は、経済的な面だけでなく、心身の健康や衣食住、進学の手機や学習意欲、社会的孤立にもつながる課題であり、貧困の解消と貧困の連鎖を断ち切ることは社会全体で取り組む課題です。そのためにも、妊産婦の時期から子育て当事者が社会的孤立に陥らないよう、相談・支援の充実が求められています。また、保育所（園）・幼稚園、学校、放課後児童クラブ等においても、家庭の経済状況により適切な保育や教育が受けられないことがないよう、情報共有と連携を図りながらこどもとその家庭への支援が求められます。

《市民アンケートによる施策評価》（再掲）

「子育て家庭の経済的負担を軽減する支援が充実している」という施策評価について、「そう思わない」という評価に傾いています。一方、施設等アンケートにおいては、「そう思う」と比較的高い評価になっています。

子育て家庭の経済的負担を軽減する支援が充実している	就学前児童保護者アンケート	小学生保護者アンケート	施設等アンケート
	▲3.16	▲2.57	2.16

《市民アンケートより》

- ・ こどもを育てる中で経済的負担が大きく、生活に困ることがあるといった意見が多くみられます。
- ・ 金銭的な理由で予防接種が受けられない等の意見もあります。

《島根県子どもの生活に関する実態調査より》

- ・ 保護者への「過去 1 年の間に経済的理由で、家族が必要とするもの（食料や衣類）を買えないことがありましたか」に対し、「よくあった」「ときどきあった」との回答は約 15%という結果でした。

●施策の方向性

- 大田市地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき、重層的支援体制整備事業等を活用し、包括的な支援体制の構築、地域生活課題の解決に向けた支援体制の整備に努めます。
- 経済的に困難を抱えていたり、こどもの保護者が就労できない状況にある家庭に対し、早期の相談と適切な支援を行います。
- こどもの貧困について、保育所（園）等、学校、放課後児童クラブのこどもと接する現場と関係機関における情報共有と連携を図り、相談・支援に努めます。
- 地域食堂等、経済的に困難な状況の家庭にあるこどもの衣食住を支える地域や市民の活動を支援します。
- 進学や就職等、こどもの将来が経済的理由により閉ざされないよう、国や県の制度を活用し支援します。

●実施事業

事業名	事業の内容	取り組みの方向性
生活福祉資金 【大田市社会福祉協議会】	収入が少ない世帯、障がい者や高齢者のいる世帯に対して経済的な安定や社会参加、在宅福祉を推進する目的で、緊急・小口資金、教育支援資金の貸与を行う。	幼保、放課後児童クラブ、学校、行政等、日常的に子育て世帯と関わりのある機関と協働し、適切な情報提供及び相談へのつなぎなどにより、早期相談・対応ができるよう連携強化に努める。
(新規)(再掲) こどもと大人の交流の 場づくり事業 【地域福祉課】	生活困窮世帯のこどもをはじめ希望する全てのこどもを対象に、地域の大人等と交流することによって、学習や将来への意欲を高めることができるような場をつくり、夢と希望を持って成長していけるような環境を整える。	個別のニーズにきめ細かに対応した居場所をつくり、こどもへの包括的な支援を行うため、個別の支援会議を開催し支援の充実を図る

④ひとり親家庭への支援

●現状と課題

ひとり親家庭では相対的貧困率が高く、経済的な自立支援が求められています。また、仕事と子育てを一手に担わざるを得ないことから、親子で心穏やかに過ごす時間が持ちにくくなっています。ひとり親家庭に対する偏見や差別のない、当事者に寄り添った相談支援が必要です。またひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応し、生活支援、子育て支援、就労支援、こどもの学習支援等が適切に行われるように取り組むことが求められています。

大田市においても、国の制度を活用しながら、当事者の声をきき、状況に寄り添った支援を継続していくことが求められています。

《市民アンケートによる施策評価》

「ひとり親家庭に対する自立支援を行っている」という施策評価について、「そう思う」という評価にやや傾いています。施設等アンケートにおいては、さらに「そう思う」という評価に傾いています。

ひとり親家庭に対する自立支援を行っている	就学前児童保護者アンケート	小学生保護者アンケート	施設等アンケート
	0.61	0.60	1.86

《市民アンケートより》

- ・ 低所得層に限らないひとり親への支援を求める声があります。

●施策の方向性

- ☐ 母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭が抱えるさまざまな問題に対応します。
- ☐ 各種制度を活用し、ひとり親家庭への経済的支援や就労支援を適切に行います。

●実施事業

事業名	事業の内容	取り組みの方向性
母子・父子自立支援員【子ども保育課】	ひとり親家庭のさまざまな相談(就労相談、経済的な相談など)に対応するため、母子・父子自立支援員を配置する。	母子・父子自立支援員を配置して、ひとり親家庭の様々な相談(就労相談、経済的な相談など)に対応して、ひとり親家庭の支援を行う。
児童扶養手当【子ども保育課】	18歳未満の子どもを養育している母子・父子家庭等に対し、経済的支援として手当を支給する。	18歳未満の子どもを養育している母子・父子家庭の生活の安定のため、経済的支援を行う。
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業【子ども保育課】	母子・父子家庭の就業による自立を促進するため、資格取得等にかかる受講経費を支給する。	母子・父子家庭の父母の資格取得・能力開発を支援し、就業による自立を促進する。

事業名	事業の内容	取り組みの方向性
母子家庭等高等職業 訓練促進給付金等支 給事業 【子ども保育課】	母子・父子家庭の父母に対し、看護師、 介護福祉士等の高等職業訓練を修業する 場合の生活費として高等職業訓練促進給 付金を、入学時の負担軽減のために修了 支援給付金を支給する。	母子・父子家庭の高等職業訓練受講時 の生活費の負担軽減を行い、就業による 経済的な自立を促進する。
(再掲) 福祉医療費助成制度 【市民課】	重度障がいのあるかた、ひとり親家庭の かたが暮らしやすい環境をつくるため、医 療費の助成を行う。自己負担額を医療費 の1割とし、また、所得等に応じて自己負 担上限額を設け助成する。 なお、福祉医療費助成対象者(こども) の自己負担額を子ども医療費助成事業で 無料化している。	現在、県制度に沿って医療費の助成を 行っている。疾病が重症化、長期化しやす い重度障がい者や、経済的支援の必要な ひとり親家庭の医療費助成について、引き 続き、現行制度を実施していく。

(4)こども・子育てをみんなで支える地域づくり

①地域における子育て支援

●現状と課題

こどもが暮らす「地域の空間」も、直接的・間接的に、こどもの育ちに影響を与える重要な要素です。保護者・養育者のほか、同世代のこどもたちとの横のつながり、保育士や教員、各支援者といった成長過程とともに関わる縦のつながり、地域社会を構成する人々との斜めのつながり等、多様な関係性の中で成長していきます。こどもの成長に関わる地域社会においても、こどもの生涯にわたるウェルビーイング形成への理解を深め、こどもの育ちの保障に寄与していくことが望まれます。

大田市では、子育て当事者のネットワークづくりや相談事業の充実に取り組んでいます。また、豊かな自然環境や世界遺産等を活かし、地域との関わりを深めた活動も展開されています。

しかし、人口減少と少子化の進行により、こどもの多様な学びの機会の減少、買い物や交通といったサービス機能の低下や魅力的な雇用機会の減少、若い世代の地域での負担増等の不安が広がっています。また、海外から就労する家庭への支援も求められています。

限られた財源の中で、こどもの育ちを地域全体で支援・応援するための理解促進と取り組みが求められます。

《市民アンケートによる施策評価》

「子どもたちが体験できる地域活動の充実や参加の促進が図られている」という施策評価について、「そう思わない」という評価にやや傾いています。施設等アンケートにおいても、わずかに「そう思わない」という評価に傾いています。

子どもたちが体験できる地域活動の 充実が図られている	就学前児童保護者 アンケート	小学生保護者 アンケート	施設等アンケート
	▲1.10	▲0.57	▲0.11

「子育てしやすい生活環境の整備が進められている」という施策評価について、「そう思わない」という評価に傾いています。施設等アンケートにおいても、同様に「そう思わない」という評価に傾いています。

子育てしやすい生活環境の整備が 進められている	就学前児童保護者 アンケート	小学生保護者 アンケート	施設等アンケート
	▲2.11	▲1.76	▲2.09

《市民アンケートより》

- ・ こどもたちが遊べる公園や、雨天時に遊ぶことのできる屋内施設、休日に親子で過ごせる場を求める声が多くみられます。
- ・ 通学時の地域での見守り等、こどもや保護者への声掛けや日常的な手助けに感謝する声があります。一方で、人口減少により地域活動や自治会における若い世代の負担の大きさや、少子化によるこどもの経験不足を懸念する声もみられます。
- ・ 通学路については、歩道や街灯の設置、廃屋、野生動物対策など不安な声が見受けられます。
- ・ 公共交通や買い物等の不便さとそれに伴う人口減少を懸念する声が寄せられています。

《小中学生・高校生等アンケートより》

- ・ 小中学生のアンケートでは、楽しく過ごせる・遊べる広場（公園等）を求める声が多くあります。
- ・ 安心して話ができる、相談できる場所を求める声も多くあります。
- ・ 高校生で、「大田市で結婚したい」という回答は 60.9%であり、その場合の安心面として、「住宅・土地を取得しやすい」「地域や近所の人優しい・近所付き合いが良い」「治安が良い・安全・安心に暮らせる」という回答がそれぞれ 1 割強ありました。不安面としては、「結婚自体に関して」「買い物ができる店がなくて不便」「交通の便が悪い」「人口減少・人が少ない・同年代の人が少ない・出会いがない」という回答が同程度ありました。
- ・ 同様に、大田市で「こどもを持ちたい」という回答は 64.8%であり、子育てを行う場合の安心感として、「自然が豊か・自然とふれあえる」「地域や近所の人優しい、親が近くにいる」「治安が良くて安全、安心」等が挙げられています。不安面としては、「公園やこどもが遊べる場所が少ない」「買物等が不便・施設が少ない」「病院・医療の環境が不十分」等が挙げられています。

●施策の方向性

- こども、若者・子育て世代、妊産婦及びこどもを持つことを望む人やそれを支援する人達が気軽に来所し、それぞれの行政手続きや悩みが、その施設に行けば解決でき、分かりやすくきめ細かいこども家庭支援における核となる『おおだ子育てにかかる総合支援拠点施設』の整備を目指します。
- 相談員による訪問、相談による支援や市内各地区における子育てサロン・サークルへの支援を推進します。
- こどもが地域の多様な人たちと触れ合い、活動する機会の提供を行うとともに、市民や民間団体が行う活動を促進します。
- 子育てやこどもの学び、体験に関するボランティアや地域住民の積極的な参画を促進します。
- 地域ぐるみで学校を応援する体制を充実するとともに、ふるさと教育等、学校・家庭・地域が一体となった学びを推進します。
- 気軽に参加できるスポーツから本格的なスポーツまで、関係団体と連携してこどものスポーツ体験の提供に努めます。
- 外国から転入する家庭への日本語学習や、教育・保育現場での受け入れ、相互理解を支援します。
- 通学路や公園の安全管理を徹底し、こどもと子育て当事者が安全・安心に過ごすことのできる環境を整えます。

●実施事業

（子育て支援）

事業名	事業の内容	取り組みの方向性
（再掲） こんにちは赤ちゃん訪問事業 【子ども家庭支援課】	訪問担当者（保健師・助産師、大田市母子保健推進員等）が生後 4 か月までの乳児がいる家庭を対象に全戸訪問をし、子育てについての相談や情報提供を行う。	保健師・助産師、各町に配置される訪問担当者（母子保健推進員）が連携し、生後 4 か月までの家庭への全戸訪問を行う。

事業名	事業の内容	取り組みの方向性
子育てサロン・サークルへの支援 【大田市社会福祉協議会】	子育て中の親子を中心とした地域住民が取り組む「気軽に集い、子育ての相談や情報交換等を通じた仲間づくりやふれあい」を目的とした子育てサロン・サークル活動における様々な相談や情報提供、プログラム支援等のサポートを行う。	子育てサロン・サークルなどの子育て支援活動に取り組む団体の活動における様々な相談や情報提供等のサポートを行う。また各団体の活動の様子を把握するため、団体の了承のもとサロン訪問を行う。 各団体同士の活動や、交流を促進するための情報発信・交換を図る体制を整備する。
(再掲) 思春期・赤ちゃん交流学習事業 【子ども家庭支援課】	乳児とのふれあいを通じて、命の尊さ、家庭の絆の大切さを理解すると共に、社会的スキルの向上を図る。思春期に乳幼児とのふれあいを通じて、子育ての予備体験をすることにより、将来の育児不安解消や虐待防止につなげる。	学校・地域住民・行政が協働し、小中学校の児童・生徒が命の大切さ、子育ての喜びを体験できるよう取り組む。また取組を通して、地域でこどもを見守り育むネットワークの体制づくりを行う。
子育て応援事業 【子ども保育課】	大田市内の団体が大田市の子育て支援のための事業を柔軟かつ効果的に実施するため、事業に要する費用について助成を行う。	食育、親子ふれあい遊び、体験活動など子育てに役立つ民間団体の活動の一部を助成して、子育て意識の啓発を図る。
大田市子育て支援団体連絡会 【大田市社会福祉協議会】	地域のさまざまな人たちのふれあいの中で、親子が楽しみながら仲間をつくり、子育てを支え合うネットワークを形成し、活動しているサロン・サークルによる意見交換会を実施する。	それぞれに取り組まれている子育てサロン・サークル間のつながりや情報交換を行い、活動の活性化につながるようサポートする。子育て支援の取り組みにあたり、各サロン・サークルの活動状況や地区の子育ての現状やニーズを把握する。
保育ボランティア事業 【子ども保育課】	これまで、高齢者に限定していた保育ボランティア事業であったが、令和元年度より幅広い世代の住民に保育の現場でボランティア活動を行ってもらうことで、保育環境の改善や児童の様々な体験を共有し世代間交流を促進する。	令和元年度より対象範囲を広げてすべての年代を対象として各園において保育ボランティアを募集し、認可保育所にて世代間交流事業を図るため引き続き事業を実施していく。
家庭教育支援(子育てについて考えるワークショップ) 【社会教育課】	保育園や学校等で子育てについて保護者同士の対話を通して学び合うワークショップを実施し、親としての役割や子どもとのかかわり方への気付きを促し、家庭教育支援の一助とする。	ワークショップの開催についての周知に努めるとともに、保育園や学校、保護者の困り感やニーズに即したプログラムを実施する。
(新規) 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業 【学校教育課】	今後増加が見込まれる外国人児童生徒の受入促進、日本語と教科の指導支援、生徒支援等を含めた総合的・多面的な支援を行う。	日本語指導支援員の配置により、日本語指導が必要な児童が安心して学校生活を送ることが出来るよう支援する。また、日本語指導検討委員会の設置により、指導方法や指導体制についての検討を行う。

事業名	事業の内容	取り組みの方向性
(再掲) 子育てアプリ「おおだっこ」 【子ども家庭支援課】	スマートフォンやパソコン等から閲覧が可能なアプリケーションソフトを利用して子育て関連情報をタイムリーに提供することで、必要な情報を見たい時に見ることができる環境を整える。	アプリ登録者の増加を図るとともに、子育て世帯の求める情報をタイムリーに発信していく。 またアプリを通して、保健事業の参加予約が 24 時間可能な体制を継続し、事業を利用しやすい環境づくりを行う。

(地域支援)

民生委員、児童委員制度(大田市生活相談委員制度) 【地域福祉課】	民生委員・児童委員、主任児童委員と連携して、地域における児童・妊産婦の福祉などに関する相談事業を行う。	生活相談員を委嘱し、各地域における相談活動を行う。(市内全地区における相談員の配置を目指す)
男女共同参画推進事業 【人権推進課】	家庭における性別役割分担意識を払拭し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進するための啓発活動や情報発信を、しまね女性センター等関係機関の連携のもと実施する。	しまね女性センター等との共催で、男女共同参画社会への理解促進を目指すための研修会等を開催する。男女共同参画サポーターと協力し、情報発信及び啓発活動を行う。
小地域ネットワーク活動 【大田市社会福祉協議会】	地区社会福祉協議会ごとにある小地域のネットワークや行政機関、社会福祉団体等の相互の連携と情報交換を行い、だれもが安心して生活できる地域づくりの推進をする。	保育園児や小学生など地元のこどもたちが、地区で取り組まれている様々な活動への関わりをより持てるよう、地域組織等への働きかけやサポートを行っていく。
小中学生の囲碁教室 【社会教育課】	大田市出身で棋聖と称えられる、本因坊道策名人を顕彰しながら日本の伝統文化を学ぶ。作法や礼儀を身につけながら、集中力や思考力、また判断力などを養うなどの効果が期待されることから、市内全域の普及を目指す。	引き続き、市内全小中学校での取り組みを目指す。併せて、年度末に開催される「本因坊道策記念囲碁大会」を学習の成果の発表の場とし、多くの参加者を募る。
放課後子ども教室推進事業 【社会教育課】	子どもたちの安全安心な活動拠点を確保し、地域の大人の教育力を結集して心豊かでたくましい子どもを育む取り組みを実施する。	学校、地域住民、放課後児童クラブ等と連携し、すべての児童を対象とした安全・安心な居場所の確保と、地域住民の活動の場としての充実を図る。
(再掲) 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業) 【子ども保育課】	昼間、仕事などで保護者のいない家庭の小学生に対し、学校の空き教室などを活用して適切な生活の場を提供し、放課後に遊びなどを通じて児童の健全育成を図る。	昼間、保護者のいない家庭の小学生に対し、学校の空き教室などを活用して、放課後に遊びなどを通じて児童の健全育成活動を行う。 小学校再編と連携し、定員の確保やあり方について、クラブと協議を進めていく。

事業名	事業の内容	取り組みの方向性
山村留学事業 【山村留学センター】	大田市の豊かな自然の中で、体験活動などを通して「生きる力」を培い「自らの個性に芽生え、自信を持って嬉々として行動する子ども」の育成を行う。	長期留学及び夏・冬の短期留学事業を実施し、大田市の豊かな自然と生活を体験できるように、季節と場所に応じた内容の体験活動プログラムを実施する。
ふるさと教育推進事業 【学校教育課】	地域（ふるさと）の教育資源である「ひと・もの・こと」を活かした、ふるさと教育を推進する。学校と家庭と地域が一体となって児童・生徒の生きる力を養い、心豊かでたくましい子どもを育成する地域の体制づくりを図る。	子どもたちのふるさとへの愛着を育むと同時に子どもたち自身の自己肯定感や生きる力を連続で学んでいくため、小中 9 年間を通した発展性・系統性のあるふるさと教育を推進する。地域コーディネーターを連携の推進役とし、学校と家庭と地域が一体となって子どもたちを育成する地域の体制を見直し、より確かな機能的な体制に高める。
地域学校協働本部事業 【社会教育課】	各小中学校区の専任コーディネーターが地域とのパイプ役となり、学習支援、環境整備、登下校の見守りなどのボランティア活動を中心とする学校支援活動を行う。	中学校区、地区ごとに 5 本部を設置し、地域ボランティアの協力を得て学習支援、環境整備、安全確保等を実施する。事業を推進するコーディネーターの交流や研修の機会を持つ。
スポーツ少年団育成事業 【社会教育課】	身体を動かすことの楽しさや体力の向上を図る場として、地域や関係団体との連携を図りながら、活動を推進できるよう支援し、スポーツ少年団への加入の促進や、指導者の指導力向上に向けた取り組みを実施する。	勝敗だけに固執せず、各種目の中で子どもの体力や発達段階に応じた指導ができるよう支援する。また、団員情報や大会情報等の情報収集を行い、情報発信等スポーツ少年団活動の普及を図る。
総合型スポーツクラブの設置 【社会教育課】	スポーツ教室が地域において活動しており、多世代参加による教室の開催等、魅力あるクラブ運営を目指すとともに、温泉津地区、仁摩地区におけるスポーツ環境の整備として総合型地域スポーツクラブの設置を支援し、だれでも気軽にできるスポーツの推進を図る。	大田市スポーツ協会、総合体育館、スポーツ推進委員協議会等と連携し、幼児から高齢者まで、参加しやすいクラブを目指し、軽スポーツやスポーツへの導入となる教室、本格的なスポーツ選手までを支援できるクラブを目指す。 組織の見直しにより、充実した体制構築を促進する。
多文化共生事業 【まちづくり定住課】	外国人のこどもや保護者へ必要な情報の多言語化や、相談体制の充実を図る。 外国人と日本人が国籍や文化の違いを認め合い、共に生活していくための取り組みを進める。	通訳や翻訳を介した各種手続きや子育て相談等への支援を行う。

（施設整備支援）

事業名	事業の内容	取り組みの方向性
街路等の整備 【土地区画整理課】	栄町高禅寺線の整備を推進し、大田市駅周辺東側事業による街路整備を行う。	都市計画マスタープランに基づく計画的な市街地内道路網の整備を推進し、生活道路においては快適な住環境形成を図るため、人に優しい道路整備を目指す。
道路等施設の維持 【土木課】	道路等の異常及び破損等の早期発見のため定期的な道路パトロールを実施し、道路河川などの点検・補修を行っていく。	今後も定期的な道路パトロールを実施し、道路利用者や地域住民等からの情報提供に適時対応し、道路河川の事故を未然に防ぐ。
市街地における公園整備の推進 【都市計画課】	公園施設の点検を実施し、計画的な改修・更新・修繕を行う。	公園施設長寿命化計画に基づく適切な施設管理を推進する中で利用者ニーズへの配慮に努める。
子育て世代向け住宅の整備・維持管理 【都市計画課】	子育て世代が安心して生活を送れるよう公営住宅の提供及び維持管理を行う。	子育て世帯が生活しやすいように、必要な修繕を行いながら、適切な維持保全を図る。

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の目標事業量と

提供体制

本章では、幼稚園、保育所及び認定こども園などの教育・保育施設等と、子ども・子育て支援法で市町村が取り組むよう定められた地域子ども・子育て支援事業の施設整備や事業実施にあたっての目標事業量と提供体制を記載します。

■ 国の示す教育・保育施設等の一覧と概要

区分	名称	内容
教育・保育施設	認定こども園	幼稚園と保育所が一体となった施設で、保護者の就労等に関わらず小学校就学前のこどもを預かり、昼過ぎまでは全てのこどもに対し幼児教育を、保育が必要なこどもには、引き続き夕方ごろまで保育を提供する施設です。 ただし、0から2歳のこどもが通園する場合は、保育の必要性の認定を受けることが必要です。
	幼稚園	保護者の就労に関わらず、3～5歳児を預かり、幼児教育を提供する施設です。
	保育所	保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合に、0～5歳児を預かり、保育を提供する施設です。
地域型保育施設	小規模保育	利用定員6人以上19人以下の小規模な保育施設で、0～2歳児を預かり、保育を提供する施設です。
	家庭的保育	保育者の居宅等において、5人以下の0～2歳児を受け入れて保育を提供する事業です。
	居宅訪問型保育	保育を必要とするこどもの居宅において、0～2歳児に保育を提供する事業（ベビーシッター）。
	事業所内保育	事業所が自社の従業員のこどものほか、地域において保育を必要とするこどもにも保育を提供する事業です。

■ 国の示す教育・保育施設等の一覧と概要

区分	対象年齢	教育・保育の形態	利用施設
1号認定	3～5歳	教育を希望し、保育の必要がない場合	幼稚園、認定こども園
2号認定 (教育希望)	3～5歳	「保育の必要な事由」があるが、教育を希望する場合	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳	「保育の必要な事由」があり、保育所等での保育を希望する	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳	「保育の必要な事由」があり、保育所等での保育を希望する場合	保育所、認定こども園

■ 国の示す地域子ども・子育て支援事業の一覧と概要

事業名	事業内容
利用者支援事業 (基本型、特定型、こどもセンター型)	こどもまたはその保護者の身近な場所で、利用者支援専門員が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
(新規) 利用者支援事業 (妊婦等包括相談支援事業型)	妊婦・子育て世帯が安心して妊娠・出産・子育てができるように、妊娠期から子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行います。
延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日または利用時間以外の日または時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。
放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室やプレハブ教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
子育て短期支援事業	保護者の疾病等により家庭において養育を受けることが一時的に困難となったこどもについて、里親委託等により養育・保護を行う事業です。
こんにちは赤ちゃん訪問事業 (乳児家庭全戸訪問事業)	生後4か月までの乳児のいる全ての過程を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
養育支援訪問支援	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
(新規) 子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える家庭を訪問支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施し、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。
(新規) 児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路の相談支援等を行うとともに、アセスメントし個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。
(新規) 親子関係形成支援事業	子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に相談・共有できる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業です。
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・援助・関連情報の提供、子育て支援に関する講習等を行う事業です。

事業名	事業内容
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。なお、幼稚園の一時預かり事業は、幼稚園在園児を対象に預かりを行い、保育所等の一時預かり事業は、保育所等を利用していない乳幼児の預かりを行います。
病児・病後児保育事業	病児について、病院、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。
妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るとともに、安心・安全な妊娠出産ができるよう医療機関において、診察、検査、保健指導等を行う事業です。
(新規) 乳児等通園支援事業	現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付です。
(新規) 産後ケア事業	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート（訪問型・デイサービス型）を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行います。
子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関の専門性強化と、連携強化を図る取り組みを実施する事業です。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究 その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

(1) 提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、教育・保育施設の提供や地域子ども・子育て支援事業を実施する単位として、「教育・保育提供区域」を定めることとされています。本市においては、効率的な資源の活用を可能とし、市内のニーズを柔軟に吸収できるよう、教育・保育提供区域を1区域（全市）とします。

(2)教育・保育施設等の目標事業量と提供体制

第2期計画においての実績

- 【1号認定（満3歳以上で保育の必要がない児童）：幼稚園・認定こども園】
 ・幼稚園（公立1園）、認定こども園（私立3園）

区分	平成31/令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	1号	2号	合計	1号	2号	合計	1号	2号	合計
	3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳	
目標事業量	79	0	79	58	0	58	60	0	60
幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	-	-
保育所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
認定こども園	-	-	-	-	-	-	-	-	-
提供体制	80	-	80	75	0	75	85	0	85
幼稚園	65	-	65	65	0	65	65	0	65
保育所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
認定こども園	15	-	15	10	0	10	20	0	20
実績	62	-	62	64	0	62	58	0	58
幼稚園	47	-	47	50	-	50	30	0	30
保育所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
認定こども園	15	-	15	12	0	12	28	0	28

区分	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	1号	2号	合計	1号	2号	合計	1号	2号	合計
	3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳	
目標事業量	54	0	54	53	0	53	49	0	49
幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	-	-
保育所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
認定こども園	-	-	-	-	-	-	-	-	-
提供体制	85	0	85	90	-	90	90	-	90
幼稚園	65	0	65	65	-	65	65	-	65
保育所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
認定こども園	20	0	20	25	-	25	25	-	25
実績	52	0	52	59	0	59	-	-	-
幼稚園	19	0	19	20	0	20	-	-	-
保育所	0	-	0	0	0	0	-	-	-
認定こども園	33	-	33	39	0	39	-	-	-

【2号認定・3号認定（保育の必要な児童）：保育所・認定こども園・地域型保育事業】

- ・保育所（公立7園・指定管理1園・私立10園）
- ・認定こども園（私立2園）
- ・地域型保育事業（5か所）

区分	平成31/令和元年度				令和2年度				令和3年度			
	2号	3号		合計	2号	3号		合計	2号	3号		合計
	3-5歳	1-2歳	0歳		3-5歳	1-2歳	0歳		3-5歳	1-2歳	0歳	
目標事業量	657	391	144	1,192	637	379	168	1,184	640	351	163	1,154
保育所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
認定こども園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域型保育事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
提供体制	657	394	150	1,201	645	399	148	1,192	645	387	145	1,177
保育所	634	404	131	1,169	566	335	109	1,010	511	300	99	910
認定こども園	-	-	-	-	79	48	23	150	134	73	33	240
地域型保育事業	8	22	21	51	0	16	16	32	0	14	13	27
実績	656	379	160	1,195	656	379	160	1,195	651	353	146	1,150
保育所	580	319	122	1,021	574	315	116	1,005	518	265	107	890
認定こども園	76	46	28	150	82	50	34	166	133	73	35	241
地域型保育事業	0	14	10	24	0	14	10	24	0	15	4	19

区分	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	2号	3号		合計	2号	3号		合計	2号	3号		合計
	3-5歳	1-2歳	0歳		3-5歳	1-2歳	0歳		3-5歳	1-2歳	0歳	
目標事業量	591	365	158	1,114	567	354	152	1,073	534	343	148	1,025
保育所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
認定こども園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域型保育事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
提供体制	600	368	139	1,107	577	359	131	1,067	563	334	120	1,017
保育所	455	266	89	810	444	263	83	790	430	248	77	755
認定こども園	145	88	37	270	133	82	35	250	133	74	33	240
地域型保育事業	0	14	13	27	0	14	13	27	0	12	10	22
実績	591	346	138	1,075	561	325	145	1,031	-	-	-	-
保育所	457	252	95	804	437	235	101	773	-	-	-	-
認定こども園	134	83	41	258	124	81	41	246	-	-	-	-
地域型保育事業	0	11	2	13	0	9	3	12	-	-	-	-

目標事業量と提供体制の考え方

（目標事業量の考え方）

- 実際の利用状況及び推計児童人口を勘案した推計値を目標事業量として設定します。
目標事業量は、以下の認定区分ごとに定めます。

（提供体制の考え方）

- 令和6年度開所中の、幼稚園（公立1園 定員45人）、保育所（公立6か所、民間9か所 定員合計755人）、認定こども園（私立3園 利用定員240人）が管内にあります。
また、地域型保育事業として、家庭的保育施設（2か所 定員10人）、事業所内保育事業所（1か所 12人）により、3歳未満の乳幼児を中心とした受け入れも行っています。
- 令和6年度現在、認可外保育施設は1か所のみです。
- 提供体制では利用定員総数を示しています。

【1号認定（2号認定のうち、教育希望の高い方を含む）】

区分	令和7年度			令和8年度			令和9年度		
	1号	2号	合計	1号	2号	合計	1号	2号	合計
	3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳	
目標事業量	53	0	53	50	0	50	48	0	48
提供体制	80	0	80	80	0	80	80	0	80
幼稚園	45	0	45	45	0	45	45	0	45
保育所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認定こども園	35	0	35	35	0	35	35	0	35

区分	令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	合計	1号	2号	合計
	3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳	
目標事業量	45	0	45	42	0	42
提供体制	55	0	55	55	0	55
幼稚園	0	0	0	0	0	0
保育所	0	0	0	0	0	0
認定こども園	55	0	55	55	0	55

【2号認定・3号認定】

区分	令和7年度				令和8年度				令和9年度			
	2号	3号		合計	2号	3号		合計	2号	3号		合計
	3-5歳	1-2歳	0歳		3-5歳	1-2歳	0歳		3-5歳	1-2歳	0歳	
目標事業量	494	291	129	915	460	275	123	858	425	258	118	801
提供体制	532	305	115	952	506	285	111	902	486	278	108	872
保育所	405	223	72	700	379	203	68	650	359	196	65	620
認定こども園	127	70	33	230	127	70	33	230	127	70	33	230
地域型保育事業	0	12	10	22	0	12	10	22	0	12	10	22

区分	令和10年度				令和11年度			
	2号	3号		合計	2号	3号		合計
	3-5歳	1-2歳	0歳		3-5歳	1-2歳	0歳	
目標事業量	391	241	113	745	356	225	108	688
提供体制	476	278	108	862	473	272	107	852
保育所	332	186	62	580	329	180	61	570
認定こども園	144	80	36	260	144	80	36	260
地域型保育事業	0	12	10	22	0	12	10	22

教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

（認定こども園設置に関する方針）

- ・認定こども園は、教育・保育を一体的に行う施設で、保護者の就労状況に関わらず柔軟な受け入れを行うことができる施設です。本市においては、計画期間中に移行可能な保育施設より認定子ども園への移行を進めます。

（質の高い幼児期の教育・保育の提供や教育と保育の一体的な提供の推進に関する方針）

- ・幼児期の教育・保育は、子どもたちが遊びを通して身体感覚を伴う多様な活動を経験することにより、豊かな感性を養うとともに生涯にわたる学習意欲や学習態度の基礎となる好奇心や探究心を培う場であるため、一定水準以上の質の高い教育・保育を、市内のどの施設であっても提供できるよう努めます。そのため、保育技能の向上や専門知識の強化に向けた研修への参加などを通して、職員の資質向上を図ると共に、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置をしており、さらに保育の質の向上に努めていきます。
- ・教育・保育の一体的な提供に向けては、幼稚園と保育所で一貫性のある指導計画、保育計画の作成を進めていきます。研修の実施にあたっては、幼稚園教諭と保育士が双方の教育・保育内容の良さや違いを理解しながら専門性の向上を図ることができるよう、合同での研修や、相互の公開保育の実施を引き続き行っていきます。

（教育・保育施設と地域型保育事業の連携や幼・保・小連携に関する方針）

- ・本市では、これまでも地域型保育事業として家庭的保育事業、事業所内保育事業を実施しています。各事業・施設間での連携を図り、円滑なサービス提供に努めます。
- ・幼稚園と保育所及び小学校との連携については、幼児期の教育から小学校教育へと円滑に接続できるよう、これまで本市では連絡会や小学校行事への参加・交流、就学にあたっての個別のケース会議等を実施しています。今後も相互の教育内容や指導方法について理解を深め、幼児期から小学校での教育を継続した発展的なものとして理解し、子どもの発達段階に応じた学びや支援を推進するとともに、幼・保・小が密に連携を取り合い、「架け橋プログラム」の実施ができるよう取り組んでいきます。

(3) 地域こども・子育て支援事業の目標事業量と提供体制

1) ①利用者支援事業(基本型、特定型、こどもセンター型)

第2期計画においての実績

令和元年10月に大田市母子健康包括支援センター「おおだっこ」を開設しました。令和6年4月からは、「母子保健包括支援センター（おおだっこ）」と「大田市子ども家庭総合支援拠点」の組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「大田市こども家庭センター」を開設しました。

区分	平成31/ 令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
目標事業量	—	1	1	1	1	1	実施箇所数
提供体制	1 (母子保健型)	1 (母子保健型)	1 (母子保健型)	1 (母子保健型)	1 (母子保健型)	1 (こども家庭 センター型)	実施箇所数

目標事業量と提供体制の考え方

こども家庭センターでは、妊産婦・乳幼児等を積極的・包括的に把握し、関係機関と連携し、必要な支援を調整するなどして、切れ目のない支援および相談体制の提供を行っていきます。

(提供体制の考え方)

- ・下記の提供体制により、全ての妊産婦等が必要な時期に支援が受けられる体制を維持します。

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
目標事業量 (こども家庭センター型)	1	1	1	1	1	実施箇所数
提供体制 (こども家庭センター型)	1	1	1	1	1	実施箇所数

1) ②利用者支援事業(妊婦等包括相談支援事業)(新規)

令和6年子ども・子育て支援法改正により、新たに創設されました。

妊婦・子育て世帯が安心して妊娠・出産・子育てができるように、妊娠期から子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行います。

目標事業量と提供体制の考え方

(目標事業量の考え方)

- ・0歳児の将来推計人数を必要な妊娠届出数とし、目標事業量を設定します。
- ・面接回数は、少なくとも3回(妊娠届出時面接、8か月妊婦アンケート後に必要に応じた面接、出生後の面接)行うとし、目標事業量として設定します。

(提供体制の考え方)

- ・下記の提供体制により、全ての妊婦等が必要な時期に支援が受けられる体制を維持します。

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
目標事業量 (妊婦等包括 相談支援型)	妊娠届出数:125 1組当たり相談 回数:3回 合計回数:375回	妊娠届出数:119 1組当たり相談 回数:3回 合計回数:357回	妊娠届出数:113 1組当たり相談 回数:3回 合計回数:339回	妊娠届出数:108 1組当たり相談 回数:3回 合計回数:324回	妊娠届出数:102 1組当たり相談 回数:3回 合計回数:306回	延べ回数/年
提供体制 (妊婦等包括 相談支援型)	直営	直営	直営	直営	直営	実施箇所数

2) 延長保育事業

第2期計画においての実績

年度によって実績に増減があり、実績が目標事業量及び提供体制を上回っている年度があります。計画における提供体制を上回った年度についても、実際の提供体制は確保できている状況です。

区分	平成 31/ 令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	備 考
目標事業量	200	387	377	364	351	335	実利用人数／年
提供体制	200	387	377	364	351	335	
実績	279	231	201	272	232	—	実利用人数／年

目標事業量と提供体制の考え方

（目標事業量の考え方）

- ・今までの利用状況と実際の利用状況を勘案し算出した推計値を、目標事業量として設定します。

（提供体制の考え方）

- ・市内 11 園で実施しており、今後も提供体制を確保しています。

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	備 考
目標事業量	234	231	227	221	214	実利用人数／年
提供体制	234	231	227	221	214	

3) 放課後児童クラブ

(放課後児童クラブ)

第2期計画においての実績

利用実績は低学年、高学年ともに増加傾向にあり、提供体制を上回っています。

区分	平成 31/ 令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	備 考
目標事業量	400	445	268	489	506	538	実利用人数／年
低学年 (1～3年生)	340	378	165	416	430	458	
高学年 (4～6年生)	60	67	103	73	76	81	
提供体制	400	418	438	489	506	538	
実績	378	474	479	500	551	—	実利用人数／年
低学年 (1～3年生)	—	407	412	413	443	—	
高学年 (4～6年生)	—	67	67	87	108	—	

目標事業量と提供体制の考え方

(目標事業量の考え方)

- 過去の利用状況をから、今後の利用見込みを勘案した年間利用見込みを、目標事業量として設定します。

(提供体制の考え方)

- 市内 16 か所で実施しており、今後も各地区の就学児童が過ごせる場所を確保していきます。

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	備 考
目標事業量	511	494	474	452	433	実利用人数／年
低学年 (1～3年生)	406	391	374	361	342	
高学年 (4～6年生)	105	103	100	91	91	
提供体制	511	494	474	452	433	

(一体型の目標事業量)

状況に応じて事業実施を検討します。

（放課後子ども教室推進事業）

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	備 考
目標事業量	5	5	5	5	5	教室数

- 子どもたちの安全安心な活動拠点を確保し、地域の大人の教育力を結集して心豊かでたくましい子どもを育む取り組みをします。今後も地域の理解や協力を得ながら開設を目指します。

（一体型または連携型の実施に関する方策）

- 現在、一体型または連携型を実施している放課後児童クラブ及び放課後子ども教室はありません。今後は、状況に応じて事業実施を検討します。

（小学校の余裕教室等の活用に関する方策）

- 市の関係課や学校関係者、PTA 関係者、放課後児童クラブや放課後子ども教室の関係者などによる話し合いの場を設け、放課後児童クラブや放課後子ども教室に活用できる小学校の余裕教室等の活用について協議を行います。

（教育委員会と福祉部局の連携に関する方策）

- 放課後子ども総合プラン運営委員会等を活用し、教育委員会と福祉部局が連携して総合的な放課後対策を進めます。

（特別な配慮を要する児童への対応に関する方策）

- 特別な配慮を必要とする児童については、児童の状況等を学校関係者と放課後児童クラブとの間で情報を共有し、必要に応じて専門機関や要保護児童対策地域協議会、障がい児通所支援事業所等の関係機関と連携し適切に対応を行います。

（放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取り組み）

- 放課後児童クラブの開所時間の延長については、多くの児童クラブで実施しており、引き続き地域の実情に応じて延長保育を促進していきます。

（「新・放課後子ども総合プラン」に記載された放課後児童クラブの役割を向上させる方策）

- 子どもの自主性、社会性等の向上を図るため、放課後児童クラブ内での活動だけではなく、伝統行事や地域との交流活動などの参加を促進します。

（各放課後児童クラブにおける育成支援の内容を利用者や地域住民への周知を推進させるための方策）

- 地域との交流活動（学習、スポーツ、文化活動など）を通じて、地域住民と放課後児童クラブとのかかわりを深め、地域全体で児童の健全育成を図ります。

4) 子育て短期支援事業

宿泊を伴う預かりに対するニーズに対しては、市外を含めた児童福祉施設や里親委託等について検討します。

5) こんにちは赤ちゃん訪問事業(乳児家庭全戸訪問事業)

第2期計画においての実績

実績は出生数の推移によるため、出生数の減少に伴い、大きく減少しています。

区分		平成 31/ 令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	備 考
目標事業量		222	196	190	184	177	172	実人数/年
提供 体制	実施体制	大田市母子保健推進員に委嘱して実施						
	実施機関	健康増進課・子ども家庭支援課						
	委託団体等	大田市母子保健推進員に委嘱						
実績		151	132	128	141	119	—	実人数/年

目標事業量と提供体制の考え方

(目標事業量の考え方)

- ・0 歳児の将来推計人数を必要な訪問数(年間実人数)とし、目標事業量を設定します。

(提供体制の考え方)

- ・下記の提供体制により、全ての乳児を早期に把握し、保護者が孤立することなく安心して子育てができるよう支援を行います。

区分		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	備 考
目標事業量		125	119	113	108	102	実人数/年
提供体制	実施体制	大田市母子保健推進員に委嘱して実施					
	実施機関	子ども家庭支援課					
	委託団体等	大田市母子保健推進員に委嘱					

6) 養育支援訪問事業

第2期計画においての実績

令和5年度までに1件の実績があります。

令和6年度より、「育児・家事援助」部分については「子育て世帯訪問支援事業」に移行して実施しています。

区分		平成31/ 令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
目標事業量		10	2	2	2	2	2	件数/年
提供 体制	実施体制	要保護児童対策地域協議会						
	実施機関	子ども家庭相談室・子ども家庭支援課						
	実施時期	通年						
実績		—	—	—	1	0	—	件数/年

目標事業量と提供体制の考え方

(目標事業量の考え方)

- 母子保健事業及び大田市要保護児童対策地域協議会で支援している世帯等から把握した、養育支援の必要な家庭への年間訪問件数見込みを、目標事業量として設定します。

(提供体制の考え方)

- 本計画より、養育支援訪問事業については、市の保健師、助産師等が継続的に訪問し、他機関と連携しながら、養育に対する指導や助言を行います。

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
目標事業量		105	105	105	105	105	件数/年
提供体制	実施体制	要保護児童対策地域協議会					
	実施機関	子ども家庭支援課					
	実施時期	通年					

7) 子育て世帯訪問支援事業(新規)

令和4年児童福祉法の改正により、新たに創設されました。

令和6年度からは養育支援訪問事業の「家事・育児援助」部分については、本事業を新たに実施しています。

目標事業量と提供体制の考え方

(目標事業量の考え方)

- ・母子保健事業、大田市要保護児童対策地域協議会で支援している世帯等から把握した養育支援の必要な家庭数を勘案した年間訪問件数見込みを、目標事業量として設定します。

(提供体制の考え方)

- ・子育て世帯訪問支援事業については、市内訪問事業所に委託して実施します。現在の委託体制を維持することを目標として設定します。

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
目標事業量	2	2	2	2	2	件数/年
提供体制	2	2	2	2	2	市内訪問事業所委託数

8) 児童育成支援拠点事業(新規)

令和4年児童福祉法の改正により、新たに創設されました。

状況に応じて、事業実施を検討します。

9) 親子関係形成支援事業(新規)

令和4年児童福祉法の改正により、新たに創設されました。

状況に応じて、事業実施を検討します。

10) 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

第2期計画においての実績

目標事業量に対して、利用実績数は下回っていますが、200～230人で推移しています。

区分	平成31/ 令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
目標事業量	500	429	403	409	397	386	平均利用人数/月
提供体制	3	3	3	3	3	3	施設数
実績	201	224	238	201	232	—	平均利用人数/月

目標事業量と提供体制の考え方

(目標事業量と提供体制の考え方)

- ・利用実績と推計児童人口を勘案した月平均利用人数見込みを、目標事業量として設定します。

(提供体制の考え方)

- ・市内3か所の地域子育て支援センターを継続して実施し、在宅の親子の交流、ふれあい活動、子育て情報の発信、育児不安等に対する相談指導、リサイクル事業を行っていきます。

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
目標事業量	217	215	213	211	210	平均利用人数/月
提供体制	3	3	3	3	3	施設数

11) ①一時預かり事業(幼稚園等在園者対象)

第2期計画においての実績

年々実績が増加しており、実績が目標事業量及び提供体制を上回っている年度があります。計画における提供体制を上回った年度についても、実際の提供体制は確保できている状況です。

区分	平成 31/ 令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	備 考
目標事業量	1,660	1,242	1,249	1,152	1,107	1,041	延べ利用人数／年
提供体制	1,660	1,242	1,249	1,152	1,107	1,041	
実績	1,392	3,601	4,297	6,740	7,947	—	延べ利用人数／年

目標事業量と提供体制の考え方

(目標事業量の考え方)

- ・認定こども園を含む令和 4 年度以降の実績を基に、3 歳から 5 歳の定期的な利用（1 号認定）を想定した年間延べ人数見込みを、目標事業量としています。

(提供体制の考え方)

- ・全ての幼稚園・認定こども園で実施しており、今後も提供体制を確保していきます。

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	備 考
目標事業量	7,275	6,863	6,589	6,177	5,765	延べ利用人数／年
提供体制	7,275	6,863	6,589	6,177	5,765	

11) ②一時預かり事業(在園児対応型以外)

第2期計画においての実績

年度によって実績に増減があり、実績が目標事業量及び提供体制を上回っている年度があります。計画における提供体制を上回った年度についても、実際の提供体制は確保できている状況です。

区分	平成 31/ 令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	備 考
目標事業量	1,500	1,586	1,595	1,471	1,413	1,329	延べ利用人数／年
提供体制	1,500	1,586	1,595	1,471	1,413	1,329	
実績	1,285	944	478	438	1,023	—	延べ利用人数

目標事業量と提供体制の考え方

(目標事業量の考え方)

- ・実際の利用状況を勘案した年間延べ利用人数見込みを、目標事業量として設定しています。

(提供体制の考え方)

- ・市内 17 園で実施しており、今後も提供体制を確保していきます。

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	備 考
目標事業量	945	945	945	945	945	延べ利用人数／年
提供体制	945	945	945	945	945	

12) 病児・病後児保育事業

第2期計画においての実績

年度によって実績に増減があり、実績が目標事業量及び提供体制を上回っている年度があります。計画における提供体制を上回った年度についても、実際の提供体制は確保できている状況です。

区分	平成 31/ 令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	備 考
目標事業量	55	250	244	235	227	216	延べ利用人数／年
（病後児保育事業分）	50	248	242	233	225	214	
（ファミリー・サポート・センター事業分）	5	2	2	2	2	2	
提供体制	55	250	244	235	227	216	
実績	45	154	227	267	457	—	延べ利用人数／年
（病後児保育事業分）	45	154	227	267	457	—	
（ファミリー・サポート・センター事業分）	0	0	0	0	0	—	

目標事業量と提供体制の考え方

（目標事業量の考え方）

- ・実際の利用状況を勘案した年間延べ利用人数見込みを、目標事業量として設定します。

（提供体制の考え方）

- ・現在は、病後児保育を市内 1 か所（民間 1 か所）で実施しています。今後も現状の体制を維持するとともに、病後児保育での対応時間以外の利用希望がある家庭には、ファミリー・サポート・センター事業の活用による受け入れも進めていきます。
- ・病児保育の実施に向けた検討もしていきます。
- ・保育所で体調不良になった児童に対し、保護者が迎えに来るまでの間、看護師の対応のもとで預かる体制を維持していきます。

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	備 考
目標事業量	460	460	460	460	460	延べ利用人数／年
提供体制	460	460	460	460	460	
（病児・病後児保育事業分）	460	460	460	460	460	
（ファミリー・サポート・センター事業分）	0	0	0	0	0	

13) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

第2期計画においての実績

利用実績は、目標事業量、提供体制をともに大きく超えています。利用ニーズに対してのサービスの提供体制は確保できています。

区分	平成 31/ 令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	備 考
目標事業量	60	30	30	30	30	30	延べ利用人数／年
提供体制	60	30	30	30	30	30	まかせて会員数
実績	103	298	284	317	157	—	延べ利用人数／年

目標事業量と提供体制の考え方

(目標事業量の考え方)

- ・ 今までの利用状況を勘案した年間延べ利用人数見込みを、目標事業量として設定します。

(提供体制の考え方)

- ・ 委託機関と連携し、まかせて会員（援助を行う人）の確保を図り、サービスの提供体制を確保していきます。
- ・ 安心・安全に子どもを預けられる体制をめざして、研修を通じて質の向上を図ります。

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	備 考
目標事業量	160	160	160	160	160	延べ利用人数／年
提供体制	73	73	73	73	73	まかせて会員数

14) 妊婦一般健康診査

第2期計画においての実績

実績は出生数の推移によるため、出生数の減少に伴い、大きく減少しています。

区分	平成 31/ 令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	備 考
目標事業量	2,599	2,744	2,660	2,576	2,478	2,408	延べ回数／年
提供体制	—	—	—	—	—	—	
実績	2,374	2,087	2,061	1,944	1,656	—	延べ回数／年

目標事業量と提供体制の考え方

- ・0 歳児の将来推計人数に、令和 2 年度から令和 5 年度までの受診券の平均一人当たり利用回数を乗じて算出した年間延べ利用回数見込みを、目標事業量として設定します。

(提供体制の考え方)

- ・下記の提供体制により、全ての妊婦が必要な時期に必要な健診を受診できる体制を維持します。

区分		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	備 考
目標事業量		1,562	1,487	1,412	1,350	1,275	延べ回数／年
提供体制	実施場所	産婦人科医療機関					
	実施体制	原則医療機関委託 ※県外医療機関の場合、健診費用を償還払いで対応					
	検査項目	血液検査、子宮頸がん検診、超音波検査等					
	実施時期	通年					

15) 乳幼児等通園支援事業(新規)

目標事業量と提供体制の考え方

(目標事業量の考え方)

- ・ 0～2歳児の推計人口と保育所等への入所割合に基づく利用見込を、目標事業量として設定します。

(提供体制の考え方)

- ・ 大田市管内においては育児休業期間中とみられる0歳児を除くと、保育所等へは高い割合で児童が入所しているため、管内1施設で実施し、利用実績に基づき見直しを行います。

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
目標事業量	0	3	3	3	3	実利用人数/年
提供体制	0	3	3	3	3	

16) 産後ケア事業(新規)

第2期計画においての実績

令和6年子ども・子育て支援法改正により、新たに創設されました。

目標事業量と提供体制の考え方

(目標事業量の考え方)

- ・0歳児の将来推計人数を推計産婦数として量の見込み算出式により算出します。
- ・出生数は減少傾向にあるが、産後うつやハイリスクのケースは増加傾向にあるため利用者は横ばいで経過すると考えます。

(提供体制の考え方)

- ・産後に精神的不調のある母親を早期に把握し、支援が必要な時期に必要なケアを受けられるよう体制を維持します。
- ・産後間もない母子に対して、助産師や保健師等による心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるように支援を行います。

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
目標事業量	26人日	25人日	25人日	25人日	24人日	延べ人数
確保方策	26人日	25人日	25人日	25人日	24人日	延べ人数

17) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業 (要保護児童対策地域協議会機能強化事業)

第2期計画では、養育支援訪問事業と同一の項目としておりましたが、今計画より別々に目標事業量を設定することとします。

目標事業量と提供体制の考え方

(目標事業量の考え方)

・虐待の早期発見・早期対応に向けた体制強化に向けて、要保護児童対策地域協議会の構成団体に対して開催する研修の回数を目標事業量として設定します。

(提供体制の考え方)

・現在も開催している研修会を、年1回実施することを維持します。

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
目標事業量	1	1	1	1	1	回/年
提供体制	1	1	1	1	1	実施回数

18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

状況に応じて事業実施を検討します。

19) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

状況に応じて事業実施を検討します。

資料編

1 用語集

ア行		ページ数
16疾患群	小児慢性特定疾病として認定されている16疾患。	42
ICT（アイシーティ ー）	Information and Communication Technology の略。情報処理や通信技術そのものだけでなく、通信機器やソフトウェア、それを活用した多様なサービスの総称。	23、39
アイデンティティ	「自分が自分である」という意識のこと。	38
アセスメント	利用者が何を求めているのか正しく知ること。	48、60
アタッチメント	発達心理学などで、母親と子の間に形成される愛情のこと。多く「愛着」と訳される。	30、32、33
アプリケーション /アプリ	アプリケーションソフトの略。スマートフォンやタブレット端末に入れて使う、特定の機能を持った専用のソフトウェア。	31、37、56
育児教室	ふれあい遊びや子育てトーク等を通して、子どもの成長を学び、子育てや普段の悩みをみんなで共有できる教室。	5、32
医療的ケア児	新生児特定集中治療室等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。	19、44
インクルージョン	社会において多様な人材が尊重されながら共存していくこと。	45
WEBQU（ウェブ キューユー）	学級経営サポートシステムのこと。Web上で簡単に児童生徒にアンケートの実施ができ、学級経営に生かすことができる。	27
ウェルビーイング	身体、心、それを取り巻く環境や社会の状況、すべての面で良い状態にあること。幸せな状態。	1、20、23、33、53
SOS（エスオーエ ス）の出し方に関 する教育	自殺対策基本法第17条3項に定める、「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育」のこと。	26
SNS（エスエヌエ ス）	Social Networking Service の略。人と人とのつながりをインターネット上で構築するサービスのこと。	24、26
大田市こども家庭 センター	令和6年4月から、子ども家庭支援課内に設置。通称「おおだっこ」。全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの相談支援を切れ目なく一体的に行い、より安心して出産、子育てができる環境を整えている。	21、29、30、31、48、67
カ行		
ガイドライン	特定の行動や活動を行う際の基準や手引きを示す指針のこと。	46
キャリア教育	児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てる教育。	23、24
キャリア形成	個人が仕事を通じて経験やスキルを蓄積し、自己実現を追求するプロセスのこと。	23、24
教育支援センター	不登校児童生徒等に対する指導を行うために教育委員会等が、学校以外の場所や学校の余裕教室等において、学校生活への復帰を支援するため、児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う組織として設置したもの。	27、39

勤労観	勤労についての知識・理解及びそれらが人生で果たす意義や役割についての個々人の認識であり、勤労に対する見方・考え方、態度等を内容とする価値観。	23
ケアマネジャー	要介護者や要支援者の人の相談や心身の状況に応じるとともに、サービス（訪問介護、デイサービスなど）を受けられるようにケアプラン（介護サービス等の提供についての計画）の作成や市・サービス事業者・施設等との連絡調整を行う者。	48
軽スポーツ	一般的なスポーツと比べて、体への負担も少なく、ルールも簡単で、老若男女問わず誰でも楽しめるスポーツのこと。	57
コーディネーター	ものごとを調整する役割。	57
こども／子ども／子供	こども基本法において、「こども」とは「心身の発達の過程にある者」と定義され、年齢で区切ることのないよう「こども」表記がされ、推奨されている。その他法令に根拠がある場合は「子ども」「子供」を使用する。	1
子ども医療証	子ども医療費受給資格証。子ども医療費助成制度の適用を受ける際に必要。	42
こどもの人権110番	こどもの発するSOS信号をいち早くキャッチし、その解決に導くための相談を受け付ける専用相談電話。こどもだけでなく、こどもに関する悩みを持つ大人も利用可能。相談は無料。	21
子どもの学びと育ちのめやす	「大田市教育ビジョン基本計画」策定に伴い「子育て（乳幼児期）のとらえなおし」をし、子ども達の『生き抜く力を育てる』ために、0歳から18歳までの子育てについて、『子どもの育ちと学びのめやす』を策定されたもの。	33
子ども読書活動推進員	こどもの読書活動や読み聞かせなどについて、知識や経験を有する専門職。保護者やボランティアなどへの指導・アドバイス等を行う。	33
こどもまんなか社会	こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えた社会のこと。	1、20
サ行		
サポートプラン	こども家庭センターにおいて、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援を繋ぐためのマネジメントのこと。	21、31、48
産後うつ	気分の落ち込みや楽しみの喪失、自責感や自己評価の低下などを訴え、産後3か月以内に発症することが多い。	29、30、31、82、84
自己肯定感	自分は大切な存在・かけがえのない存在だと思える心の状態。	1、23、38、57
自己有用感	自分は誰かの役に立つことができる、必要とされていると感じる感情。	23
しまね女性センター	男女共同参画社会の実現に向けた県民の主体的な取り組みへの支援と、島根県による具体的な施策をおこなう拠点として平成11年4月に開館。愛称は「あすてらす」。	56
スクールソーシャルワーカー	いじめ、不登校、暴力行為など生徒指導上の課題への対応や児童生徒の置かれた環境改善のため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて支援を行う専門職。	27、39

ストーリーテリング	伝えたい思いやコンセプトを、それを想起させる印象的な体験談やエピソードなどの“物語”を引用することによって、聞き手に強く印象付ける手法。	40
生活相談員	地域社会における住民の生活向上と民生安定を図る。住民の立場に立って保護を要する者の相談に応じる職種。	56
青少年育成市民会議	地域社会において、次代を担う青少年の健全な育成を図ることを目的に設置されている組織。	21、27
生殖補助医療	体外受精をはじめとする、近年進歩した新たな不妊治療法を指す。体外受精・胚移植、顕微授精、凍結胚・融解移植など。	31
相対的貧困率	その国や地域の水準の中で比較して、大多数よりも貧しい状態のこと。	51
タ行		
第一義務的責任	物事において、もっとも重要な責任をもつこと。 こどもの養育については、父母その他の保護者がこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。	18
地域コーディネーター	学校教育活動への教育支援人材や教育プログラム等の導入にあたり、学校との連絡調整などを行い、実質的な運営を担う地域人材のこと。	57
地域食堂	地域の方たちが、無料または低額で子どもたちに食事を提供する場。「こども食堂」とも呼ばれ、幅広い世代の交流の場にもなっている。	49
低出生体重児	出生体重 2500g 未満の乳児。	29、84
デートDV	恋人同士の間で、関係が対等でなくなってしまう、どちらかがもう一方を支配しようとしたり、暴力をふるったりして、相手の心や体を傷つけること。DVはDomestic Violenceの略。	30
ナ行		
乳児健診	4 か月児健診のこと。身体計測・問診・診察・集団指導（離乳食について）、個別相談（育児、離乳食、授乳について）などを行う。	33
ハ行		
伴走型（相談）支援	妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ相談支援のこと。	31、43、60、68
病児・病後児保育	児童が発熱等の急な病気となり、集団保育が困難であって、保護者が家庭において看護できない場合の受け皿として、保育所等において病気の児童を一時的に保育する制度。	36、37、61、78
不育症治療	不育症検査で見つかったリスク因子について治療を行う。主な治療法は、抗凝固療法とカウンセリングなど。	31
副食費	給食などのおかず代のこと（おやつ、牛乳、お茶など含む）。主食（ごはん、パン等）以外にかかる費用のこと。	42
不妊治療	医療により妊娠を目指す治療。大きく「一般不妊治療」と「生殖補助医療」の2つに分けられる。一般不妊治療とは、タイミング法や人工授精など。	31

不妊・不育症	不妊症とは、夫婦が避妊せずに通常の性生活を続けた場合に、2年以上たっても妊娠に至らない状態のことをいう。 また、妊娠はするけれども、2回以上の流産、死産を繰り返して結果的に子供を持てない場合、不育症と呼ぶ。	30、31
フリーランス	組織や団体に所属せず仕事を請け負う人や働き方のこと。	41
ふるさと教育	地域の教育資源（ひと・もの・こと）をいかした教育活動のこと。 学校・家庭・地域が一体となって、ふるさとに誇りを持ち心豊かでたくましい子どもを育むことを目的とする。	54、57
プレコンセプションケア	将来の妊娠・出産を考慮に入れ、現在の健康状態を確認したり、生活習慣の見直しを行ったりすること。	30
放課後子ども教室	地域で子どもを育てる環境づくりを推進するため、すべての子どもを対象に安全・安心な活動拠点を設け、地域住民の協力により、学習やスポーツ、文化・芸術活動および地域住民との交流活動を行う場。開催日数は年間250日未満、1日4時間以内と規定。	5、56、71
母子・父子自立支援員	ひとり親家庭等からの生活上の相談に応じ、就労支援のほか、各種手当の受給、就業や子どもの修学に関する貸付等ひとり親家庭等の自立と経済的な安定に向けた制度の案内や情報提供を行う専門職。 就労支援では、職業能力の向上や求職活動に関する支援を行う。	51
母子保健推進員	市からの委嘱を受けて、地域における母子保健の推進向上のために活動を行う職種。	31、54、72
マ行		
メディア	情報伝達の手段のこと。ラジオ、新聞、テレビなど。	30、32、33
ヤ行		
ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者。	19、47、48
要保護児童	児童福祉法に基づいた保護的支援を要する児童。児童福祉法の条文では、「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童」と記されている。	8、47、48、61、71、73、74、83
ワ行		
ワーク・ライフ・バランス	働くすべての人々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方。	56
ワークショップ	参加者が意見を自由に出し合ったり、お互いの理解を深めたり、合意を得たりする場。	5、26、55
ワンストップ	一か所ですべてが完結すること。ワンストップ窓口（総合窓口）とは、自治体での各種手続きにおける市民の窓口を1つに集約し、ワンストップで手続きを完結する取り組みのこと。	21、31、48

2 アンケート結果概要

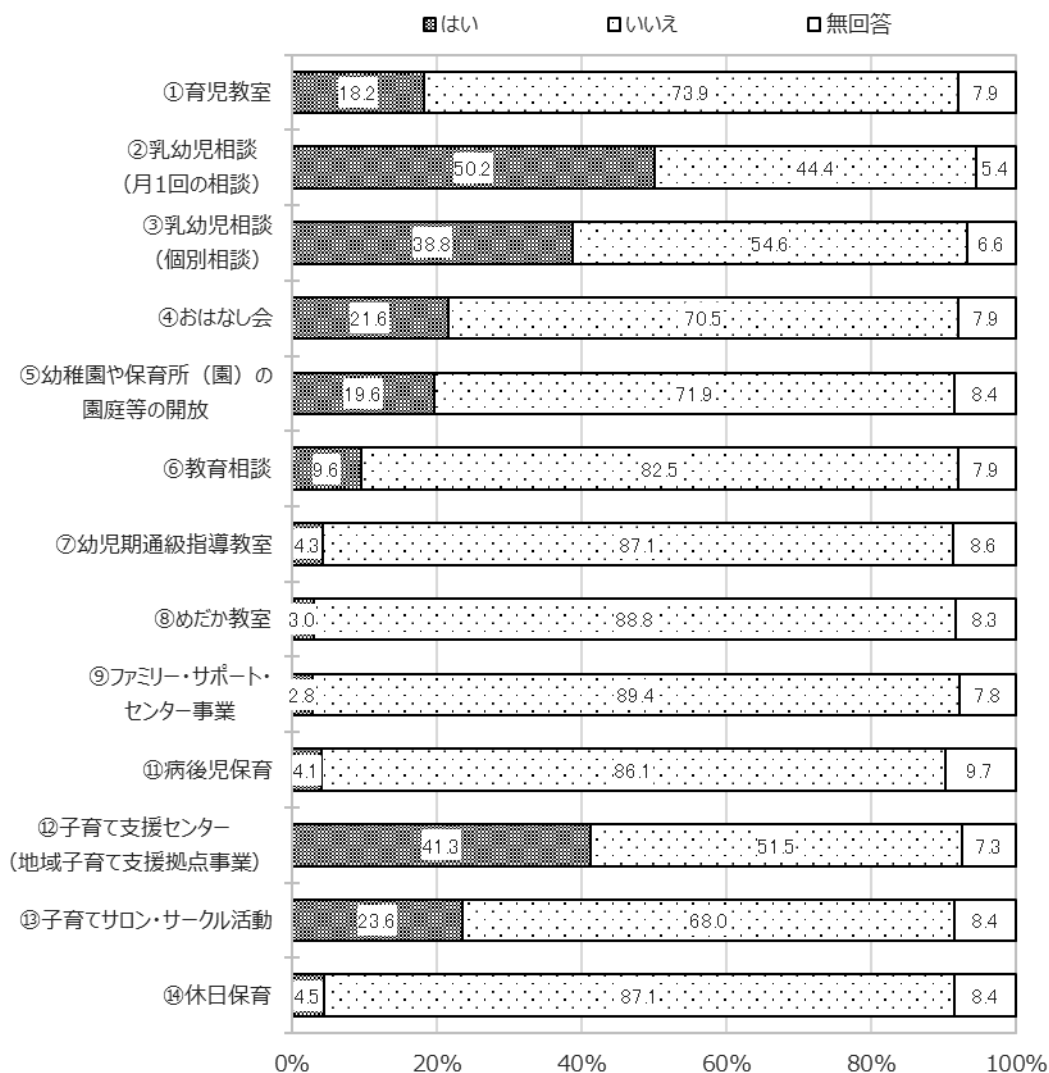
就学前児童保護者アンケート結果

・子育て支援事業の利用について

【これまでの利用経験】（単一回答）

〈設問対象者〉全員

②乳幼児相談（月1回の相談）では「はい」が約5割となっています。⑥教育相談、⑦幼児期通級指導教室、⑧めだか教室、⑨ファミリー・サポート・センター事業、⑪病後児保育、⑭休日保育では、「いいえ」が8割以上となっています。

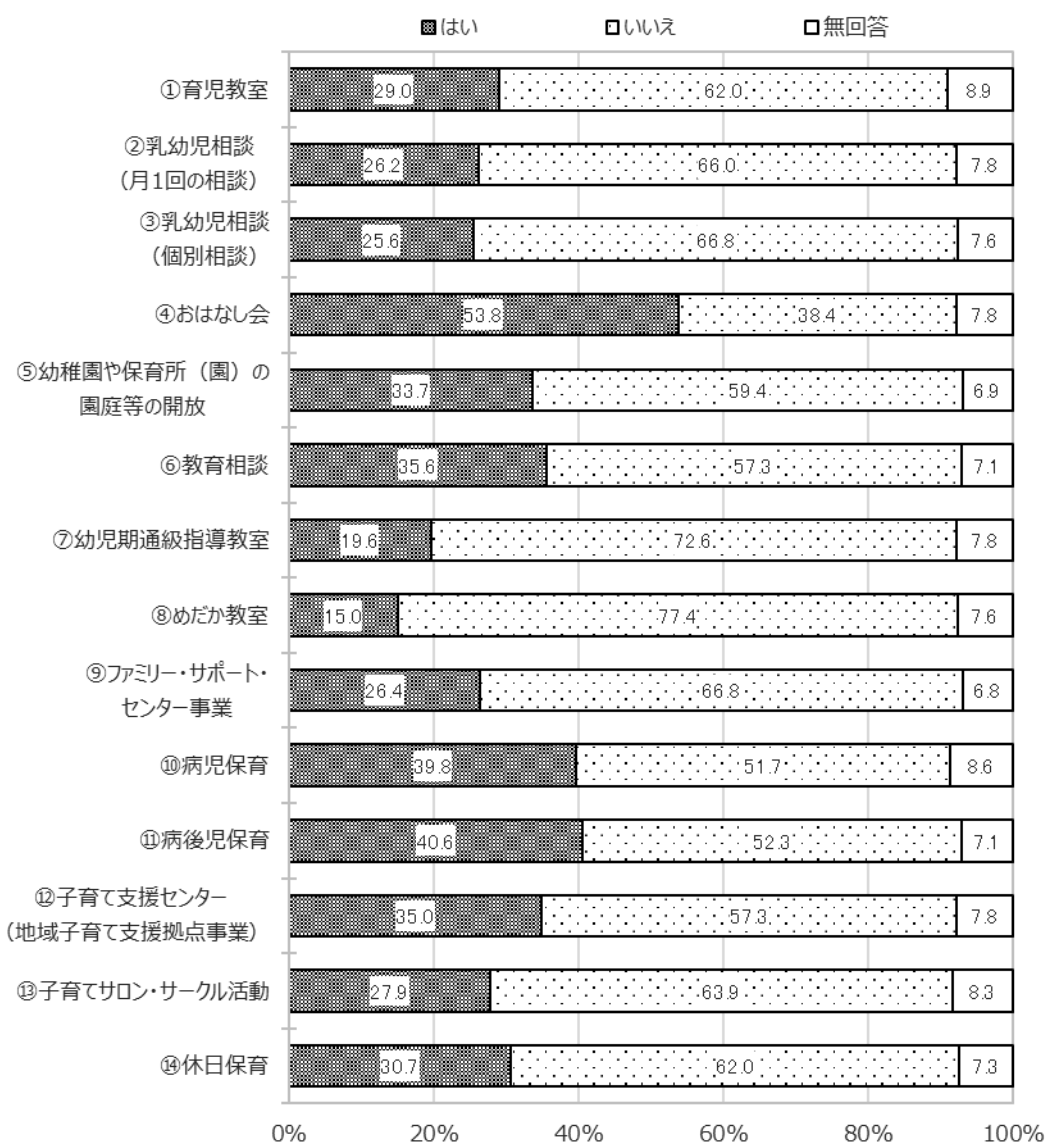


【今後の利用意向】（単一回答）

〈設問対象者〉 全員

④おはなし会では「はい」が約5割となっています。

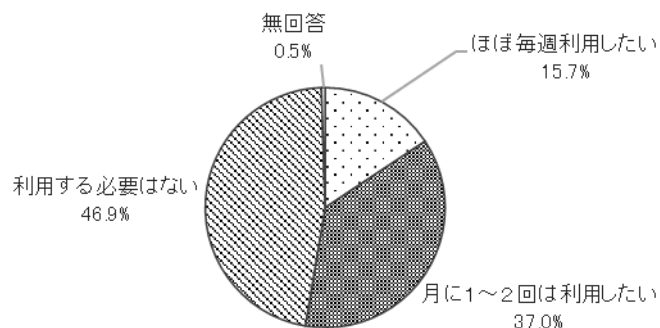
それ以外のすべての項目では、「いいえ」が5割以上となっています。



- ・土曜日、保育所などの子育て支援施設や一時預かり保育事業などの利用希望
(単一回答)

＜設問対象者＞全員

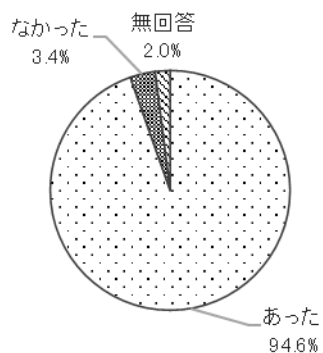
「利用する必要はない」が46.9%を占めています。



- ・最近1年間、子どもが病気やケガで保育所（園）や幼稚園などを休んだことの有無
(単一回答)

＜設問対象者＞全員

「あった」が94.6%を占めています。

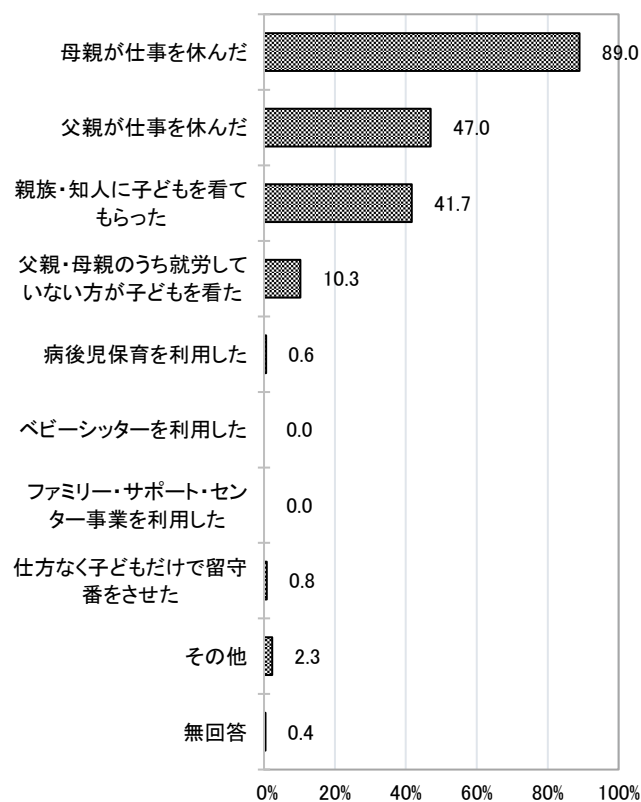


・子どもが病気やケガで保育所（園）や幼稚園などを休んだ時の対処方法

（複数回答）

＜設問対象者＞最近 1 年間、こどもが病気やケガで保育所（園）を休んだことが「ある」と回答した方

「母親が仕事を休んだ」が 89.0%で最も高く、「父親が仕事を休んだ」が 47.0%、「親族・知人に子どもを看てもらった」が 41.7%と続いています。

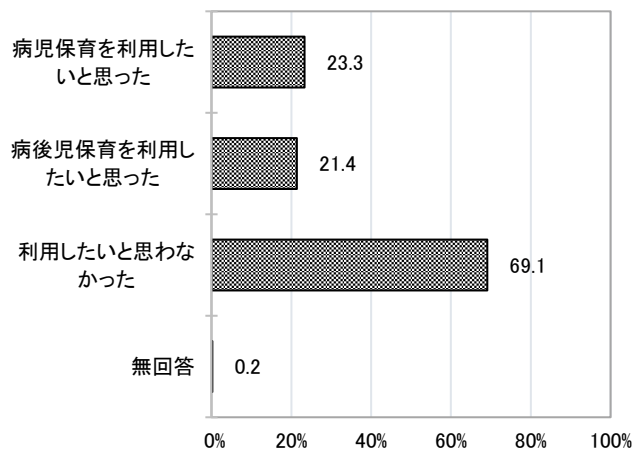


・保護者が仕事を休んだとき、『病児保育』や『病後児保育』の利用希望

（複数回答）

＜設問対象者＞子どもが病気やケガで保育所（園）や幼稚園などを休んだ時の対処方法に「母親が仕事を休んだ」「父親が仕事を休んだ」と回答した方

「利用したいと思わなかった」が69.1%です。

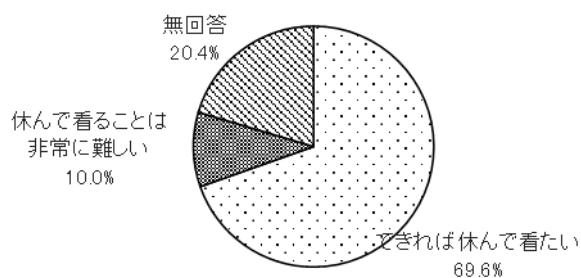


・子どもが病気やケガで休んだ際、「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思ったか

（単一回答）

＜設問対象者＞子どもが病気やケガで保育所（園）や幼稚園などを休んだ時の対処方法に「親族・知人（同居者を含む）に子どもを看てもらった」「父親または母親のうち就労していない方が子どもを看た」「病後児保育を利用した」「ベビーシッターを利用した」「ファミリー・サポート・センター事業を利用した」「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」「その他」と回答した方

「できれば休んで看たい」が69.6%です。

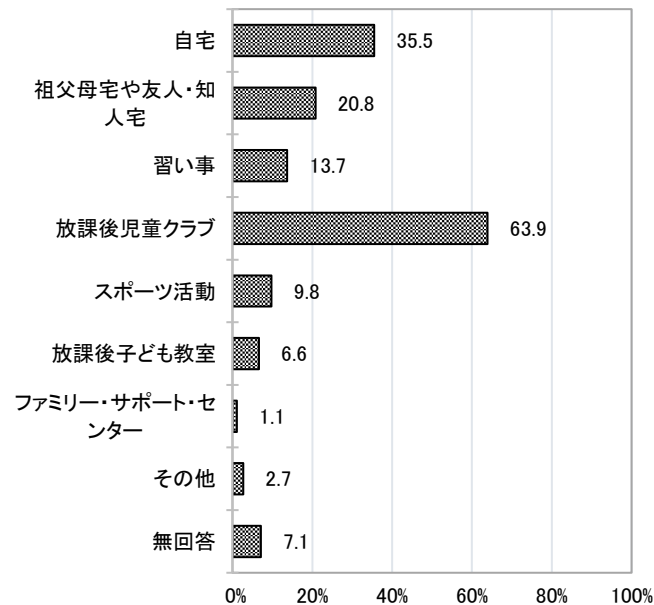


・ 小学校入学後、低学年の時に放課後の時間を過ごさせたい場所

(複数回答)

＜設問対象者＞アンケート回答対象の子どもが５歳以上の方

「放課後児童クラブ」が63.9%で最も高く、「自宅」が35.5%、「祖父母宅や友人・知人宅」が20.8%と続いています。

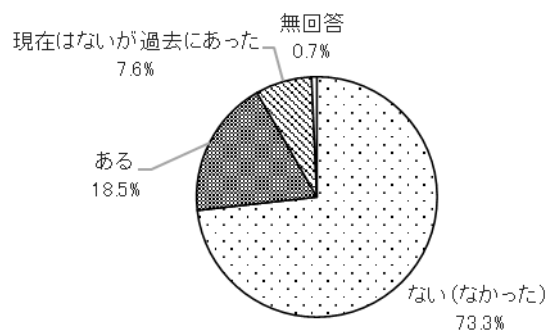


・ 子どもの発達について、悩みや心配な事の有无

(単一回答)

＜設問対象者＞全員

「ない(なかった)」が73.3%です。

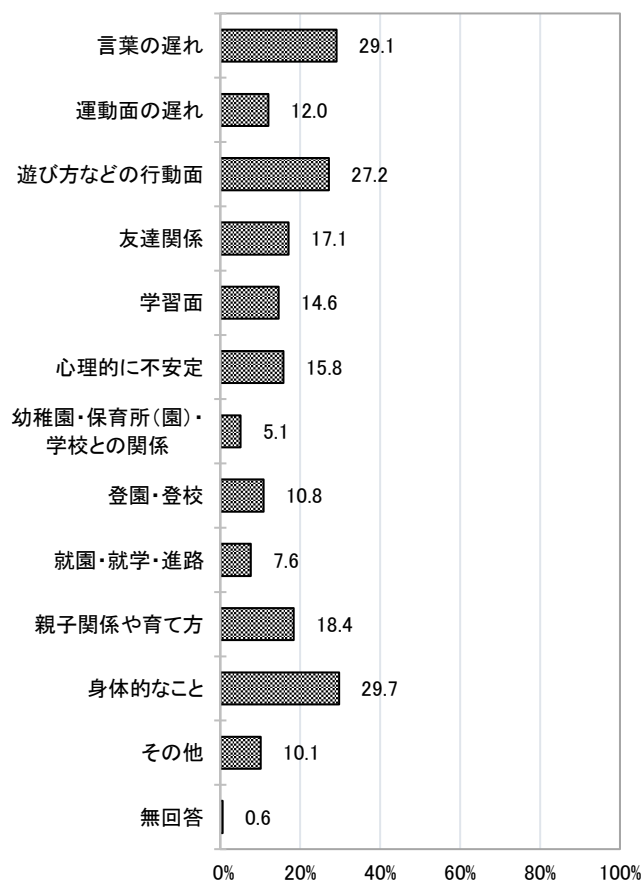


・子どもの発達について、悩みや心配な事の内容

(複数回答)

＜設問対象者＞子どもの発達について、悩みや心配な事が「ある」「現在はないが過去にあった」と回答した方

「身体的なこと」が29.7%で最も高く、「言葉の遅れ」が29.1%、「遊び方などの行動面」が27.2%と続いています。

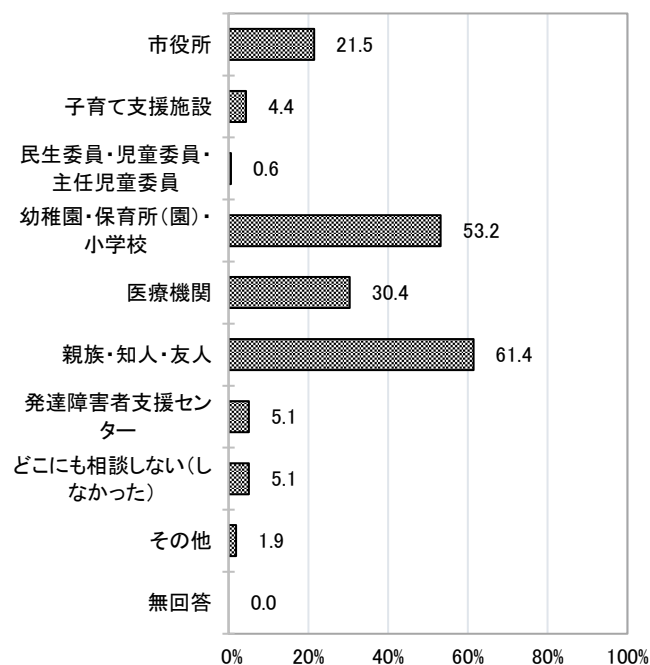


・子どもの発達について、悩みや心配な事の相談先

(複数回答)

＜設問対象者＞全員

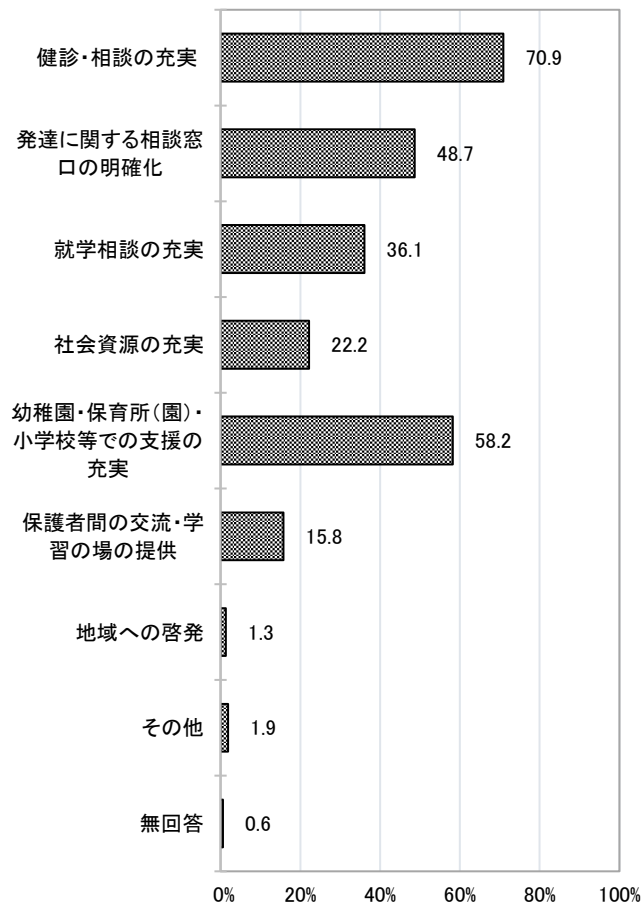
「親族・知人・友人」が61.4%で最も高く、「幼稚園・保育所(園)・小学校」が53.2%、「市役所」が21.5%と続いています。



- ・子どもの発達について早期から支援を受けるために必要だと思うこと
(複数回答)

＜設問対象者＞全員

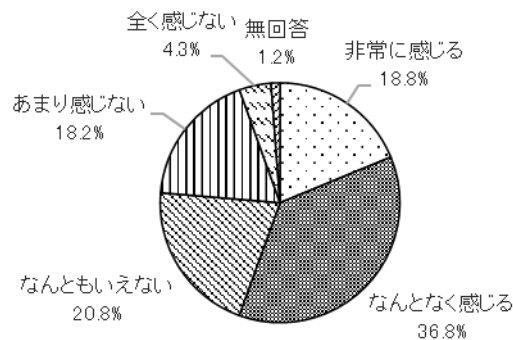
「検診・相談の充実」が70.9%で最も高く、「幼稚園・保育所（園）・小学校等での支援の充実」が58.2%、「発達に関する相談窓口の明確化」が48.7%と続いています。



- ・子育てする上で、負担や不安を感じるか
(単一回答)

＜設問対象者＞全員

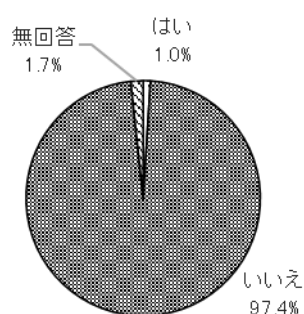
「なんとなく感じる」が36.8%となっています。



- ・【子育て中の行動】食事を与えない、風呂に入れないなど子どもの世話をしなかった
(単一回答)

＜設問対象者＞全員

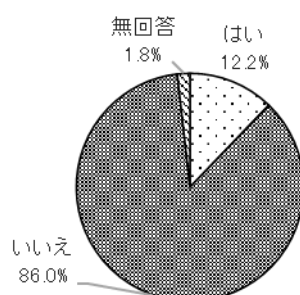
「いいえ」が97.4%です。



- ・【子育て中の行動】お尻、背中、頭など、体をひどく叩いた
(単一回答)

＜設問対象者＞全員

「いいえ」が86.0%です。

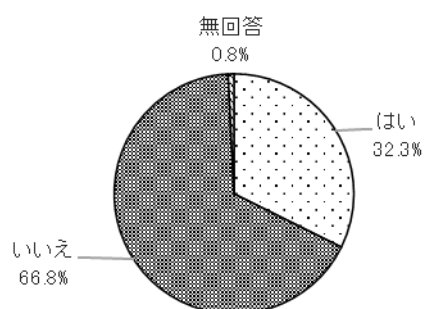


・【子育て中の行動】子どもが傷つくようなひどい言葉を言った

(単一回答)

＜設問対象者＞全員

「いいえ」が66.8%です。

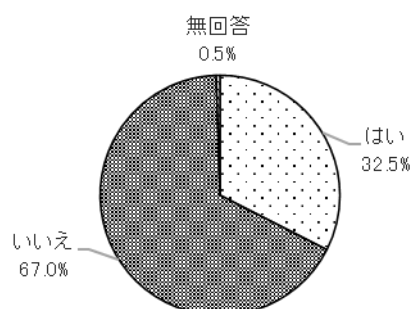


・【子育て中の行動】子どもを無視したり、否定的な態度をとったりした

(単一回答)

＜設問対象者＞全員

「いいえ」が67.0%です。

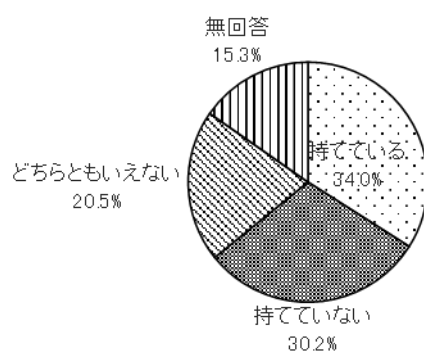


・【平日】 ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間の有無

(単一回答)

<設問対象者>全員

「持てている」が34.0%です。

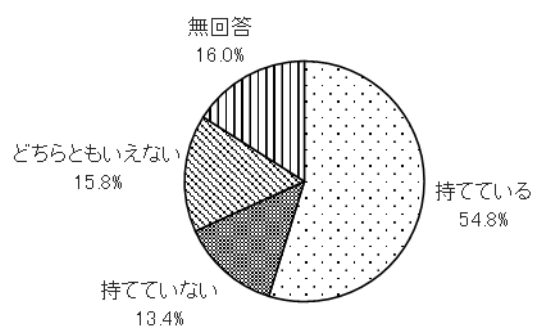


・【休日】 ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間の有無

(単一回答)

<設問対象者>全員

「持てている」が54.8%です。

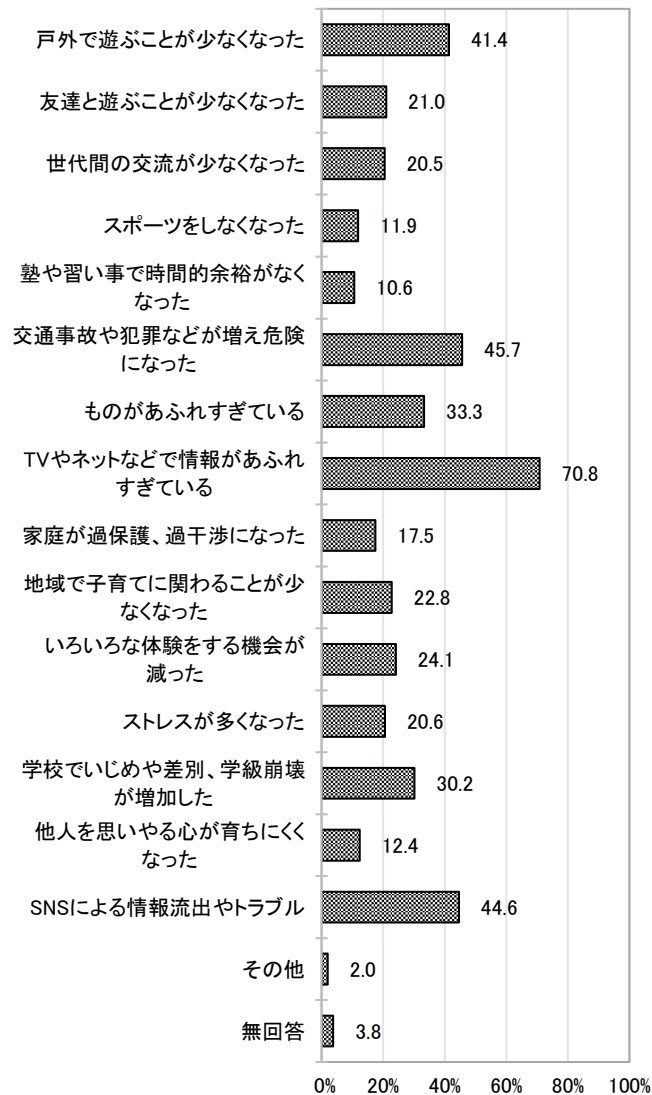


・最近の子どもを取り巻く環境について、不安や問題だと思うこと

(複数回答)

＜設問対象者＞全員

「TV やネットなどで情報があふれすぎている」が 70.8%で最も高く、「交通事故や犯罪などが増え危険になった」が 45.7%、「SNS による情報流出やトラブル」が 44.6%と続いています。

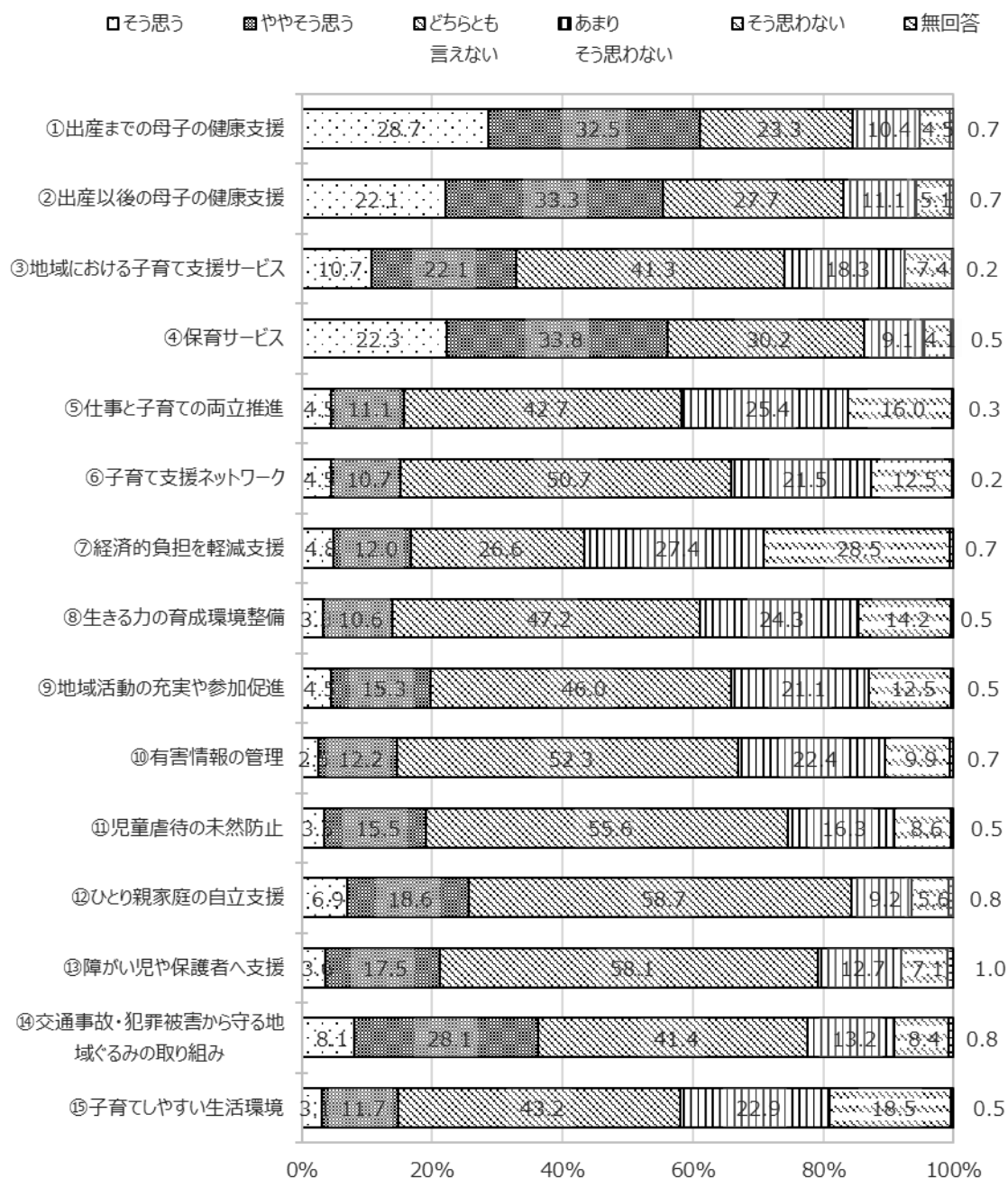


・大田市が進める子ども・子育て支援事業の評価

(単一回答)

<設問対象者>全員

「そう思う」と回答した事業は、「①出産までの母子の健康支援」が28.7%で最も高いです。
 「そう思わない」と回答した事業は、「⑦経済的負担を軽減支援」が28.5%で最も高いです。



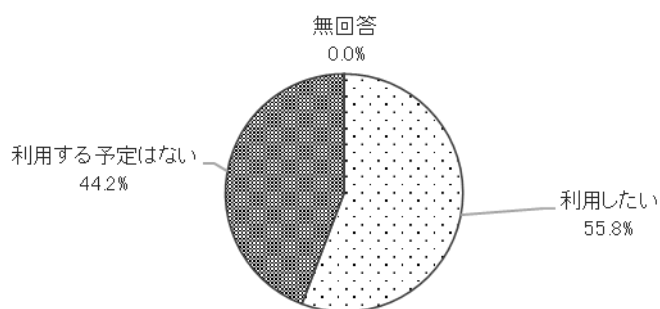
小学生児童保護者アンケート結果

・放課後児童クラブを利用したいか（低学年の時）

（単一回答）

＜設問対象者＞全員

「利用したい」が55.8%です。

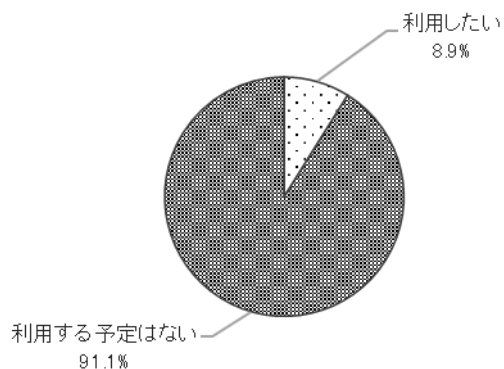


・放課後児童クラブを利用したいか（高学年の時）

（単一回答）

＜設問対象者＞全員

「利用する予定はない」が91.1%です。

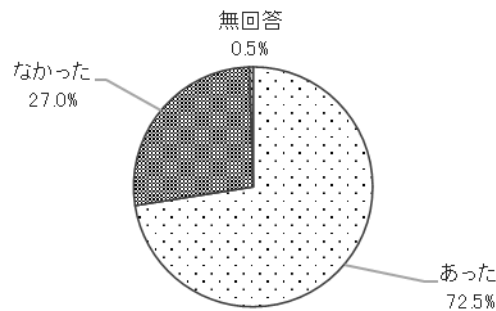


・最近一年間で子どもが病気やケガで学校に行けなかったことの有無

(単一回答)

＜設問対象者＞全員

「あった」が72.5%です。

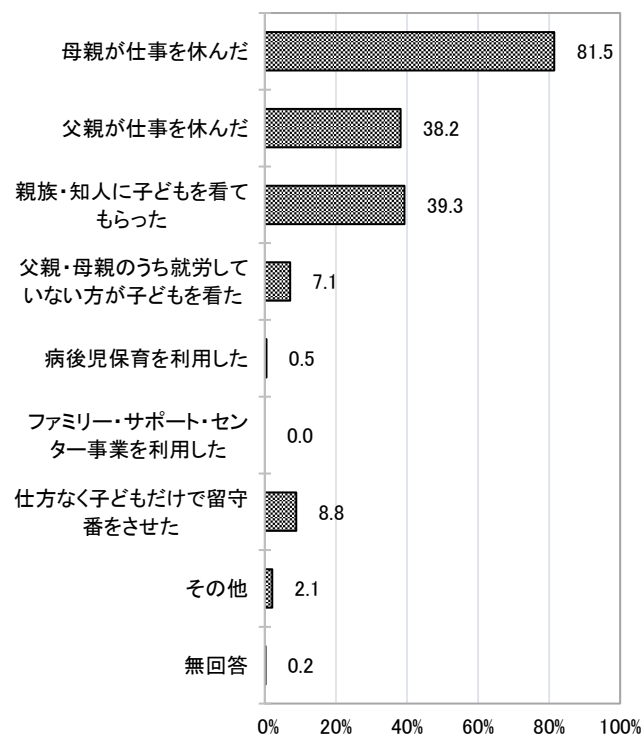


・子どもが病気やケガで学校に行けなかった時の対処法

(複数回答)

＜設問対象者＞最近 1 年間、こどもが病気やケガで学校に行けなかったことが「ある」と回答した方

「母親が仕事を休んだ」が 81.5%で最も高く、「親族・知人に子どもを看てもらった」が 39.3%、「父親が仕事を休んだ」が 38.2%と続いています。

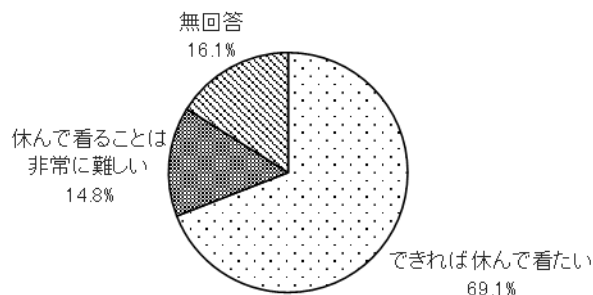


・子どもが病気やケガで学校に行けなかった時、「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」希望

（単一回答）

＜設問対象者＞子どもが病気やケガで学校に行けなかった時の対処方法に「親族・知人（同居者を含む）に子どもを看てもらった」「父親または母親のうち就労していない方が子どもを看た」「病後児保育を利用した」「ファミリー・サポート・センター事業を利用した」「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」「その他」と回答した方

「できれば休んで看たい」が69.1%です。

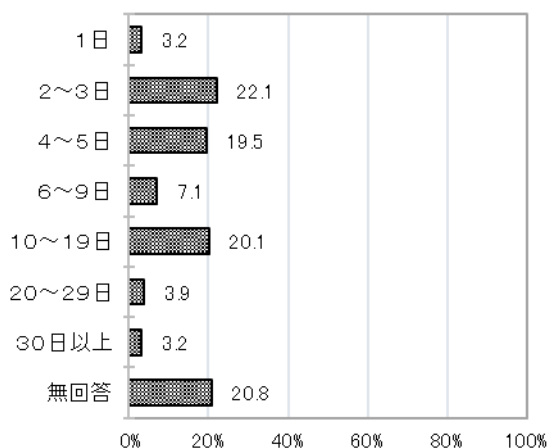


・休みたい日数

（自由回答）

＜設問対象者＞子どもが病気やケガで学校に行けなかった時、「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と回答した方

「2～3日」が22.1%で最も高く、「10～19日」が20.1%、「4～5日」が19.5%と続いています。

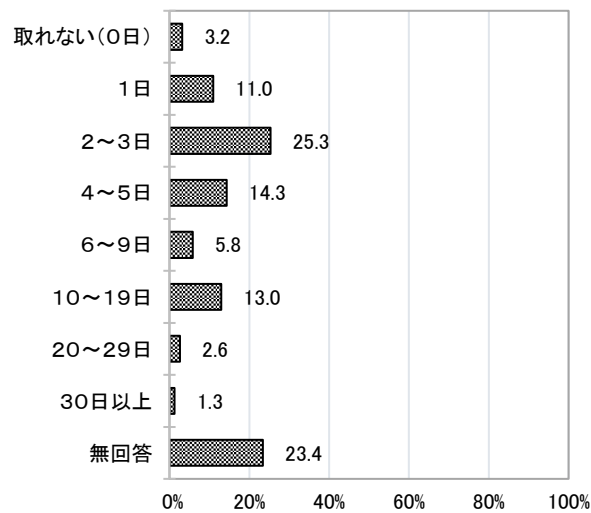


・実際に休みをとれる日数

(自由回答)

＜設問対象者＞子どもが病気やケガで学校に行けなかった時、「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と回答した方

「2～3日」が25.3%で最も高く、「4～5日」が14.3%、「10～19日」が13.0%と続いています。

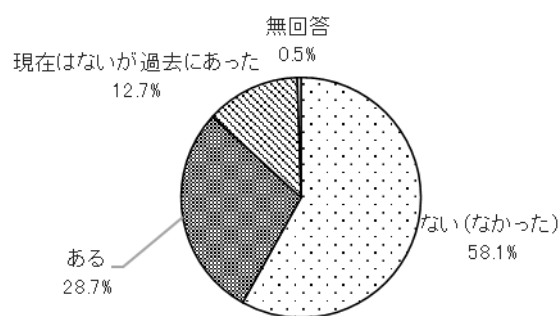


・子どもの発達について、悩みや心配な事の有無

(単一回答)

＜設問対象者＞全員

「ない(なかった)」が58.1%です。

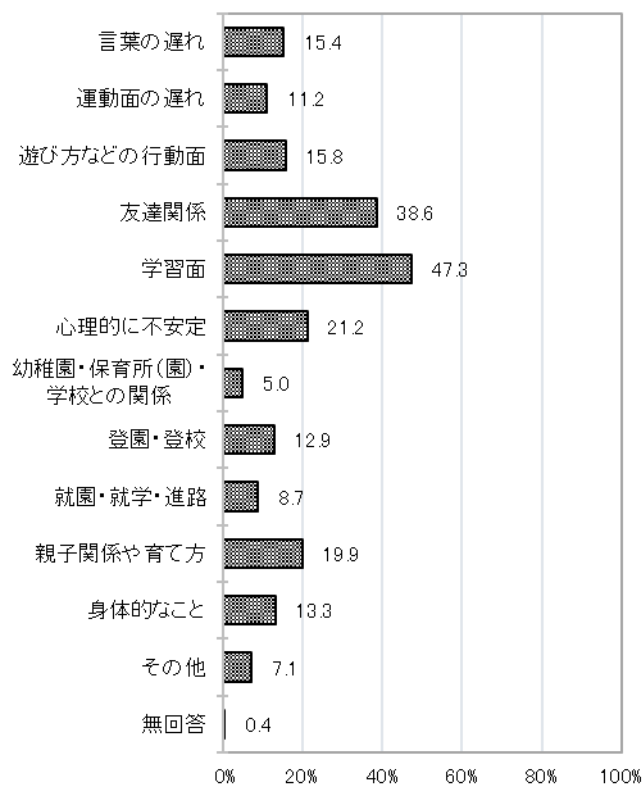


・子どもの発達について悩みや心配な事の内容

(複数回答)

＜設問対象者＞子どもの発達について、悩みや心配な事が「ある」「現在はないが過去にあった」と回答した方

「学習面」が47.3%で最も高く、「友達関係」が38.6%、「心理的に不安定」が21.2%と続いています。

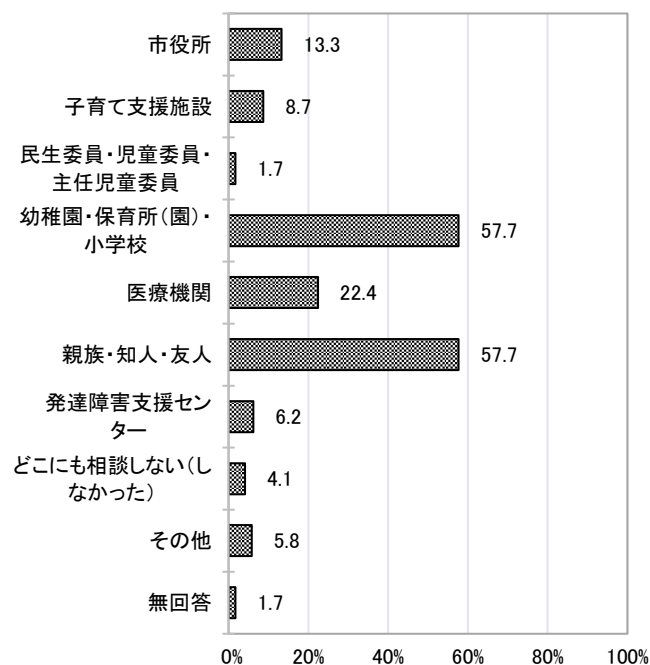


・子どもの発達について悩みや心配な事の相談先

(複数回答)

<設問対象者> 全員

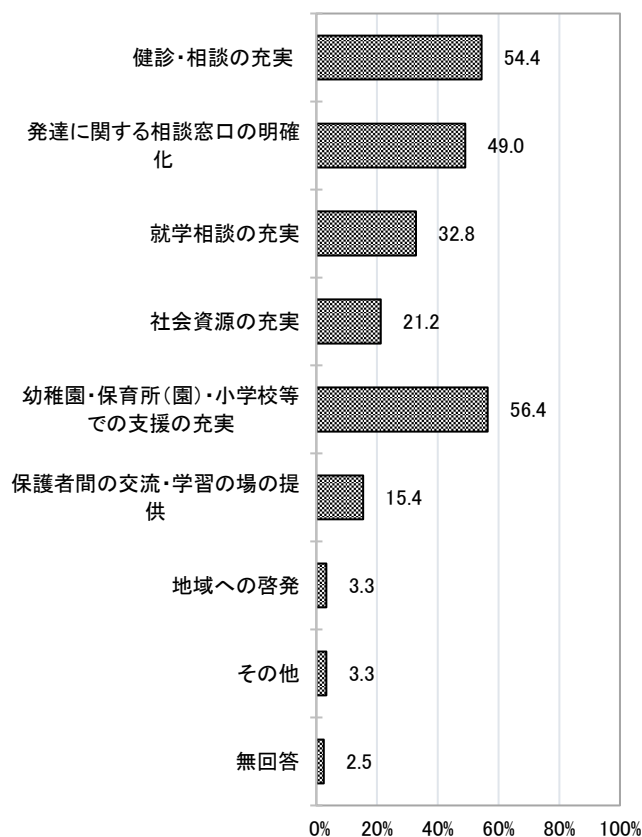
「幼稚園・保育所(園)・小学校」、「親族・知人・友人」が57.7%で最も高く、「市役所」13.3%、「子育て支援施設」8.7%と続いています。



- ・子どもの発達について早期から支援を受けるために必要だと思うこと
(複数回答)

＜設問対象者＞全員

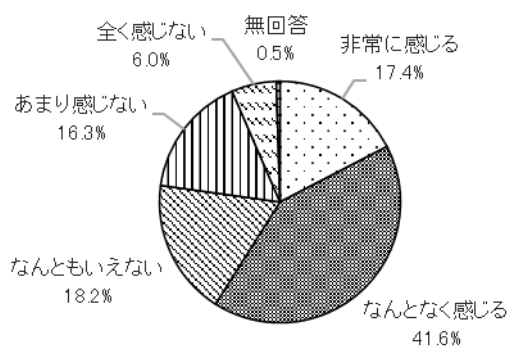
「幼稚園・保育所(園)・小学校等での支援の充実」が56.4%で最も高く、「健診・相談の充実」が54.4%、「発達に関する相談窓口の明確化」が49.0%と続いています。



- ・子育てをする上で、負担や不安を感じるか
(単一回答)

＜設問対象者＞全員

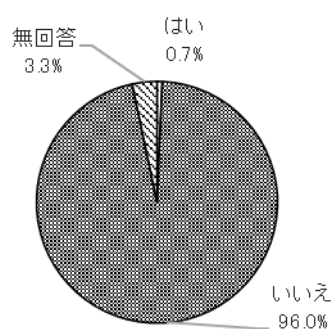
「なんとなく感じる」が41.6%です。



- ・【子育て中の行動】食事を与えない、風呂に入れないなど子どもの世話をしなかった
(単一回答)

＜設問対象者＞全員

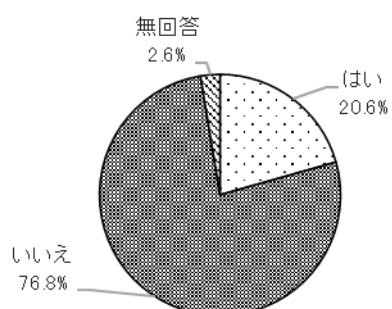
「いいえ」が96.0%です。



- ・【子育て中の行動】お尻、背中、頭など、体をひどく叩いた
(単一回答)

＜設問対象者＞全員

「いいえ」が76.8%です。

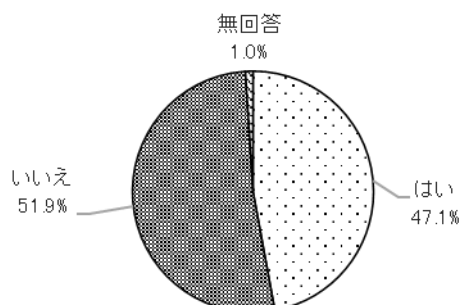


・【子育て中の行動】子どもが傷つくようなひどい言葉を言った

(単一回答)

＜設問対象者＞全員

「いいえ」が51.9%です。

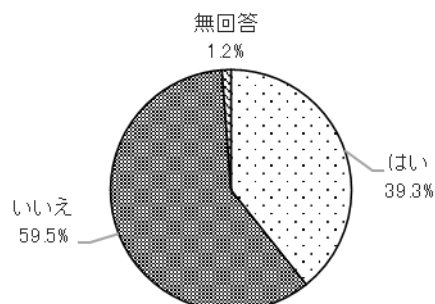


・【子育て中の行動】子どもを無視したり、否定的な態度をとったりした

(単一回答)

＜設問対象者＞全員

「いいえ」が59.5%です。

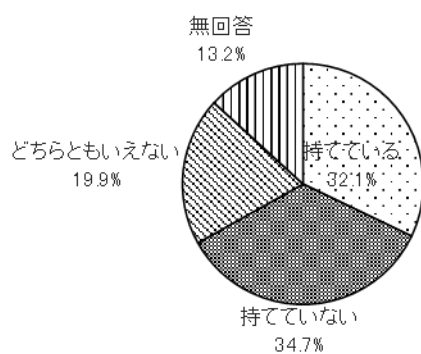


・【平日】 ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間の有無

(単一回答)

＜設問対象者＞全員

「持てていない」が34.7%です。

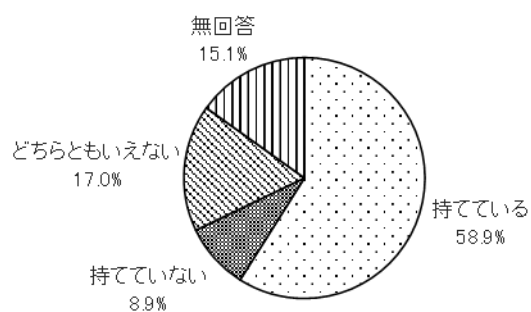


・【休日】 ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間の有無

(単一回答)

＜設問対象者＞全員

「持てている」が58.9%です。

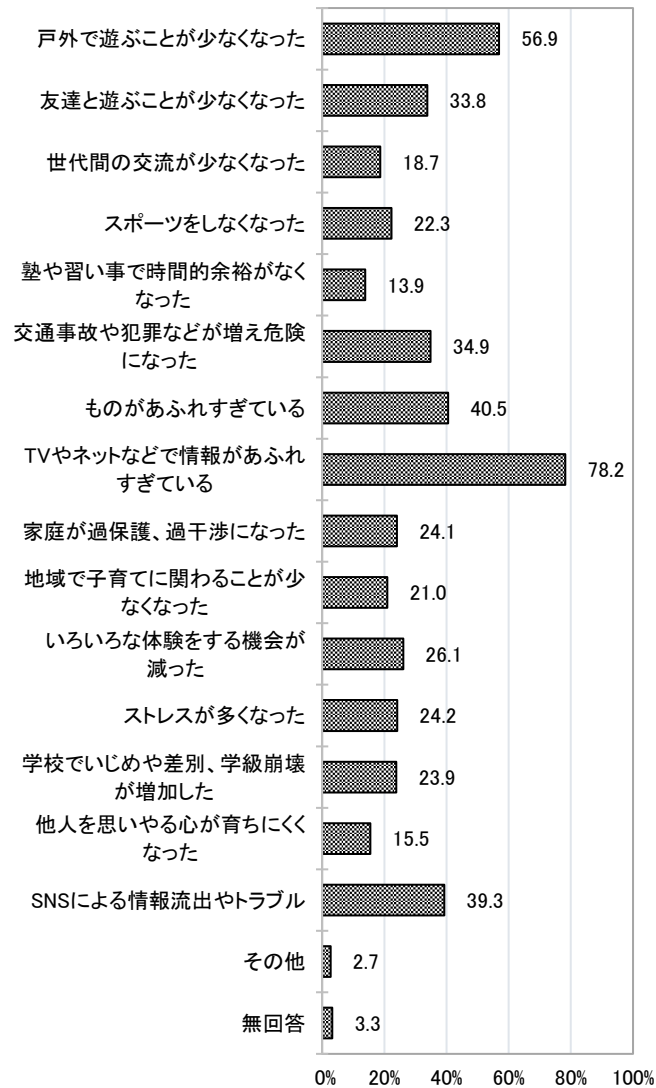


・最近の子どもを取り巻く環境について、不安や問題だと思うこと

(複数回答)

＜設問対象者＞全員

「TV やネットなどで情報があふれすぎている」が78.2%で最も高く、「戸外で遊ぶことが少なくなった」が56.9%、「SNS による情報流出やトラブル」が39.3%と続いています。

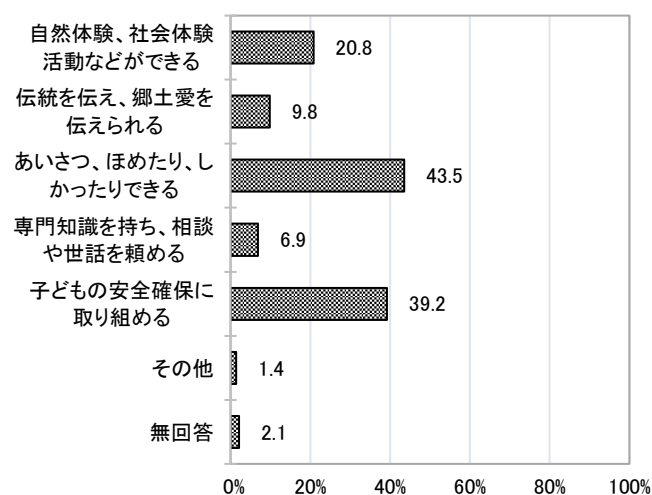


・子どもの健やかな育ちや子育てのために特に地域に求めるもの

(単一回答)

＜設問対象者＞全員

「あいさつ、ほめたり、しかったりできる」が43.5%で最も高く、「子どもの安全確保に取り組める」が39.2%、「自然体験、社会体験活動などができる」が20.8%と続いています。



・子ども達を育んでいく役目の担い手

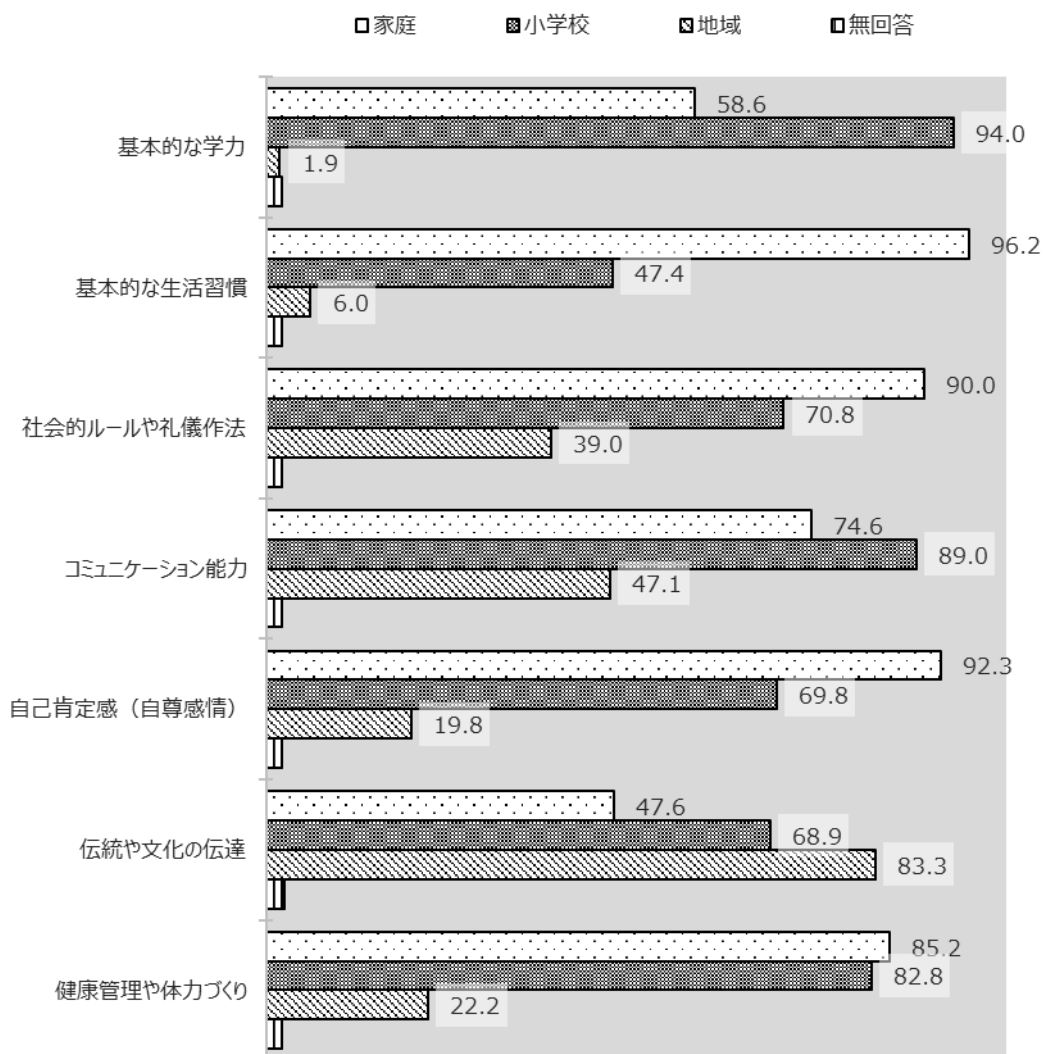
(複数回答)

<設問対象者>全員

「家庭」が担い手と考えるものは、「基本的な生活習慣」が96.2%です。

「小学校」が担い手と考えるものは、「基本的な学力」が94.0%です。

「地域」が担い手と考えるものは、「伝統や文化の伝達」が83.3%です。



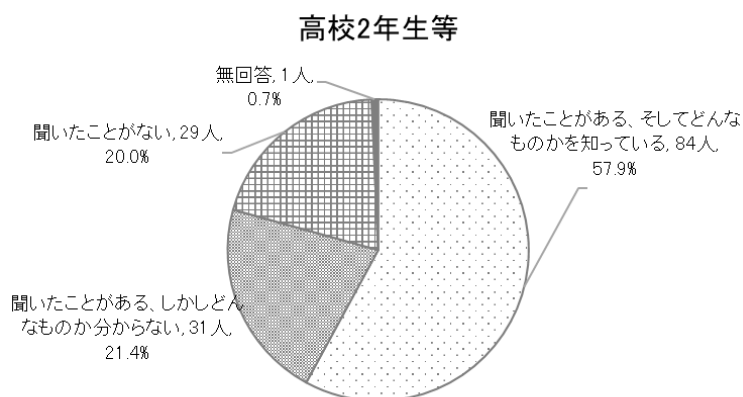
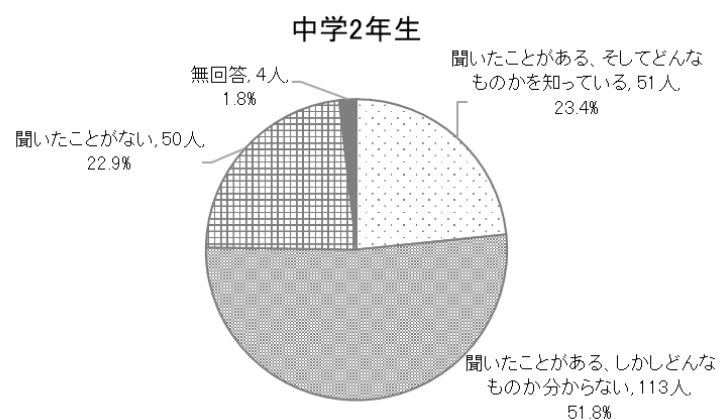
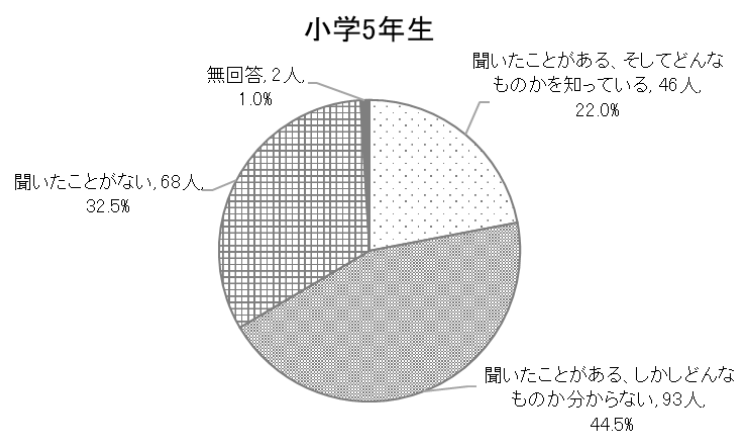
こども(小中高生)アンケート

・「こどもの権利」という言葉を聞いたことがあるか

(単一回答)

<設問対象者>全員

小学5年生では、「聞いたことがある、しかしどんなものか分からない」が44.5%です。
 中学2年生では、「聞いたことがある、しかしどんなものか分からない」が51.8%です。
 高校2年生等では、「聞いたことがある、そしてどんなものかを知っている」が57.9%です。



・大人はこどもの意見を大切にしていると思うか

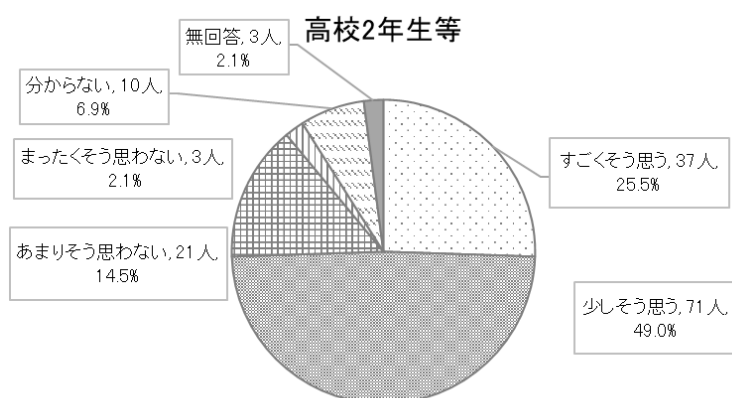
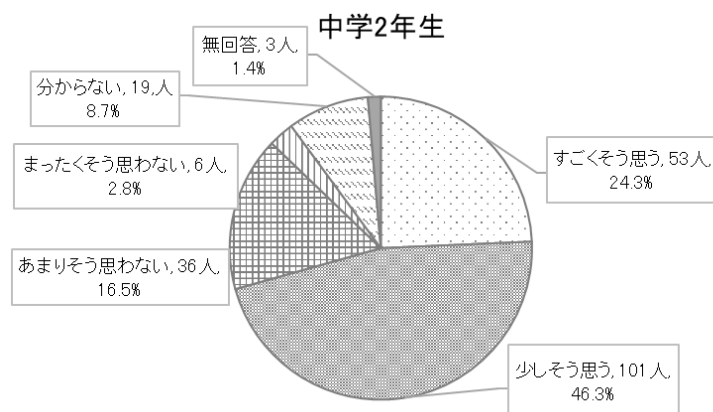
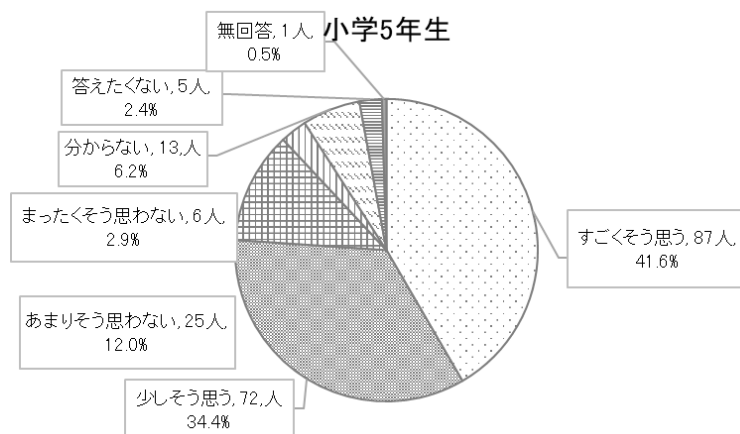
(単一回答)

＜設問対象者＞全員

小学5年生では、「すごくそう思う」が41.6%です。

中学2年生では、「少しそう思う」が46.3%です。

高校2年生等では、「少しそう思う」が49.0%です。



・ものがとがうまくいかず落ち込んだとき、誰に相談するか

(複数回答)

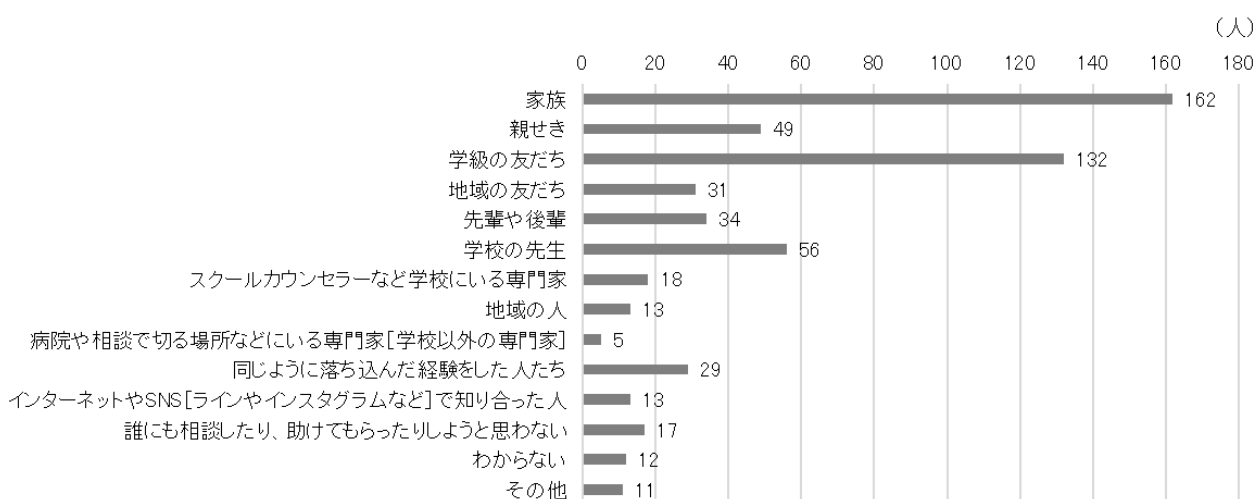
＜設問対象者＞全員

小学5年生では、「家族」が162人で最も多く、「学級の友だち」が132人、「学校の先生」が56人と続いています。

中学2年生では、「学級の友だち」が161人で最も多く、「家族」が136人、「先輩や後輩」が71人と続いています。

高校2年生等では、「学級の友だち」が103人で最も多く、「家族」が84人、「学校の先生」が42人と続いています。

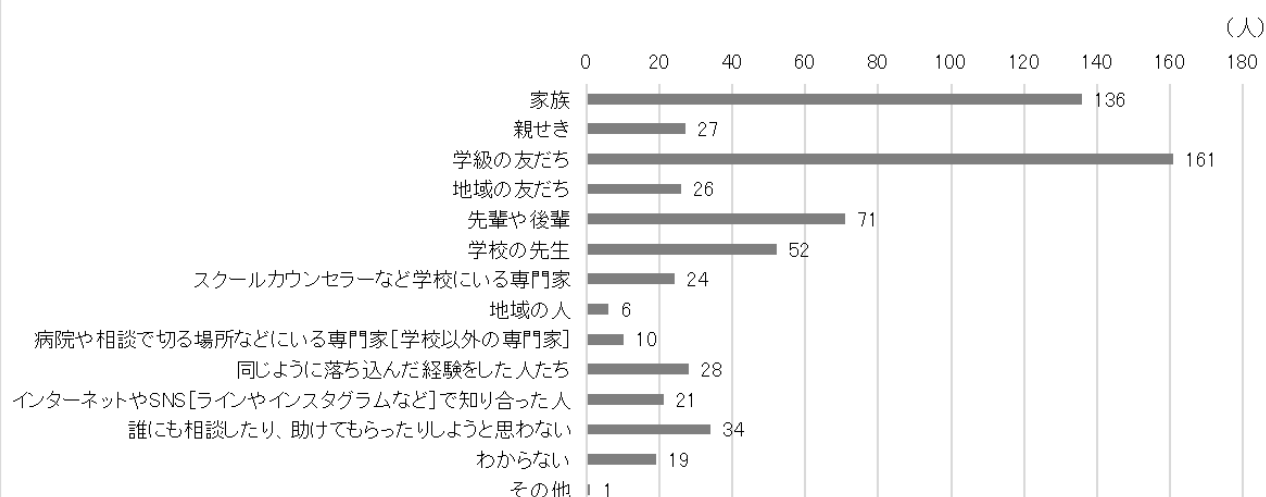
落ち込んだとき、誰に相談するか(小学5年生)



＜その他＞…回答11名

- ・自分(自力でやりきる含む)…3
- ・実家の家…1
- ・指導員…1
- ・相談して、励ましてくれる人や、応援してくれる人、どうしたらいいか教えてくれる人…1
- ・母…1
- ・おばあちゃん…1
- ・山村留学センターの職員…1
- ・猫…1

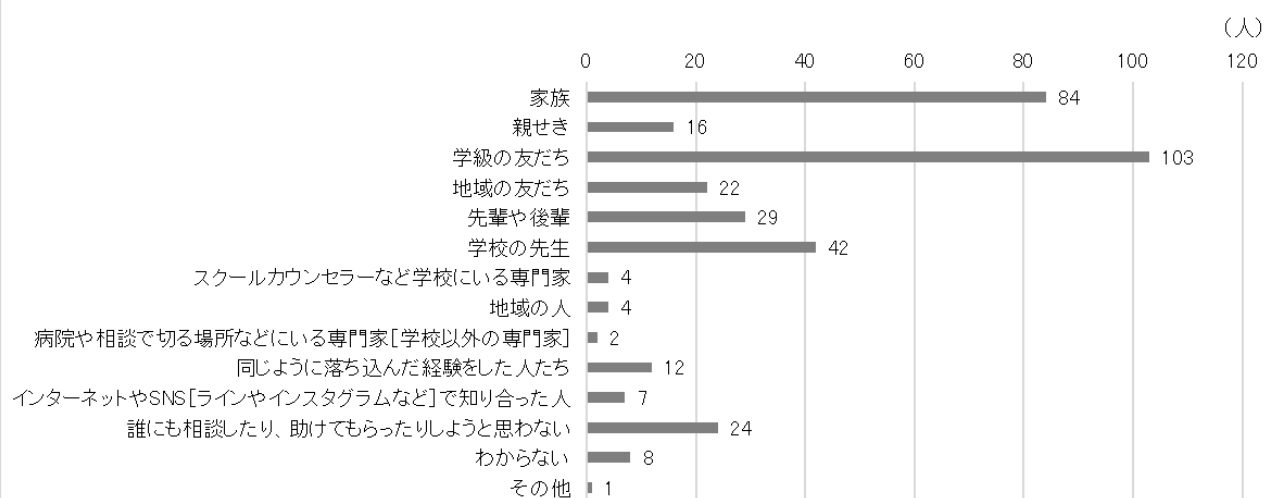
落ち込んだとき、誰に相談するか(中学2年生)



<その他>…回答1名

・誰にも言わず一人で抱え込むことがある…1

落ち込んだとき、誰に相談するか(高校2年生等)



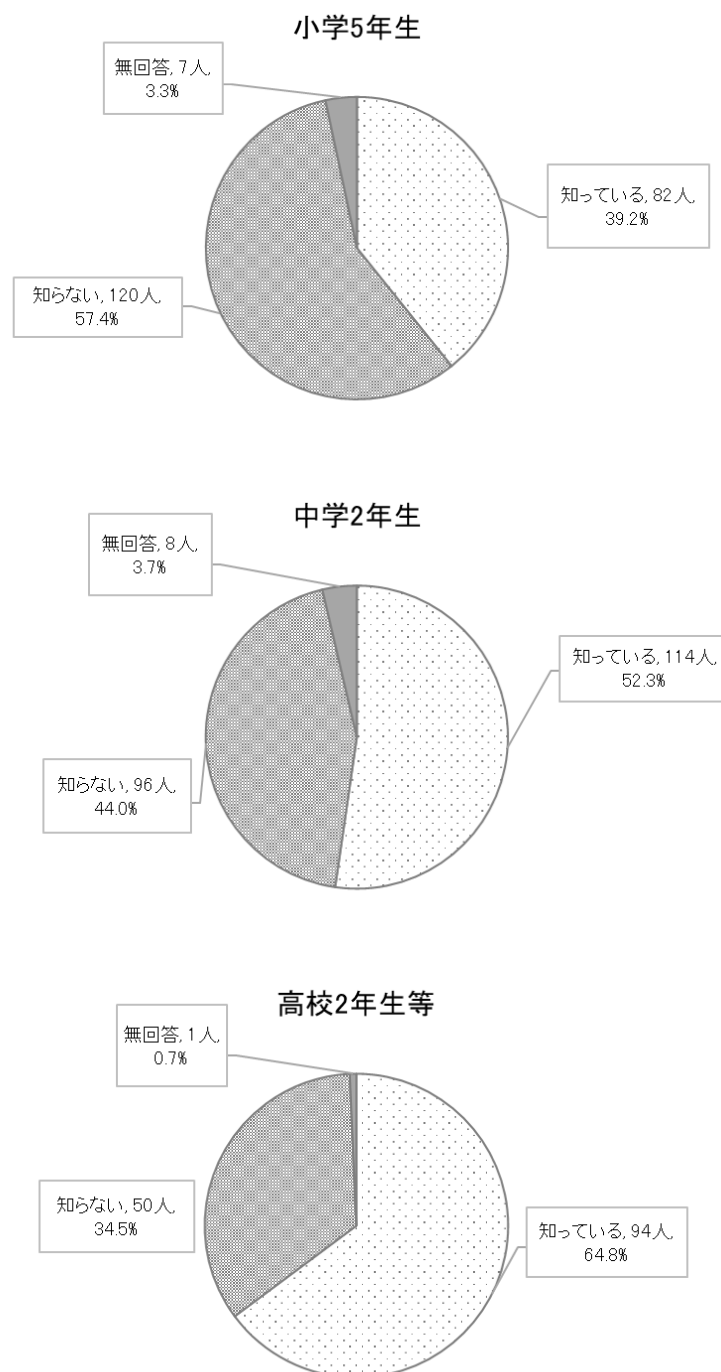
<その他>…回答1名

・いない

- 家や学校以外で、悩みや困りごとを相談できる場所があることを知っているか
(単一回答)

<設問対象者>全員

小学5年生では、「知らない」が57.4%です。
中学2年生では、「知っている」が52.3%です。
高校2年生等では、「知っている」が64.8%です。



・「ヤングケアラー」という言葉を聞いたことがあるか

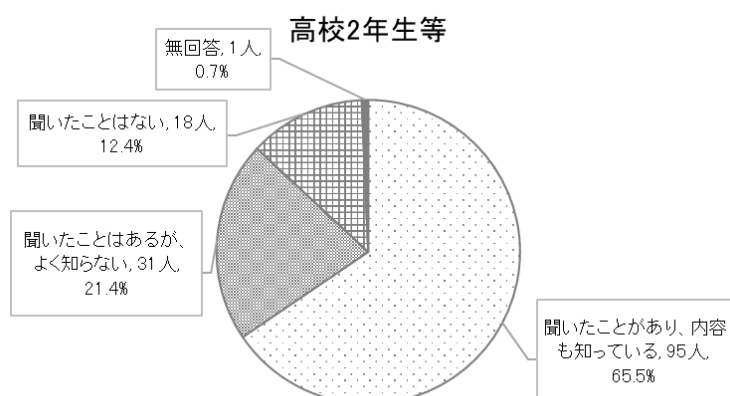
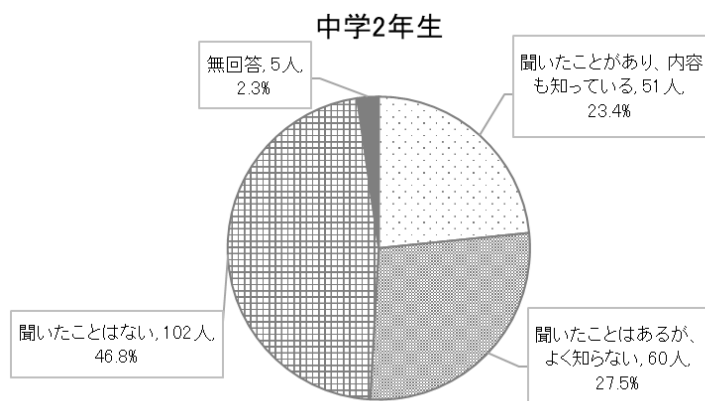
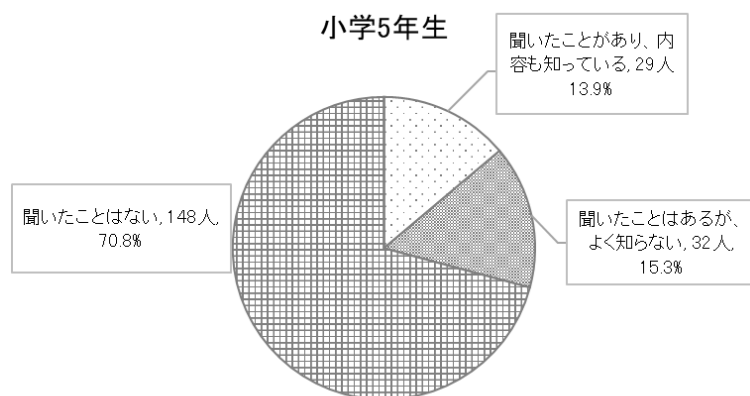
(単一回答)

＜設問対象者＞全員

小学5年生では、「聞いたことはない」が70.8%です。

中学2年生では、「聞いたことはない」が46.8%です。

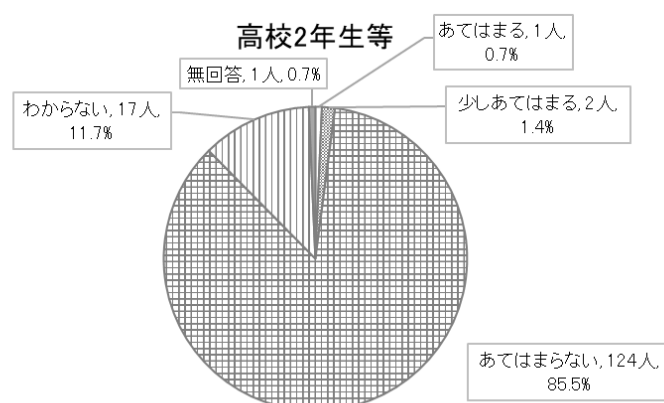
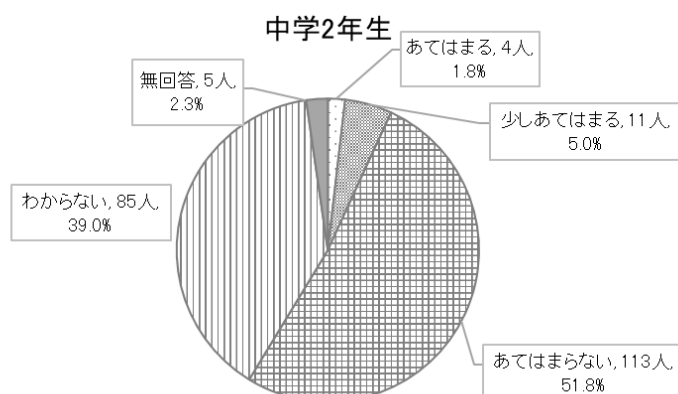
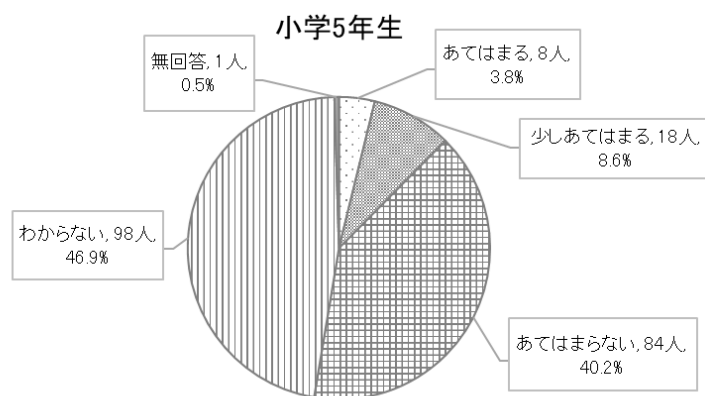
高校2年生等では、「聞いたことがあり、内容も知っている」が65.5%です。



- ・「ヤングケアラー」にあてはまるか
(単一回答)

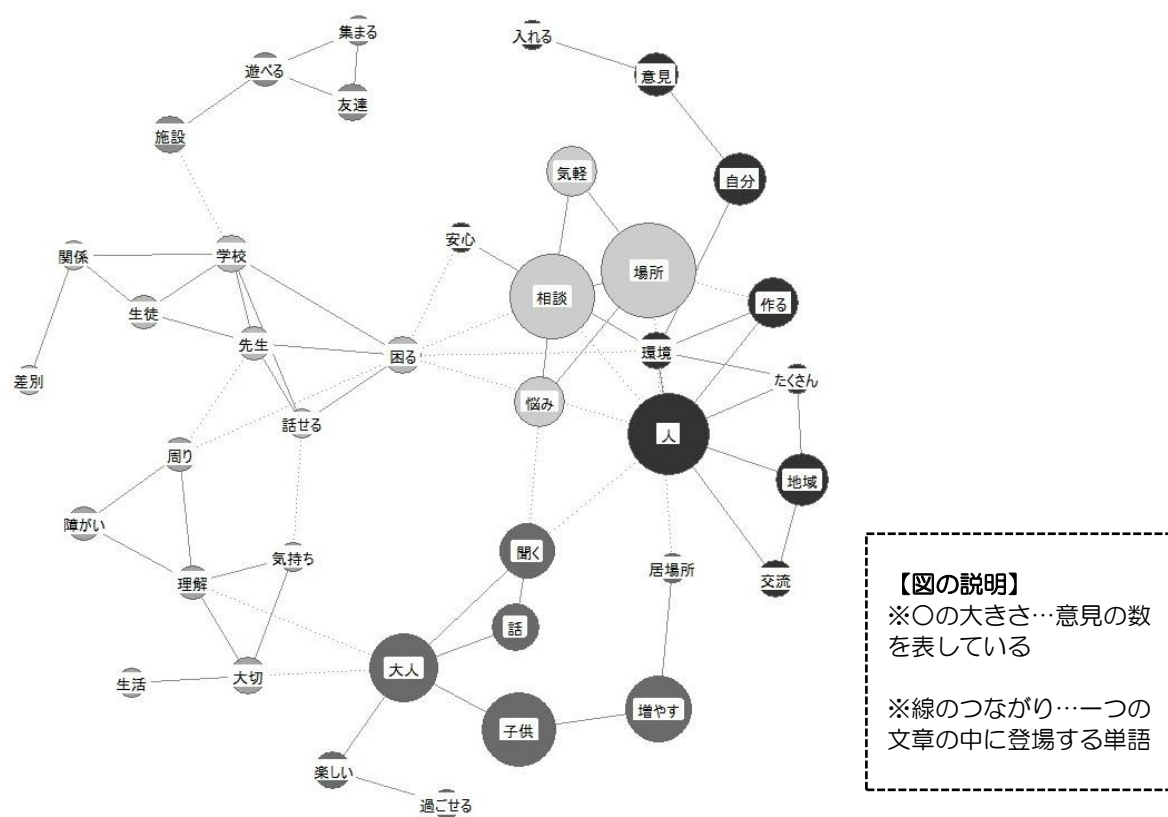
<設問対象者>全員

小学5年生では、「わからない」が46.9%です。
 中学2年生では、「あてはまらない」が51.8%です。
 高校2年生等では、「あてはまらない」が86.1%です。



高校生への意見聴取

本計画の策定にあたり、市内小学5年生、中学2年生、高校2年生等を対象にアンケート調査を実施しました。アンケートの中で「こどもが家や学校、住んでいる地域などで、安心して自分らしく暮らすために、あなたは、どのようなことが必要だと思いますか。」の問いに対する自由記載欄には、「気軽に相談できる場所」、「大人やこどもと交流できる居場所」を求める意見が多く記載されていました。



図：小・中・高校生等のアンケートの自由記載欄の文章のキーワードを分析した図

上記のアンケート結果を受け、市内高校生に対し、「相談先」と「居場所」について、さらに詳しく意見聴取を行いました。意見聴取は、こども計画やこどものアンケート結果、意見聴取の目的をパワーポイントにて、説明や掲示を行ったうえで実施しました。

【意見聴取①】

場所：邇摩高校

対象：保健委員、座談会の参加者（各20名程度）

内容：「相談先」についてのワークショップにて意見聴取（2回）

【意見聴取②】

場所：大田高校：文化祭来場者（138名分）

内容：文化祭にあわせて「居場所」をキーワードとして、用紙に書き出した（1人1枚）後に、模造紙への貼り出し

実際に聞いた意見は下記のとおりです。

高校生に聞いてみました！「気軽に相談できる」ってどんなイメージ？



「相談したいって思う

チラシやホームページってどんなもの？

- ・見出しは大きく、文章は短く
- ・優しく問いかけるような優しい文章
- ・文字は少なくキャラクターなど絵を多く
- ・ホームページのトップ画面から相談画面にいけるとよい
- ・対面や相談内容を選択できるとよい
- ・おしゃれすぎると大人の相談先かと思う
- ・QRコードは面倒
- ・ウェットティッシュや消しゴムなど、何かに内容をセットして渡す など

【人】

- ・仲が良い人、信頼できる人にする
- ・優しい人、親や先生、友だち
- ・知らない人がいい
- ・共感し、話を否定せずきいてくれる人

【場所】

- ・静かな場所、安心できる場、保健室

【その他】

- ・対面がいい ・SNS で 24 時間
- ・文字じゃなくて声で話せるほうがいい
- ・相談したい内容による など



「自分にとってどんな居場所があるといい」と思いますか？



- ・個室、一人で過ごせる場所、集中して勉強できるスペース
- ・お茶をしながら相談できる場、趣味が共有できる場、友だちと話せる場
- ・保健室、体育館、自分の部屋、トイレ
- ・すべてを忘れてリラックスできる場所 など

高校生の意見から…

- ・相談したい人や場所、相談体制は、相談したい内容等によって変わるということがわかりました
- ・相談の場の情報を伝えるには、文字を少なく、キャラクターなどを使い、優しく問いかける等、チラシやホームページの工夫が必要であるとわかりました。
- ・居場所についても、一人で過ごせる場と、人と交流できる場の両方が求められているということがわかりました。

3 大田市子ども・子育て支援推進会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、大田市子ども・子育て支援推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画に関し意見を述べること。
- (2) 幼稚園、保育所等の利用定員の設定に関し意見を述べること。
- (3) 家庭的保育事業等の利用定員の設定に関し意見を述べること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び実施状況を調査審議すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、子ども・子育て支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関して十分な知識又は経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 推進会議に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

4 大田市子ども・子育て支援推進会議委員名簿(令和5・6年度)

(順不同 敬称略)

区分	所属機関	委員役職	委員名	備考
学識経験者	島根県立大学人間文化学部保育教育学科	教授	小山 優子	
医療関係者	大田市立病院	副院長	槇原 研	
保育所関係者	大田市保育研究会	会長	岩倉 善光	
	大田市民営保育所協議会	会長	海原 泉	
放課後児童クラブ	大田市放課後児童クラブ連絡協議会	会長	青木 正三	
学校教育関係者	大田市校長会	大田市立大田小学校 校長	矢田 悦夫	令和5年度
		大田市立大田小学校 校長	川津 康正	令和6年度
子育て支援団体	大田市子育て支援団体連絡会	会長	松場 奈緒子	
	NPO 法人緑と水の連絡会議	副理事長	高橋 賢史	令和6年8月より
労働者代表	連合島根大田地域協議会	副議長	宮原 勝	令和5年11月まで
		副議長	多代田 卓	令和5年12月より
企業関係者	島根大田青年会議所	理事長	竹腰 賢一	令和6年2月まで
		理事長	三島 裕貴	令和6年3月より
子育て当事者	あゆみ保育園父母の会	役員	中村 沙也加	令和5年度
		役員	山本 忍	令和6年度
	大田市公立幼稚園 PTA 連合会	会長	尾原 智貴	令和5年度
		会長	神田 真哉	令和6年度
	大田市 PTA 連合会	理事	中村 邦宏	令和5年度
		理事	稲井 祐介	令和6年度
民生児童委員	大田市民生児童委員協議会	主任児童委員	森山 朝子	令和6年2月まで
		主任児童委員	矢田 文	令和6年3月より
社会福祉協議会	大田市社会福祉協議会	地域福祉課 主事	井戸 知子	令和5年度
		地域福祉課 課長	飯田 啓介	令和6年度
関係機関	大田市警察署生活安全課	課長	勝部 大樹	令和6年8月より
	島根県大田市県央保健所	所長	杉谷 亮	令和6年8月より
	浜田児童相談所	所長	長谷川 美穂	令和6年8月より
	大田地区保護司会	会長	竹村 一秀	令和6年8月より

5 計画策定の経過

年	月	事項等	内容
R5	9	令和5年度第1回 大田市子ども・子育て支援推進会議	・第3期大田市子ども・子育て支援事業計画について
	12	令和5年度第2回 大田市子ども・子育て支援推進会議	・第3期大田市子ども・子育て支援事業計画策定 スケジュールについて ・おおだ子育てにかかる総合支援拠点施設整備基本 計画（素案）について
R6	1	市民アンケート調査	就学前保護者有効回答率：67.3% 小学生保護者有効回答率：53.8%
		施設等アンケート調査	送付先：保育所（園）、子育て支援センター、 放課後児童クラブ、放課後子ども教室、 子育てサロン・サークル、
	2		
	3	令和5年度第3回 大田市子ども・子育て支援推進会議	・令和5年度事業計画の事業実施状況及び評価 ・令和6年度教育保育施設の種類・定員の変更に ついて
	4	こども計画庁内検討会①	・大田市こども計画策定について
	5	こどもアンケート調査	小学5年生有効回答率：89.3%
	6		中学2年生有効回答率：79.1%
		こども計画庁内検討会②	・第1回子ども・子育て支援推進会議事前協議
	7	令和6年度第1回 大田市子ども・子育て支援推進会議	・大田市こども計画の策定について ・第2期大田市子ども・子育て支援事業の振り返り ・令和5年度教育・保育施設、地域子ども・子育て 支援事業実施状況
		高校生等アンケート調査	有効回答率：66.2%
	8	関係各課ヒアリング調査	実施事業についてのヒアリング
	9	こども計画庁内検討会③	・第2回子ども・子育て支援推進会議事前協議
		令和6年度第2回 大田市子ども・子育て支援推進会議	・大田市こども計画の素案について
	10	高校生への意見聴取	・大田高校、邇摩高校
R7	2	大田市議会 民生委員会協議会	・大田市こども計画（案）について
		パブリック・コメント	・大田市こども計画（案）への意見募集
	3	令和6年度第4回 大田市子ども・子育て支援推進会議	・大田市こども計画（案）について

6 法令集

(1) こども基本法

項目	内容
目的	・ 次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として成長し、権利が擁護され、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す。
「こども」とは	・ 心と身体の発達過程にある人を「こども」とし、必要なサポートが途切れないように、18歳や20歳といった年齢を定めていない。
「こども施策」とは	・ 新生児期、乳幼児期、学童期、思春期の各段階を経て、おとなになるまで切れ目なく行われる健やかな成長に対する支援。 ・ 子育てとともに会う喜びを実感する社会の実現のための支援。（就労、結婚、妊娠、出産、育児等） ・ 家庭、その他のこどもの養育環境の整備。
基本理念	・ 全てのこどもが個人として尊重され、基本的人権が保障され、差別的取扱いを受けないこと。 ・ 全てのこどもが適切に養育され、生活が保障され、愛され保護され、成長・発達・自立が図られること。福祉や教育を受ける機会が与えられること。 ・ 全てのこどもが意見を表明する機会、多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。 ・ 全てのこどもが年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、最善の利益が優先して考慮されること。 ・ こどもの養育が家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭での養育が困難な場合でも家庭と同様の養育環境が確保されること。 ・ 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを実感できる社会環境を整備すること。
責務・努力	・ 国は、こども施策を総合的に策定、実施する責務を有する。 ・ 地方公共団体は、区域内のこどもの状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する。 ・ 事業主は、雇用者の職業生活・家庭生活の充実が図られるよう、雇用環境の整備に努める。 ・ 国民は、こども施策への関心と理解を深め、こども施策への協力に努める。

(2) こども大綱

項目	内容
めざす社会像	「こどもまんなか社会」 ・ 全てのこども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長し、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず権利の養護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。
基本的な方針	① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。 ・ 「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押し。 ・ 虐待、いじめ、暴力等からこどもを守り、救済。 ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。 ・ こども・若者が自らのことについて意見を形成・表明し、社会参画する。おとなはその意見を尊重する。 ・ 意見形成への支援、意見を表明しやすい環境づくりを行う。 ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。 ・ こどもの誕生前から乳幼児期・学童期・思春期・青年期を経ておとなになるまでを社会全体で切れ目なく支援する。 ④ 良好な生育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。 ・ 愛着形成が保障され、人格個性が尊重され、自己肯定感・自己有用感を高め、自分らしく社会生活を送れるように支援する。 ・ 誰一人取り残さず、きめ細かい支援や合理的配慮を行う。 ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む。 ・ 若い世代がライフイベントが重なる時期に、社会で自らを活かす場を持ち、現在所得や将来への見通しを持てるようにする。 ・ 若い世代が主体的な選択により結婚・出産・育児を行う場合に希望に応じて社会で支える。共働き・共育て、男性の家事・育児参画を促進する。 ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。
こども施策に関する重要事項	① ライフステージを通じた重要事項 ・ こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等 ・ 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり ・ こどもや若者への切れ目ない保健・医療の提供 ・ こどもの貧困対策 ・ 障害児支援・医療的ケア児等への支援 ・ 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 ・ こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

	② ライフステージ別の重要事項 ・ こどもの誕生前から幼児期まで(切れ目ない保健・医療の確保／こどもの成長の保障と遊びの充実) ・ 学童期・思春期(質の高い公教育／居場所づくり／小児医療体制・こころのケアの充実／成年年齢前に必要な知識への情報提供・教育／いじめ防止／不登校こどもへの支援／校則の見直し／体罰や不適切な指導の防止／高校中退の予防・中退後の支援) ・ 青年期(高等教育の修学支援／高等教育の充実／就労支援／雇用と経済的基盤の安定／希望者の結婚・新生活への支援／悩みや不安を抱える若者や・家族の相談体制の充実) ③ 子育て当事者への支援に関する重要事項 ・ 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 ・ 地域子育て支援、家庭教育支援 ・ 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参加促進・拡大 ・ ひとり親家庭への支援
こども施策推進のための必要事項	① こども・若者の社会参画・意見反映 ・ 国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進 ・ 地方公共団体等における取組促進 ・ 社会参画や意見表明の企画の充実 ・ 多様な声を施策に反映させる工夫 ・ 社会参画・意見反映を支える人材の育成 ・ 若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備 ・ こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究 ② こども施策の共通の基盤となる取組 ・ 「こどもまんなか社会」の実現に向けた EBPM ・ こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援 ・ 地域にける包括的な支援体制の構築・強化 ・ 子育てに関する手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信 ・ こども・若者、子育てに優しい社会づくりのための意識改革 ③ 施策の推進体制等 ・ 市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案し、市町村こども計画を策定するよう努力義務がある。 ・ こども計画は、各法令に基づくこども施策に関する関連計画と一体のものとして作成できる。 ・ 区域内のこども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層わかりやすいものとするなどが期待されている。

(3) 幼児期までのこどもの育ちにかかる基本的なビジョン(はじめの 100 か月の育ちビジョン)

項目	内容
ビジョン策定の意義	・ 幼児期までこそ、生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の向上にとって最重要であることから、全ての人で次代の担い手の人生最初期を支え、全ての人が乳幼児とともに全ての人のウェルビーイングを支えることが重要。
目的	・ 全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの 100 か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上
ビジョン	① こどもの権利と尊厳を守る ・ こども基本法にのっとり、こどもの権利に基づき、育ちを保障し向上させる。 ② 幼児期までのこどもの育ちに必要な「アタッチメント（愛着）」の形成 ・ 育ちの鍵となる「安心と挑戦の循環」 ・ 幼児期までのこどもの育ちに必要な「アタッチメント（愛着）」の形成 ・ 幼児期までのこどもの育ちに必要な豊かな「遊びと体験」 ③ 「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える ・ こどもの誕生を迎え入れる準備期にある妊婦やその家族を支援・応援 ・ 乳児期はアタッチメントを形成するはじめの重要な時期。乳児と妊産婦を多職種による重層的な支援。 ・ 1 歳～3 歳未満の時期は身体機能や運動機能の発達期。こどもの育ちの質を保障。 ・ 3 歳以上～幼児期の終わりは義務教育段階へつながっていく時期。関係機関が連携し切れ目ない支援。 ④ 保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする ・ こどもに最も近い保護者・養育者のウェルビーイング向上。 ・ 必要としている人が必要なタイミングで制度やサービスにつながる工夫。 ・ こどもとともにそだつ視点を持ち、保護者・養育者を支援・応援。 ⑤ こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す ・ こどもに最も近い保護者・養育者はアタッチメントを形成する対象。保護者・養育者のウェルビーイングと成長を支える。 ・ 保育者等こどもと直接接する人は、専門職や周囲のおとな等との関わり合いが重要。 ・ こどもが過ごす空間としての公園等とこどもを見守る人等、こどもが安心・安全に過ごせる環境改善を図る。 ・ 地域社会を構成する人による環境づくりにより、こどもの育ちを保障する。 ・ 施策や文化をつくる間接的にこどもとかかわる人とのビジョンの共有。

(4) 児童福祉法

項目	内容
理念	・（国民の義務）児童は未完成の社会的な弱者として基本的人権が保護されるべきであり、児童が将来の社会を担うべきものであるという社会的意義を認め、国民が、それぞれの立場において育成に責任を負っている。 ・（児童の権利）すべての児童がひとしくその生活を保障され、愛護される権利を有する。親だけでなく国・地方公共団体に対してもその権利を有している。
対象	・ 児童福祉法における「児童」とは 18 歳未満の者であり、詳細は以下のようになっている。 「乳児」…1 歳未満の者 「幼児」…1 歳から小学校就学の始期に達するまでの者 「少年」…小学校就学の始期から 18 歳に達するまでの者
概要	・ 児童福祉法では、保育全般や児童相談所、障がい児支援、養子縁組（里親）等の支援や児童福祉施設のほか、児童福祉司・児童委員・保育士の責務や資格要件についても定めている。
主な改正点 （令和 4 年改正） （令和 6 年施行）	・ 1947 年の制定以降、時代に応じて改正を繰り返している。2022 年に改正され、2024 年より施行された。 ① 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充 ・ 市町村は、こども家庭センターの設置や身近な子育て支援の場における相談機関の整備に努める。 ・ 訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業を新設。 ・ 児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化等 ② 一時保護施設及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上 ・ 一時保護施設の環境改善を図る。 ③ 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化 ・ 児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設。 ④ 児童の意見聴取等の仕組みの整備 ・ 児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずる。 ⑤ 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入 ⑥ こども家庭福祉の実務者の専門性の向上 ⑦ 児童をわいせつ行為から守る環境整備等

(5) 児童の権利に関する条約（こどもの権利条約）

項目	内容
概要	・ 1989 年 11 月、国連総会において採択された条約。196 の国・地域が締約している。 ・ こどもが守られる対象であるだけでなく、権利をもつ主体であることを明確にしており、大人と同様にひとりの人間としてもつ様々な権利を認めるとともに、成長の過程にあって保護や配慮が必要な、子どもならではの権利も定めている。
対象	・ 18 歳未満の者
考え方と 4 つの原則	・ こどもの権利条約では、4 つの原則を基本的な考え方としている。日本では「こども基本法」にこれらの原則が取り入れられている。 ① 差別の禁止（差別のないこと） ・ すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障される。 ② 子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと） ・ 子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考える。 ③ 生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること） ・ すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障される。 ④ 子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること） ・ 子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮する。

(6) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）

項目	内容
概要	・ この法律は学校以外の場所で行う多様な学習活動の重要性について記載されており、不登校の子どもたちに対する支援や夜間中学における就学の機会の提供等を規定している。
基本理念	① すべての子どもが安心して教育を受けられる学校環境の確保 ② 不登校の子どもそれぞれの状況に応じた支援 ③ 不登校の子どもが安心して十分に教育を受けられる学校環境の整備 ④ 年齢・国籍を問わず能力に応じた教育の確保 ⑤ 国・地方公共団体・民間団体などの密接な連携
8 つのポイント	① より良い学校づくり ・ 学校は一人一人が社会で生きる基礎を養い、国家・社会を支えるために必要な基本的な資質を養うことを目的としており、よりよい学校づくりを行うことを目指す。 ・ また、すべての子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに相談しやすく、いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくりが重要。 ② 不登校は問題行動ではありません ・ 不登校は誰にでも起こり得ることであり、不登校というだけで問題行動であると受け取られないように配慮をする。

	③ 社会的自立の尊重 ・ 学校に投稿するという結果のみを目標とせずに、こどもたちが自分の進路を主体的に考えられるようにすることを後押しする。 ④ 民間連携 ・ こどもたちや保護者の意見を大切にしながら民間機関等とも連携して支援する。 ⑤ 学校内外の学びの場も整備 ・ 自分のクラス以外の場所でも安心して学べるように学びの場を整備する。 ⑥ 一人一人にあった支援 ・ 不登校のこどもを支援する際は、本人の意思を十分に尊重し、こどもによっては休養が必要なことにも配慮しつつ一人一人に合った支援を行う、その際、学業の遅れや進路選択上の課題等があることにも留意しつつ、適切な支援を行う必要がある。 ⑦ 夜間中学を全国に設置します ・ 夜間中学における就学の機会の提供ができるように、夜間中学の設置促進を図る。 ⑧ 様々な方が学べる環境を ・ 義務教育未修了者、不登校等によって実質的に義務教育を十分に受けられないまま中学校等を卒業した方等様々な方々が学べるよう、夜間中学の充実を図る。
--	--

(7) 教育基本法

項目	内容
概要	・ 日本の教育に関する基本的な考えや教育制度に関する基本事項を定めた法律。1947年に制定され、「人格の完成」や「個人の尊厳」など普遍的な理念を大切にしつつ、時代に伴う教育環境の変化を受けて2006年に改正され、新しい時代の教育の基本理念が明示された。
目指す姿	・ 知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間 ・ 公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民 ・ 我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人
教育の目標	・ 幅広い知識と教養、豊かな情操と道徳心、健やかな身体 ・ 能力の伸長、自主・自立の精神、職業との関連を重視 ・ 正義と責任、自他の敬愛と協力、男女の平等、公共の精神 ・ 生命や自然の尊重、環境の保全 ・ 伝統と文化の尊重、我が国と郷土を愛し、他国を尊重、国際社会の平和と発展に寄与
生涯学習・教育の機会均等	・ 生涯にわたって学習することができ、その成果を生かす社会の実現 ・ すべての国民が教育を受ける機会を得られ、教育上差別されない
教育の実施について	・ 義務教育、学校教育、教員、社会教育、政治教育、宗教教育、大学、私立大学、家庭教育、幼児期の教育、学校・家庭及び地域住民等の相互の連携協力について規定
教育行政	・ 教育行政における国と地方公共団体の役割分担、教育振興基本計画の策定等について規定

子どもの権利条約の4つの原則

子どもの権利条約の基本的な考え方は、次の4つで表されます。それぞれ、条文に書かれている権利であるとともに、あらゆる子どもの権利の実現を考える時に合わせて考えることが大切な、「原則」であるとされています。これらの原則は、日本の子どもに関する基本的な法律である「こども基本法」にも取り入れられています。

出典：（公財）日本ユニセフ協会ホームページ

関連する条文はこちら



文章・イラスト出典：（公財）日本ユニセフ協会発行『子どもの権利条約 カードブック』

大田市こども計画
(令和7～11年度)
発行年月：令和7年3月
発行・編集：大田市健康福祉部子ども保育課
TEL：0854-83-8148
FAX：0854-82-9730